

# 東京都児童福祉審議会 第5回専門部会

(新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

日時：令和6年12月20日(金曜日) 午後5時～午後8時

場所：第一本庁舎 42階北側 特別会議室 A

## 会 議 次 第

### 1 議事

(1) 心理的・治療的ケア体制の集中討議について

(2) 計画素案検討

第1章 基本的考え方と全体像

第2章 東京都の状況

- ・統計データ
- ・代替養育を必要とする児童数の推計
- ・子供へのアンケート・ヒアリング結果

第3章 東京都における具体的な取組

- 目標1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実
- 目標2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築
- 目標3 家庭と同様の環境における養育の推進
- 目標4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
- 目標5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実
- 目標6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
- 目標7 児童相談体制の強化
- 目標8 一時保護児童への支援体制の強化
- 目標9 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

第4章 計画の進捗評価と見直し

(3) その他

---

#### 【資料】

- 資料 1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿
- 資料 2 第4回児童福祉審議会専門部会 委員意見
- 資料 3 心理的・治療的ケア体制の集中討議について
- 資料 4 東京都社会的養育推進計画素案
- 資料集 国通知、次期社会的養育推進計画策定要領全体等

**東京都児童福祉審議会 専門部会**  
**（新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討）**

■委員名簿

（五十音順、敬称略）

令和6年12月1日現在

| 氏 名                    | 所 属                                   | 専門分野             |
|------------------------|---------------------------------------|------------------|
| カケガワ ア キ<br>掛 川 亜 季    | 弁護士                                   | 司法関係             |
| キムラ ヒ デ キ<br>木 村 秀 樹   | 福生市子ども家庭部こども家庭センター課長                  | 関係行政機関           |
| サイトウ ヒ ロ ミ<br>齋 藤 弘 美  | 社会福祉法人大洋社常務理事<br>大田区立ひまわり苑統括施設長       | 母子生活支援施設         |
| サコンシ ミ ワ<br>左 近 士 美和   | 中央区福祉保健部子ども家庭支援センター所長                 | 関係行政機関           |
| シンボ ユ キ オ<br>新 保 幸 男   | 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授                   | 児童福祉<br>（児童家庭福祉） |
| タカダ マ リ<br>高 田 真 里     | 公募委員                                  | 都民公募             |
| タナカ レ イ カ<br>田 中 れ い か | 一般社団法人たすけあい代表理事                       | 児童福祉<br>（社会的養護）  |
| ツル カズミツ<br>都 留 和 光     | 社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 施設長                 | 児童福祉施設           |
| ナカ イタ イ ク ミ<br>中 板 育 美 | 武蔵野大学看護学部教授                           | 公衆衛生             |
| ノ ト カズコ<br>能 登 和 子     | 特定非営利活動法人東京養育家庭の会理事長                  | 養育家庭             |
| フルカワ コウジ<br>古 川 康 司    | 中野区児童相談所長                             | 関係行政機関           |
| マスザワ タカシ<br>増 沢 高      | 社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター<br>副センター長   | 臨床心理学            |
| ミヤハラ リ エ<br>宮 原 理 恵    | 公募委員                                  | 都民公募             |
| ムトウ ソメイ<br>武 藤 素 明     | 社会福祉法人二葉保育園常務理事<br>二葉学園 統括施設長         | 児童福祉施設           |
| ヨコボリ マサコ<br>横 堀 昌 子    | 青山学院大学コミュニティ人間科学部教授                   | 児童福祉<br>（社会的養護）  |
| ヨネヤマ アキラ<br>米 山 明      | 社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 全国療育相談センター<br>センター長 | 小児科医             |
| カシワメ レイホウ *<br>柏 女 霊 峰 | 淑徳大学総合福祉学部教授                          | 児童福祉<br>（児童家庭福祉） |

\*オブザーバー

# ■事務局名簿

| 役 職   | 職 名                             | 氏 名     |
|-------|---------------------------------|---------|
| 幹 事 長 | 子供・子育て支援部長                      | 西 尾 寿 一 |
| 幹 事   | 子供・子育て施策推進担当部長                  | 瀬 川 裕 之 |
|       | 総合連携担当部長(児童相談センター次長兼務)          | 竹 中 雪 与 |
| 書 記   | 子供・子育て支援部企画課長                   | 吉 川 千賀子 |
|       | 子供・子育て支援部家庭支援課長                 | 安 藤 真 和 |
|       | 子供・子育て支援部育成支援課長                 | 岡 本 香 織 |
|       | 子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長           | 平 川 祥 子 |
|       | 子供・子育て支援部事業調整担当課長               | 横 森 幸 子 |
|       | 子供・子育て支援部事業連携担当課長               | 砂 賀 満 帆 |
| 関係者等  | 児童相談センター総合連携担当課長                | 志 田 隆 英 |
|       | 児童相談センター児童福祉相談専門課長              | 奥 村 理 加 |
|       | 足立児童相談所長                        | 辰 田 雄 一 |
|       | 萩山実務学校管理課長                      | 弥 重 寿 樹 |
|       | 障害者施策推進部障害児・療育担当課長              | 菱 田 彰   |
|       | 子供・子育て支援部企画課統括課長代理(計画担当)        | 加 藤 悦 宏 |
|       | 子供・子育て支援部企画課課長代理(調整担当)          | 若 林 大 輔 |
|       | 子供・子育て支援部企画課課長代理(権利擁護担当)        | 片 岡 智 明 |
|       | 子供・子育て支援部企画課課長代理(権利擁護調整担当)      | 山 根 諒 子 |
|       | 子供・子育て支援部家庭支援課統括課長代理(子育て事業担当)   | 松 川 邦 夫 |
|       | 子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(児童相談所運営担当)   | 伊 東 大 輔 |
|       | 子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(地域連携担当)      | 西 沢 佳   |
|       | 子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(児童相談所連絡調整担当) | 山 崎 信 尚 |
|       | 子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(児童相談所連絡調整担当) | 荻 原 純 菜 |
|       | 子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(母子保健担当)      | 川 嶋 直 樹 |
|       | 子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(多機関連携担当)     | 山 崎 貴 博 |
|       | 子供・子育て支援部育成支援課統括課長代理(児童施設担当)    | 西 嶋 咲 絵 |
|       | 子供・子育て支援部育成支援課課長代理(乳児院担当)       | 沢 辺 小 織 |
|       | 子供・子育て支援部育成支援課課長代理(事業調整担当)      | 水 上 雄 太 |
|       | 子供・子育て支援部育成支援課課長代理(児童施設運営支援担当)  | 松 下 恵 美 |
|       | 子供・子育て支援部育成支援課課長代理(里親担当)        | 山 口 美 紀 |
|       | 子供・子育て支援部育成支援課課長代理(里親調整担当)      | 加 藤 亨   |
|       | 子供・子育て支援部育成支援課課長代理(里親調整担当)      | 関 口 麻 美 |
|       | 障害者施策推進部施設サービス支援課課長代理(児童福祉施設担当) | 海老沼 香 織 |
| 事 務 局 | 子供・子育て支援部企画課課長代理(児童福祉審議会担当)     | 吉 川 涼 子 |
|       | 子供・子育て支援部企画課子供・子育て施策推進担当        | 堀 江 真理子 |
|       | 子供・子育て支援部企画課計画担当                | 山 中 尚 也 |

| 該当章 | 主な意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 | ○5つの視点に、 <u>6つ目として「子供を含む家族全体に対し分野横断的に資源を活用する包括的な支援」を追加するのはどうか。</u> 5つで切りがよくてそれが難しいというのであれば、1つ目の「地域における切れ目ない支援」のところを「切れ目ない包括的な支援」としていただいても良いと思うが、よりはっきりさせるためには、6つ目が入っていると良い。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 第2章 | <p>○自立支援についても議論しているので、自立支援や児童養護施設のデータを記載している箇所等に、児童自立生活援助事業、いわゆる<u>自立援助ホームの利用者数や実態が分かるようなデータを入れた方が良い。</u></p> <p>○障害児の入所施設の統計などは、入っていなければ入れていただきたい。</p> <p>○虐待相談以外も含めたデータの掲載は可能か。児相の仕事の中心は児童虐待であるのは間違いないが、<u>福祉司の全体像を表すとしたら、虐待だけでない数値の表現のほうがいい。</u></p> <p>○里親の養育力や、子供が非常に難しくなっているというようなことを考えると、職業的な里親の考え方を検討していただきたい。養護施設の経験や学校の先生の経験がある方を職業里親として認定していくようなことも考えていただきたい。</p> <p>○自立支援相談員が入り、子供たちが解除後に非常に安定した生活が営めるという点ではありがたいが、これから難しい子供たちが増えてくということから、<u>一定程度自立支援相談員の方の増員なども含めて考えていただきたい。</u></p> <p>○代替養育が必要な児童数について、<u>母子生活支援施設を、親子分離しない施設として利用することも考えて数を見ていただけるとありがたい。</u></p> <p>○<u>乳児院が一時保護所機能を持っているという点より、乳児院での一時保護の数字は入れていただきたい。</u></p> <p>○ショートステイの重要性に基づき、<u>ショートステイに触れているような部分も必要</u>ではないか</p> <p>○一時保護所から施設に入っていく児童は恐らく東京でも2割いないのではないかと思いますので、多くの子供たちが基本的には地域に戻っていくという観点から、<u>地域のサポートの在り方等にも一定程度触れた方が良い。</u></p> <p>○自立支援に力を入れるということから、<u>東京都が実施してきた退所者の実態調査をもう少し入れるといいのではないか</u></p> |



## 第4回専門部会における主な意見

| 該当章   | 主な意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章－1 | <p>○<u>子供の権利擁護の仕組みとか、子供の権利ノートをバージョンアップしたものを改めて子供に説明したりというふうに丁寧な取組がなされることは本当に大事</u></p> <p>○子供に説明して、子供の手の中に権利行使の手段を届けていくだけではなく、<u>子供に関係する大人（養育者）にも説明を適切に届ける仕組みが適切に運用されるようにということも必要</u>になる。</p> <p>○子供の権利の更なる啓発という観点について、妊娠期からの包括的なということも含めて考えると、子供の権利の中にいわゆる幼児、小学生以上というのは書かれているが、乳児が置き去りになっているなどと思う。</p> <p>○<u>乳児については自ら声を出すことはできないが、いわゆる生存的、そして愛情を欲求する、そういった欲求を訴えているというところもあるので、親支援実施の上でもそういった啓発もとても重要</u>なのではないかと思う。</p> <p>○<u>「親に対しての説明も必要になってくる」という点を踏まえて子供の権利ノートの作り直しを実施して欲しい。</u></p> <p>○<u>子供への満足度調査の項目について、例えば「自分の気持ちをたくさん聞いてもらえると思う」という子供、これは豊島区でやった場合は50％ぐらいだったが、それを80％にするとか、あるいは数字にできなければ「増加させる」といった形にするのは大事。</u></p> <p>○施設やファミリーホーム、里親での生活が安心できるといった基底がまずあって、そこから意見が尊重されているかというような構造化された質問も大事になってくると思う。</p> <p>○自分の生い立ちについて整理ができているとか、そのような少し毛色が変わった、でも大事な項目も入れていただけるといい。</p> |

## 第4回専門部会における主な意見

| 該当章   | 主な意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章－2 | <p>○特定妊婦、若年妊婦等、困難を抱えた状態で妊娠されている方はいろいろな場所を移動している可能性がある。その自治体の事業に該当させていくような視点で見えていくと、その住民でないと支援が受けられないといったことが、挙がっていた。<u>都内での広域という視点をどうするかということと、東京以外のところの方たちが入ってきたときの対応をどうするかが重要な課題</u>になってくるのではないかな。</p> <p>○包括的な支援というところで、<u>高齢・障害者福祉の部分も含むような関係先との連携といったことも明示できると良い</u>。例えば、要対協のネットワークを通じて関係機関同士で連携しながらという記載を、さらに包括的な連携が充実するような形の書きぶりを整えていただけると良い。</p> <p>○<u>施設機能を利用して一時保護委託をされた児童等の、精神的・心理面での調査の実施も有効</u>ではないかな</p> <p>○思春期になると問題行動とか反抗等でうまくいかなくなっていくということがあるが、一時的なことも多いので、<u>1年間ぐらいを目途に施設で預かっていただいて、里親の再教育や、子供の意思を確認することの中で、再委託というようにことができるといいのではないかな</u>。それがひいては委託率の向上に繋がることも考えられる。</p> <p>○<u>子供が解除後に里親さんとまた関係を持つケースが見られる中で、施設に移った後もそのような交流ができると良い</u>。</p> <p>○障害児相談との連携についても記載した方が良い。</p> <p>○妊産婦のメンタルのケアも含め、<u>障害部門等の医療の連携といった点も方向性に入れた方が良い</u>。</p> <p>○国連は、乳児も権利の保有者であり意見表明権も有していると言っており、言語にならない様々な表情とかそういったものもキャッチしていくのが大人の責務だと言っている。</p> <p>○<u>本計画の中にいわゆる0・1・2の意見表明が一言も触れられていないのは残念</u>。</p> <p>○乳幼児の意見表明が、親御さんがキャッチできていることを私たちがトライアングルで説明していくことで愛着形成を促す点や、産後鬱が減る点等、海外の統計もあるので、意見表明権のところに入れるとストーリーがつながるのではないかな</p> |
| 第3章－3 | <p>○フォスタリング機関事業については、児童相談所の機能の一部として運営しているのが東京都のやり方だと思うが、<u>里親支援センター化することであれば、児相から独立してフォスタリング機関を民間がやる優位性みたいなものをもう少し出していくことが必要</u>だと思う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

## 第4回専門部会における主な意見

| 該当章   | 主な意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章－4 | <p>○施設の多機能化として母子生活支援施設の名前を入れていただいて、本当にありがたく思っている。一方で、<u>ショートステイ等もかなりいろいろな障害のお子さんが増えてきているため、そうした対応ができる体制づくり</u>も一緒に併せて考えていただけるとありがたい。</p> <p>○（目指す方向性）において、<u>「児童が、良好な家庭「的」環境の下で……」という文字と、「できる限り」というのは結構大事な文になると思うので、ここにも「できる限り」と書いていただきたい。</u></p> <p>○また、先ほど子供の意見表明権のところ「幼児、それから障害児」と入れていたことから、<u>障害児の権利についての記載を取組の方向性で1つ入れていくのはどうか。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第3章－5 | <p>○児童相談所の治療指導課のバックアップ、それから都立児童養護施設の活用なども既にされているということだが、やはり施設へのバックアップが必要である。<u>心理的・治療的機能の強化とともに、施設へのバックアップが必要</u>ということを強くお願いしたい。</p> <p>○心理職の増員等と書いてあるが、<u>心理治療が必要なお子さんに関してどのようにアプローチ</u>をしていくのかといったところでは、これまでは児童相談センターの中の治療指導課が中心になってやられていたかなと理解している。今後、<u>児童自立支援施設の実態からいけば、その施設の機能の付加を検討してもよい</u>と思っていたので、この計画の中でもそういったことに向けての検討を書き加えておいてもいいと感じた。</p> <p>○「ケアニーズが高い児童への対応イメージ」という図があるが、専門的・治療的ケアの体制で高い、低いということが記載されている。ただ、<u>現状からすると、専門機能強化型児童養護施設以上に、まだ専門機能強化に至っていない一般の児童養護施設に、ケアニーズの高い子供たちが多く入っている。</u>そういう意味からすると、<u>この高い、低いというのはちょっと違和感があり、検討したほうがよいと思う。</u></p> <p>○「ケアニーズが高い児童への対応イメージ」の「都立児童養護施設6施設」というところに<u>「高齢児童、長期一時保護児童」ということで対象児童</u>が書かれていますけれども、<u>これは「等」をつけないと、こういう子供たちだけが入っているかというところではないかと思う。</u>このところは本当にこのイメージでやっていくのであれば業界とのコンセンサスを経ないと誤解が生じるのではないかな。</p> <p>○東京には児童心理治療施設がないということで、5年前の検討会でも申し上げたが、もうそろそろ東京が<u>心理治療施設の在り方について検討する</u>ということをして、このまとめの中には入れたほうがいいのではないかな。</p> |

## 第4回専門部会における主な意見

| 該当章   | 主な意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章－5 | <p>○「<u>虐待が発生した家族には、保護者に適切な養育行動を身に付けさせ、</u>」という、この表現は果たして妥当なのか。また、その後が「治療的・教育的援助」になっているが、全体的に読んでみると「支援」でかなり統一されているので、<u>「支援」のほうがよろしいのではないと思う。</u>少なくとも「身に付けさせ」というのは、検討していただきたい。</p> <p>○<u>里親さんに委託されているお子さんにも心理治療が必要なお子さんは結構たくさんいる。</u>数年前と比べると積極的に小児精神科の治療が受けられる状況にはなっているが、<u>児童相談所によって違っているところもあるので、より多くの子供たちがそうした治療を受けられるようにしてほしい。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第3章－6 | <p>○「<u>ニーズに応じた児童自立生活援助事業の実施</u>」と書いてあるが、今回、児童福祉法が改正されて施設型や里親型を含めてⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型がスタートしようとしている。ここに「実施」と書いてあるが、この社会的養護のニーズは非常に高いと思うため、できれば実施と<u>その拡充策を記載いただきたい。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 第3章－7 | <p>○<u>取組の中で児童養護施設の入所調整の効率化があるが、障害児施設への入所のことも児相の役割であると思うので、虐待対策だけではなく、障害児関連のこともここに含めたほうが良いのではないかと</u></p> <p>○区児相ができたことにより、被措置児童虐待の時に複数の児童から話を聞く必要があり、その足並みが揃わずに時間がかかってしまう。措置元の児童相談所の福祉司が聞き取りすることが多いが、時間がかかってしまったりだとか、その間、権利侵害状況が続くのではないかと心配されるようなことがある。<u>被措置児童虐待発生のように複数の児童相談所、区児相、都児相が絡むようなときに相互調整ができるような内容や、ガイドラインの改訂等、どちらかを入れていただければ。</u></p> <p>○区児相や子家センにおける個別困難事例について、専門相談を受け付ける窓口について、子家センと都児相はそのような関係性かもしれないが、区児相は独立している。専門窓口を設置して相談するというより困難事例を共有して、それでそれぞれが独立してやっていくという趣旨かと思う。</p> <p>都児相の福祉司・心理司も2年以下の職員が5割となっていると、都児相を頼るという話ではなくなっているのではないかと思う。以上の内容の下記ぶりを工夫していただけるとありがたい。</p> |
| 第3章－8 | <p>○一時保護所の機能充実、設備、人員等は必須の事項と思う。ただし、現実的には一時保護が長期化している子供たちが多いということで、<u>ひどい子供は一年も二年も一時保護所にいるという状況も現実的にはあるので、一時保護所の充実とともに、里親や施設等への委託や措置の促進策の並行しての実施が必要。</u>場合によっては、一時保護の充実策だけ実施すると、そこがもう一時保護所でなくなるという状況に東京ではなっていくのではないかと思われる。両方方向性を出して充実策を検討することが必要。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

## 第4回専門部会における主な意見

| 該当章   | 主な意見                                                                                                                                                                                        |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章－9 | ○人材確保の部分で、 <u>一般企業では離職率を減らすために1人につき1人、チームでメンターのような存在をつけることが最近が多い。それによって離職率がかなり減った</u> 例もあるので、一般企業の事例等を参考にいただけると良い。                                                                          |
| 第4章   | ○全体を通じて、「現状・これまでの取組」にはできたことしか書いていないような気がする。 <u>計画を立てたけれどもできなかったことにも、やはり触れる必要があるのではないか。</u> 情勢や制度が変わっているため難しい部分もあるが、計画して、本当はやりたかったけれどもなかなかできなかったことについて、幾つか抽出した上で「これまでの取組」として入れたほうがいいのではないかと。 |



## 心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議

■日時：令和6年12月2日（月）18時30分～20時30分

- 議事：①児童自立支援施設の現状  
 ②今後の方向性  
 ③生活寮の運営体制強化  
 ④心理支援体制の整備  
 ⑤アフターケア実施体制の充実強化

■委員名簿（五十音順、敬称略）

| 氏 名                     | 所 属                                   | 専門分野             |
|-------------------------|---------------------------------------|------------------|
| カケガワ ア キ<br>掛 川 亜 季     | 弁護士                                   | 司法関係             |
| シン ボ ユ キ オ<br>新 保 幸 男   | ◎ 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授                 | 児童福祉<br>(児童家庭福祉) |
| マス ザワ タカシ<br>増 沢 高      | 社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター<br>副センター長   | 臨床心理学            |
| ム トウ ソ メ イ<br>武 藤 素 明   | 社会福祉法人二葉保育園常務理事<br>二葉学園 統括施設長         | 児童福祉施設           |
| ヨコ ボリ マ サ コ<br>横 堀 昌 子  | ○ 青山学院大学コミュニティ人間科学部教授                 | 児童福祉<br>(社会的養護)  |
| ヨ ネ ヤ マ アキラ<br>米 山 明    | 社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 全国療育相談センター<br>センター長 | 小児科医             |
| カン ワ メ レイ ホウ<br>柏 女 霊 峰 | * 淑徳大学総合福祉学部教授                        | 児童福祉<br>(児童家庭福祉) |

◎部会長、○副部会長、\*オブザーバー

心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議における主な意見

| 事項            | 主な意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支援体制          | <p>○児童自立支援施設の枠のある生活は自閉傾向のある児童にはわかりやすく大事な生活であり、効果がある児童もいる。思春期以降になると行動化が激しくなっていく中で、かっちりとした枠組みの中とは違い、きちんと行動化を止めるという意味での枠との住み分けが重要</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ケア単位の<br>小規模化 | <p>○小規模化することで<b>職員の力量が必要</b>になる。職員の定着の問題も含めて担保することが大事</p> <p>○T I Cも含めていろいろな<b>ケアをするためには、ユニット化は実は大事</b>。エビデンスも出ている。国は法改正をきちんと検討すべきであると思う。</p> <p>○<b>小規模化はもう当たり前のこと。児童自立支援施設が</b>、全国的に、発達障害児、暴力などの行動化などが増大している一方で、少年犯罪は減っており、<b>まずは規模を変える、定員を変えることが大事</b></p> <p>○小規模化は重要ではある一方、<b>小規模化により職員体制が薄くなることでチームが組めなくなり、職員が孤立化</b>し、トラウマを抱えた子供たちの並行プロセスの中に職員が巻き込まれてしまう。また、小規模化は、幼児などはアタッチメント形成上効果的であるが、<b>重症化が進んだ児童については、</b>トラウマを抱えておりネガティブな心因性を詰め込んでいて、<b>職員との距離が近くなることで、怒りとか悲しみとか不信感などの感情ががんと職員に向けられ、それに職員が耐えられなくなる。職員を増員し、職員を孤立化させないような支えが必要。</b></p> <p>○入所率8割であれば、8割まで定員を落とし、その分、職員の配置のほうに振り分けたらどうか。</p> <p>○家庭の養育力も落ちており家では見れない小さな非行の子供も一定程度いる。このため、小規模化により定員規模を減らすのであれば、総定員を減らさないで、寮を増やすなどを検討していただきたい。</p> |
| 個室化           | <p>○個室は当たり前。<b>基本は個室化が必要</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ケアワーカーの増配置    | <p>○イギリスは子供1人に職員3人という配置で、交替勤務にすると1対1になる。20年前からである。</p> <p>○今は対話型の支援になっている。子供たちが学校でいろいろ経験し、仲間との関わり合いの中で、大人と対話することで行動化ではなくて言語化していき、愛着修復のアプローチにも重なり、経験したことを安心感に変えていくことが重要</p> <p>○今すぐ改善が必要。武蔵野学院は1対6。都が今の1対12体制でよくやってきたという感覚。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| S V の配置       | <p>○職員が抱えているネガティブな感情をきちんと聞き取り処理するようなスーパーバイズ体制が必要</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議における主な意見

| 事項      | 主な意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 心理職員の配置 | <p>○<u>日常の暮らしの中でトラウマ症状がどのように出ているのか見立て、環境的にマネジメント</u>をして安心できる暮らしを保証していくことが重要</p> <p>○おおむね10人に1人とあるが、7人に1人というのが国も認めている配置基準であり、それでも足りない。川崎は5人に1人配置し、全体で1対1対応が可能となるような体制を取っている。<u>アタッチメント形成はものすごい労力と支えが必要。</u></p> <p>○支援の閉鎖性と抱え込み、権利侵害を防ぐため、<u>心理職が日常的に寮に入り関与する体制が必要</u></p> <p>○見立てがうまくできてない。思春期、子ども家庭総合評価票をこれを丁寧にとると、アタッチメントのことから発達障害のところまで細かく評価できるようになっている。</p> <p>○ケアワーカーとチームを組んで、<u>生活の中に入りながら子供の行動観察をしなければ、いろいろなトラウマ症状の把握は難しい。</u>子供の全体像をケアワーカーの人たちと一緒に見ていくことが大事。</p> |
| 医療との連携  | <p>○トラウマのある児童が施設で治療的介入に結び付けることが重要。<u>アタッチメントの問題はできるだけ早期に濃密な治療をしてきちんと育ち直しをするところが一番肝</u>になる。</p> <p>○都立小児総合とは、入院が必要なケースについては、上手く連携できたらよい。</p> <p>○子供の治療だけではなく、<u>ストレスがかかっている福祉職や心理職をサポートするためにも、精神科の医師によるバックアップ体制が重要。</u></p> <p>○医師の常駐が職員の安心感につながる。<u>職員のエンパワーにつながるという面もあり</u>、子供の支援体制の充実に、現場を支えていくということは不可分である。</p> <p>○<u>常勤の医師を配置</u>し、児童を観察することが大事。<u>可能であれば医療施設にしていけるということも必要。</u></p> <p>○措置を継続しながら入院支援することが重要。<u>緊急入院が必要なケースはもっとあるので、医療ネットワークがとても重要。</u></p>        |



心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議における主な意見

| 事項              | 主な意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アフターケア実施体制の充実強化 | <p>○自立支援担当職員を配置し自立支援計画にも関わっていくということが重要。このため<b><u>アフターケア専属で配置する場合は複数配置が必要</u></b></p> <p>○医療とのつながりなどを充実させることで、いろいろな人たちが加わって、アフターケアすることがとても大事</p> <p>○<b><u>パーマネンシーの保障が盛んに言われる中で、連続性を担保しコーディネートする職員が必要</u></b>。施設退所後のつなぎ目、つまり移行期をきちんと丁寧に行う中心的役割の職員を置くことはとても重要。つなぎ目の移行期の支援ができておらず、子供の人生を途切れさせている。移行期の傷つきを最小限にしていく、ためにも、適正人数も含めて職員の配置を考えていただきたい。</p> <p>○自立生活援助事業の活用の方向にしている。児童養護施設に措置変更もあるが、<b><u>永続的、継続的な支援を考えると、自立支援施設の中でもそういう専門の部署を作ることも将来的には考えていったらどうか</u></b>。</p> <p>○職員の入れ替わりが早くどうしても知っている職員がいないと、子供から見ると、職員を頼ろうという気持ちがどんどん薄れていき、足が遠のいてしまうのが現状。アフターケアをまとめるコーディネーターを置いて、<b><u>寮の属人的なアフターケアではなく、施設としてトータルで組織的に行うアフターケアが必要</u></b></p> <p>○寮の職員としてもアフターケアの役割も果たしたほうが、子供からの信頼感を得られやすいのではないか。寮生活、日常生活を知らない職員がアフターケアをやっても子供が「何この人」ということが起こり得る。</p> |
| 将来像について         | <p>○児童自立支援施設の将来像を描いていかなければいけない。今回、<b><u>計画策定し、計画の進捗管理だけ行うことになり、その後に抜本的にどうすべきなのかという議論が</u></b>、国のように忘れ去られてしまうことが起きないように、この<b><u>進捗管理のところに、あるべき論をしっかりと書くべき</u></b>である。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

# 「心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議」の概要

○被虐待経験を有する児童や、精神障害、発達障害等の課題を抱え、個別・専門的な対応が必要な児童が増加傾向

○児童精神科等への通院・服薬治療中の児童等、医療的支援を必要とする児童が増加

※被虐待経験は約9割、発達障害は約6割、精神科通院は約6割

○こうした状況を踏まえ、**都立児童自立支援施設が今後担う役割と体制について検討**

## 1 生活寮の運営体制強化

▶ 社会的養育推進計画 3章 5 に反映

### ケア単位の小規模化・ ケアワーカーの増配置

- ・全国的に発達障害児などが増大している一方で、少年犯罪は減っており、規模・定員を変えることが重要
- ・職員との距離が近くなることにより、怒りや悲しみ、不信感などの感情が職員に向けられ、職員が耐えられなくなる場合がある。職員を増員し、職員を孤立化させない支えが必要
- 寮の児童定員の見直しにより、個別ケアの充実と安定した環境を確保するための個室化を進める
- ケアニーズの高い児童への個別ケアの充実を図るため、寮職員の増員を検討

### マネジメント体制の 整備

- ・職員が抱えているネガティブな感情をきちんと聞き取り処理するようなスーパーバイズ体制が必要
- 若手職員の育成や寮における支援のマネジメント体制を含めた職員体制を整備

## 2 心理支援体制の整備

▶ 社会的養育推進計画 3章 5 に反映

### 心理職員の配置

- ・近年、発達障害や虐待による愛着障害を抱えているなどケアニーズが高くなっており、児童の特性を踏まえた支援が必要
- 心理職の増員及び心理担当部署の設置を図るとともに、心理的支援の専門性を向上させるためにスーパーバイズ体制を構築し、継続的な支援を実施

### 医療との連携

- ・トラウマのある児童が施設で治療的介入に結び付けることが重要であり、アタッチメントの問題はできるだけ早期に濃密な治療により育ち直しをすることが必要
- ・福祉職や心理職をサポートするためにも、精神科医師によるバックアップ体制が重要
- 医療機関とのネットワーク構築及び施設コンサルを進める児相センター治療指導課との連携強化を進め、心理治療的なケア等が必要な児童を円滑に医療につなげていく

## 3 アフターケア実施体制の充実強化

▶ 社会的養育推進計画 3章 6 に反映

### アフターケアの充実

- ・退所者等からの希望があった場合に、出身寮の職員が中心となって、入所児童への支援の合間に可能な範囲で対応している状況
- 入所時から退所後まで一貫したアフターケアを計画的かつ継続的に実施できる体制を確保するため、各児童自立支援施設に「自立支援担当職員」を専属で配置

▶「生活寮の運営体制強化」、「心理支援体制の整備」 に対応

## 1. 現状の取組・課題

### (現状・これまでの取組)

・児童自立支援施設は、主に、非行を主訴とする児童が入所する施設であり、日課や学習など枠組みのある規則正しい生活の中で、児童に心身ともに安定した安心できる生活環境を提供することにより、児童が生活習慣を身に付け、将来、社会で自立した生活ができるよう支援してきました。しかし近年は、虐待によるトラウマ症状やアタッチメントの問題、神経発達症による様々な特性を抱えているためにケアニーズが高く、個別的・専門的な支援を必要とする児童が増加しています。

### (課題：ケアニーズの高い児童の受け皿の確保)

・児童自立支援施設の入所児童の多くは、近年、虐待によるトラウマ症状やアタッチメントの問題、神経発達症による様々な特性を抱えているなどケアニーズが高く、規則正しい枠組みのある生活に馴染みにくくなっています。しかしながら、児童への心理ケアやケアワーカー等への心理教育を十分に行えるような心理職の職員体制になっていません。また、心理職の専門性を発揮するためのスーパーバイズ体制が不十分です。さらには、児童の特性変化を踏まえた寮運営と施設環境の整備が求められています。

## 2. 取組

### ○児童自立支援施設における支援体制の強化

・寮の児童定員の見直しを行い、児童の個別的・専門的な支援をきめ細かく行うとともに、児童の安定した環境を確保するための個室化を進めていきます。また、ケアニーズの高い児童への個別的ケアの充実を図るため、寮職員の増員を図っていきます。将来的な増員も見据え、若手職員の育成や寮における支援のマネジメント体制を含めた職員体制を強化します。

・特別な支援を必要とする児童への対応を行うため、心理職の増員及び心理担当部署の設置を図るとともに、心理ケアの専門性を向上させるためにスーパーバイズ体制の構築します。

・医療機関とのネットワーク構築及び施設コンサルを進める児童相談センターとの連携強化を進め、心理治療的なケア等が必要な児童を円滑に医療につなげていきます。

▶「アフターケア実施体制の充実強化」に対応

1. 現状の取組・課題

(現状・これまでの取組)

- ・児童自立支援施設では、入所中に構築した職員と児童との間の信頼関係を活かして、退所後の生活の安定や自立を支援しています。

(課題：社会的養護経験者等に対するアフターケアの充実)

- ・児童自立支援施設には、アフターケアを担う専任職員「自立支援担当職員」が配置されておらず、退所者等からの希望があった場合に、出身寮の職員が中心となって、入所児童への支援の合間に可能な範囲で対応している状況です。このため、退所後も関係機関と連携したアフターケアが十分実施できる体制となっていないことが課題となっています。

2. 取組

施設等における支援体制の強化

- ・児童自立支援施設において、入所時から退所後まで一貫したアフターケアを計画的かつ継続的に実施できるよう体制を強化していきます。各児童自立支援施設にアフターケア業務を専属で担う「自立支援担当職員」の配置を図っていきます。

## 第 1 章 東京都社会的養育推進計画の基本的な考え方と全体像

### 1 計画策定の趣旨

- 都内には、虐待を受けた児童や、何らかの事情により実親による養育が困難で、公的責任において社会的な養育が必要な児童が約 4, 000 人暮らしています。
- 都は、こうした社会的養育を必要とする児童が健やかに育ち、社会で自立していけるよう、子供の最善の利益を第一に考え、施策を推進してきました。
- 国は、平成 28 年 6 月、児童福祉法を改正し、子供が権利の主体であることや、家庭養育優先の原則を明記し、この理念のもと、平成 29 年 8 月に、国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」は、子供の最善の利益を図るための永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障である「パーマネンシー保障」の考え方に基づき「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめました。
- 都は、平成 31 年 4 月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行し、子供を権利の主体として明記するとともに、虐待の早期発見・早期対応を促進し、虐待を受けた児童の社会的擁護の充実や円滑な社会的自立を図るための取組の充実に努めることとしています。
- このような中、都は、令和 2 年 3 月、令和 2 年度から令和 11 年度までを計画期間として、都の社会的養育全体の方向性を示す「東京都社会的養育推進計画」を新たに策定し、施策の充実に取り組んできました。
- 計画策定以降、都の社会的養育を取り巻く状況は変化しており、都内では令和 2 年度以降令和 6 年度にかけて 8 つの区が児童相談所を開設しています。  
一方で、都では単一の自治体では解決ができない広域的、専門的課題も顕在化しているため、都と区が連携した取組が一層重要となっています。
- 国は、令和 4 年 6 月、児童福祉法を改正し、児童の権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、こども家庭センターの設置や一時保護所における児童の支援の質の向上、妊産婦への支援、社会的養護経験者等の自立支援の強化など、子育て世帯に対する包括的な支援策の強化を定めました。
- 今般、こうした情勢の変化や国の策定要領踏まえ、計画の中間年において、新たな「東京都社会的養育推進計画」を策定し、児童と家庭を支える取組をさらに推進していきます。

(社会的養護の沿革)

| 年     | 月  | 国の動き                                                                                                                                                                                      | 都の施策                                                         |
|-------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 平成23年 | 7  | 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ「社会的養護の課題と将来像」<br>○ 家庭的養護の推進<br>○ 専門的ケアの充実<br>○ 社会的養護の下で育った子供の自立支援の充実<br>○ 虐待防止のための家族支援、施設の地域支援の充実                                                              |                                                              |
| 平成24年 | 11 | 厚生労働省通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」<br>○ 社会的養護の需給との調和を図りつつ、施設の小規模化に伴う定員の削減を進めるため、都道府県計画を策定<br>○ 今後十数年かけ、里親等、グループホーム、本体施設が概ね3分の1ずつに                                                        |                                                              |
| 平成26年 | 10 |                                                                                                                                                                                           | 東京都児童福祉審議会提言<br>「社会的養護の新たな展開に向けて—家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援—」     |
| 平成27年 | 4  |                                                                                                                                                                                           | 「東京都社会的養護施策推進計画」<br>(平成27年～平成41年度)の策定                        |
| 平成28年 | 5  | 児童福祉法等改正<br>○ 子供が権利の主体であること<br>○ 家庭養育優先原則<br>○ 里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援、養子縁組里親を法定化、養子縁組に関する相談支援を都道府県業務に位置づけ<br>○ 児童相談所の体制強化等                                                             |                                                              |
|       | 7  | 厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(平成29年8月まで開催)                                                                                                                                                   |                                                              |
|       | 11 |                                                                                                                                                                                           | 東京都児童福祉審議会提言<br>「家庭的養護の推進について—家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて—」     |
| 平成29年 | 8  | 「新しい社会的養育ビジョン」策定<br>○ 都道府県計画の見直し(平成30年度末まで)<br>・ フォスタリング機関事業の創設(令和2年度までに)<br>・ 乳幼児の家庭養育原則の実現(5年以内に)<br>・ 家庭養育や施設養育推計、施設の適切な配置(10年計画)<br>・ 児童相談所・一時保護改革(5年計画)<br>・ 特別養子縁組の推進(5年以内に現状の約2倍に) |                                                              |
| 平成30年 | 7  | 厚生労働省通知「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」<br>厚生労働省通知「一時保護ガイドラインについて」                                                                                                                                    |                                                              |
|       |    |                                                                                                                                                                                           |                                                              |
| 平成31年 | 4  |                                                                                                                                                                                           | 「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行                                      |
| 令和2年  | 4  |                                                                                                                                                                                           | 「東京都社会的養護施策推進計画」<br>(令和2年～令和11年度)の策定                         |
|       | 12 |                                                                                                                                                                                           | 東京都児童福祉審議会提言<br>「新たな児童相談のあり方について—「予防的支援」と「早期対応」の抜本的強化に向けて—」  |
| 令和4年  | 2  | 厚生労働省「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書<br>○ 社会的養育推進計画について以下の指摘<br>・ 資源の計画的な整備方針のための計画とすべき<br>・ 効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県に対して実態把握・分析を促していく必要性                                                  |                                                              |
|       | 6  | 児童福祉法等改正<br>○ 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充<br>○ 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上<br>○ 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化<br>○ 児童の意見聴取等の仕組みの整備等                              |                                                              |
| 令和5年  | 1  |                                                                                                                                                                                           | 東京都児童福祉審議会提言<br>「児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み(子供アドボケート)の在り方について」 |
| 令和6年  | 3  | こども家庭庁通知「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」                                                                                                                                                              |                                                              |
|       | 4  | 内閣府令「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」施行                                                                                                                                                               |                                                              |



## 2 計画の位置付け

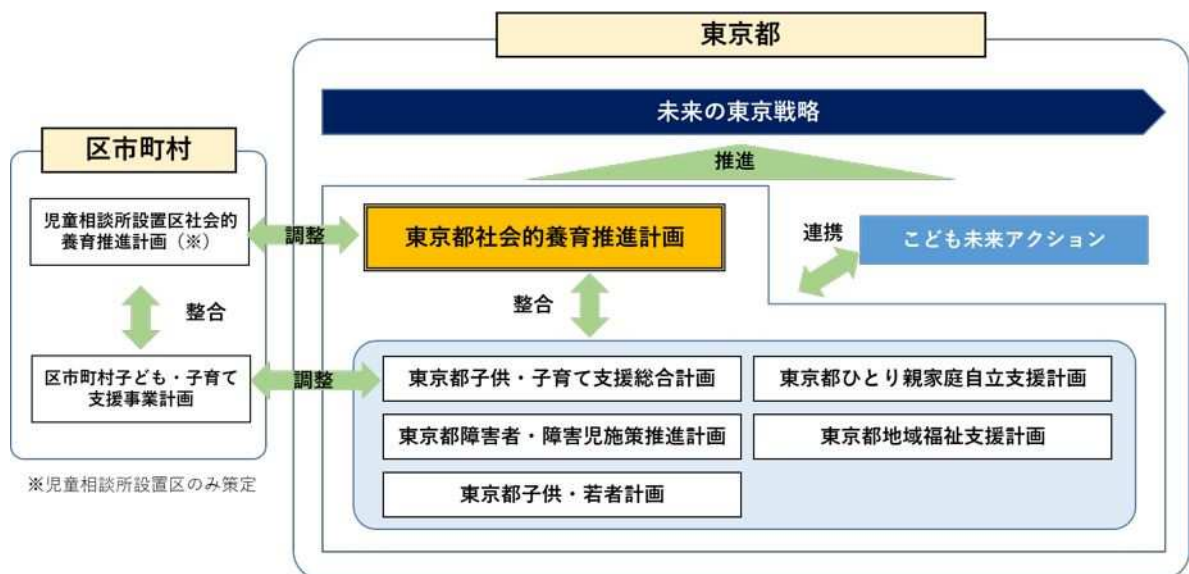
○ 本件計画は、東京都全体の社会的養育の充実に向け、子供の最善の利益を確保する観点から、在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援など、一体的かつ全体的な視点をもって策定する計画です

○ 都道府県の推進計画策定に当たっての基本的な考え方等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（令和6年3月）に基づき、「東京都社会的養育推進計画（令和2年3月）」を見直し、新たな推進計画として策定します。

○ 「『未来の東京』戦略」の推進に向け、「こども未来アクション」と連携し、「東京都子供・子育て支援総合計画」等、関連する計画と整合を図っています。

また、児童相談所を設置する特別区（※）が策定する社会的養育推進計画等とも調整を図り、都全体の社会的養育の方向性をまとめています。

※ 令和6年4月1日時点で児童相談所を設置している世田谷、荒川、江戸川、港、中野、板橋、豊島、葛飾の8つの区が社会的養育推進計画を策定します。



○ 児童福祉法、子供・子育て支援法、子ども・若者育成支援推進法、社会福祉法、生活困窮者自立支援法等に定める、子供と子育て家庭を支える様々な事業等を活用し、本計画に定める取組を推進していきます。

### 3 計画期間

- 本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

### 4 計画の構成

- 本計画は、4つの章で構成しています。
- 本章を第1章とし、第1章では、計画の位置づけ、期間、構成に加え、計画の基本要素となる、「全体を貫く共通の考え方」・「理念」・「目標」・「視点」について記載しています。
- 第2章では、都の社会的養育の現状について述べるとともに、計画期間における都全体の代替養育を必要とする児童数の推計、里親等委託率の目標値について記載しています。
- 第3章では、計画で定める9つの目標ごとに、現状の取組、課題を明示し、計画期間における取組の方向性について記載しています。
- 第4章では、本計画の推進に向けた取組や指標の毎年度の把握、それを踏まえた達成状況の進捗評価について示します。

## 5 計画全体を貫く共通の考え方、計画の「理念」・「目標」・「視点」

（家庭養育優先原則）

- 児童福祉法では、第3条第1項において、国及び地方公共団体の責務を次のとおり定め、子供の「家庭養育優先原則」の徹底し、子供の最善の利益を実現する方針を示しています。

※ 児童福祉法第3条の2第1項

「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。

ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。」

（パーマネンシー保障）

- 国は、計画の策定要領において、都道府県に対し、こどもの最善の利益を図るための「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障」の理念を踏まえた計画策定を求めています。

- パーマネンシー保障の理念に沿った場合、まず、予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、できる限り家庭的な環境での代替養育を、子供の意向等を踏まえ検討します。

また、代替養育の開始の時点から、児童相談所が中心となり、こどもの意向や状況等を踏まえながら、家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指します。

### 【計画全体を貫く共通の考え方】

子供の最善の利益の実現のためには、児童相談所は、区市町村をはじめとした関係機関と緊密な連携のもと、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。

このことから、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の2つを、計画全体を貫く共通の考え方として位置づけ、取組を推進していきます。

(計画の「理念」・「目標」・「視点」)

- 「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の2つの考え方に沿って、都全体の社会的養育に関する取組の充実を目指します。
- 本計画では、「3つの理念」、「9つの目標」、「6つの視点」を掲げ、施策を推進していきます。

### 3つの理念 <基本理念>

- ① 妊娠期から一貫して、子供と家庭を社会全体で切れ目なくサポートするとともに、支援が必要となった場合でも、できる限り家庭での養育の継続を目指す。
- ② 社会的養護が必要になった場合であっても家庭復帰を目指すとともに、社会的養護の下で育つ子供たちについては、家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できることを目指す。
- ③ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援により、全ての子供たちの安全・安心の確保を目指す。

### 9つの目標

#### <基本理念の実現に向け取り組む方向性を明らかにする目標>

- ① 当事者である子供の権利擁護の取組の充実
- ② パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築
- ③ 家庭と同様の環境における養育の推進
- ④ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
- ⑤ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実
- ⑥ 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
- ⑦ 児童相談体制の強化
- ⑧ 一時保護児童への支援体制の強化
- ⑨ 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

### 6つの視点 <計画の推進に当たって留意すべき視点>

- ① 地域における切れ目ない支援の視点
- ② 子供にとっての最善の利益確保の視点
- ③ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的支援の視点
- ④ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点
- ⑤ 広域的な自治体の役割からの視点
- ⑥ 子供を含む家族全体に対し分野横断的に資源を活用する包括的な支援の視点

## (1) 3つの理念

○ 本計画では

- ・「妊娠期から一貫して家庭での養育を継続」を目指す理念 (理念①)
- ・「家庭復帰や家庭と同様の環境での養育」を目指す理念 (理念②)
- ・「ケアニーズが高い子供への専門的な支援」を目指す理念 (理念③)

理念① 妊娠期から一貫して、子供と家庭を社会全体で切れ目なくサポートするとともに、支援が必要となった場合でも、できる限り家庭での養育の継続を目指す。

「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の実践には、妊娠期から家庭を支えるため、区市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持に努めることが重要です。

区市町村の児童相談部門と母子保健部門が一体となった「こども家庭センター」の機能により、子育て家庭のニーズや困りごとを早期に把握し、適切な支援につなげ、できる限り家庭での養育を継続していくことが求められます。

理念② 社会的養護が必要になった場合であっても家庭復帰を目指すとともに、社会的養護の下で育つ子供たちについては、家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できることを目指す。

社会的養護が必要となった場合にも、児童相談所には、子供たちの実の家庭への復帰を目指したケースマネジメントの徹底が求められます。

社会的養護が必要な子供たちには、意向を尊重しながら、親族里親、養子縁組里親、養育里親等を選択していきます。施設入所が必要な場合にも、小規模化された家庭的な環境での養育に努めることが重要です。

家庭復帰がどうしても困難な場合には、子供の最善の利益の確保の観点から、親族等による養育や特別養子縁組を検討することも求められます、

理念③ 心理的治療的ケアが必要な子供への専門的な支援により、全ての子供たちの安全・安心の確保を目指す。

虐待経験や発達障害等ケアニーズが高く、特別な支援を必要とする子供たちが増加していることから、こうした子供たちが、生活する場に関わらず、一人ひとりの特性に応じたケアを受けられることが必要です。

施設における心理的ケアの専門的な体制の強化や、児童相談センターにおける施設への支援、医療機関とのネットワークの構築などにより、子供たちが必要な支援を受けられる体制の確保が求められます。

## (2) 9つの目標

「3つの理念」を実現するために、9つの目標を設定しています。

本計画における「目標」は、前回計画に記載していた具体的な取組を基本に、近年重要性が増している「当事者である子供の権利擁護の取組の充実」、「パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築」、「心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」、「子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着」の4つの要素を新たに追加しています。

### 目標① 当事者である子供の権利擁護の取組の充実

- 都は、平成31年4月に制定した「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」において、子供があらゆる場面において、権利の主体として尊重される必要があり、子供の意見が尊重されることや、子供の安全及び安心の確保並びに最善の利益が最優先されることを明記しています。
- こうした考え方に則り、子供自身や子供の周りの大人、児童相談所や施設職員などを対象とした取組を進め、子供の権利擁護の取組の充実を目指します。

### 目標② パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築

- 子供の最善の利益のためには、永続的な家族関係をベースにした、パーマネンシー保障の考え方に基づく、家庭や家庭的な環境での養育が重要です。
- 家庭での養育を継続するためには、妊婦や家庭の悩みをもとに、虐待や養育が困難となることを未然に防ぐことが求められます。
- 家庭での養育が困難となった場合にも、できる限り安定した養育環境を子供に保障することが必要ですが、やむを得ず支援者が変わる場合にも子供が戸惑うことがないよう、きめ細かな支援体制の構築を目指します。

### 目標③ 家庭と同様の環境における養育の推進

- 特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、こどもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが求められます。そのため、代替養育が必要となった子供たちを家庭と同様の環境で養育する里親等の役割が重要です。
- 里親等による養育が進むよう取組を進めるとともに、実親による養育が望めず、他に養育できる親族等がいない児童については、特別養子縁組による永続的な育ちの場も検討するなど、子供の最善の利益の観点に立った取組の推進を目指します。



#### 目標④ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備

- 家庭では困難なケアを要する子供たちや家庭養育を望まない子供たちの育ちの場として、多職種が配置されている施設の役割は依然として重要です。こうした施設養育が必要な子供たちが、「できる限り良好な家庭的環境」で過ごせるよう、施設における家庭的な環境整備が求められます。
- 併せて、子供の暮らしの場としての施設の特性を活かして、一時的に家庭等での養育が困難となった子供たちを受け入れるなど、取組を進めます。

#### 目標⑤ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実

- 近年、個別的なケアを必要とする子供が増加しており、施設においてもそうした子供たちへの対応が重要となっています。
- ケアニーズの高い子供たちが、一人ひとりの特性に合った適切なケアを受けられ安心・安全に暮らしていけるよう、施設における支援体制の充実を目指します。また、より高度なケアが必要となった場合に、適切な医療につなげられる体制の構築を目指します。

#### 目標⑥ 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援

- 令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情の把握や社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが、都道府県の業務として位置付けられています。
- 児童養護施設や自立援助ホームに入所中の児童の退所後の生活や進学、就労に向けた自立支援を推進するとともに、社会的養護経験者の実情を把握し、その自立のために必要な援助の実施を目指します。

#### 目標⑦ 児童相談体制の強化

- 児童相談所における児童福祉司の配置基準は、令和4年度から、人口3万人に1人の配置に引き上げられており、深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童福祉司を計画的に増員し、児童相談体制の強化を進める必要があります。
- 令和3年に公布された児童相談所の設置基準の政令等を踏まえ、都児童相談所を新設や管轄区域の見直しによるきめ細かな児童相談体制の整備を目指します。
- 区市町村の児童相談部門である子供家庭支援センターや区立児童相談所を含め、都が東京全体の児童相談業務の総合調整を行い、都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保を目指します。

#### 目標⑧ 一時保護児童への支援体制の強化

- 令和6年4月、内閣府令により、初めての一時保護所の独自基準となる「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が施行され、都道府県は新たに条例により基準を定めることが求められました。
- これまで、一時保護所では定員を超過して児童の受入れを行っている状況となっており、新たな基準を踏まえ、将来的な需要を勘案しながら、子供の権利擁護や個別的ケアの充実の観点から、一時保護児童への支援体制の強化を目指します。

#### 目標⑨ 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

- 子供と子育て家庭を支える人材には、児童相談所や子供家庭支援センター、母子保健部門、施設等、従事先の特性に応じた高い専門性が求められます。本計画で定める切れ目ない支援を提供するには、担い手となる専門人材の確保・育成・定着が欠かせません。
- 都と区市町村が連携し、専門人材を安定的に確保していくとともに、施設における人材確保を支援し、都全体の社会的養育を支えていくことを目指します。

### (3) 6つの視点

本計画の推進に当たって、特に留意すべき視点として、以下の「6つの視点」を掲げています。

#### 視点① 地域における切れ目ない支援の視点

- 家庭養育を継続するために、支援が必要な妊婦への妊娠期からの支援など、妊娠期からの支援が必要です。
- 子育て期においても、家庭のニーズや困りごとを早期に把握し、家庭支援事業等により、居住する地域に関わらず、切れ目なく家庭維持のための支援が提供されることが求められます。

#### 視点② 子供にとっての最善の利益確保の視点

- 家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理念に沿って、子供の意向を尊重しながら、家庭維持や家庭復帰、代替養育の確保がされることが必要です。
- 在宅家庭においても、代替養育先においても、一人ひとりの子供の権利が尊重され、安全・安心が確保されることが求められます。

#### 視点③ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的支援の視点

- ケアニーズの高い児童には、在宅指導中や施設入所中であるかに関わらず、一人ひとりの特性に合った、専門的なケアが必要です。
- 児童相談センターや施設それぞれの対応力の強化と合わせて、医療機関と連携した心理治療的なケアが求められます。

#### 視点④ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点

- 都内では多くの虐待相談が発生しています。また、都の一時保護所では、「トー横キッズ」の一時的な受入れなどの課題もあります。
- 人口規模に合わせた児童相談所の体制整備を進めるとともに、入所需要に合わせた一時保護体制の整備が求められます。

#### 視点⑤ 広域的な自治体の役割からの視点

- 都内には、都の児童相談所や区の児童相談所、区市町村の子供家庭支援センターといった、児童相談部門が存在しています。
- 都は区市町村の取組を支援するとともに、相談援助業務や専門相談、人材育成などを総合的に調整し、きめ細かな相談体制を構築していく必要があります。

#### 視点⑥ 子供を含む家族全体に対し分野横断的に資源を活用する包括的な支援の視点

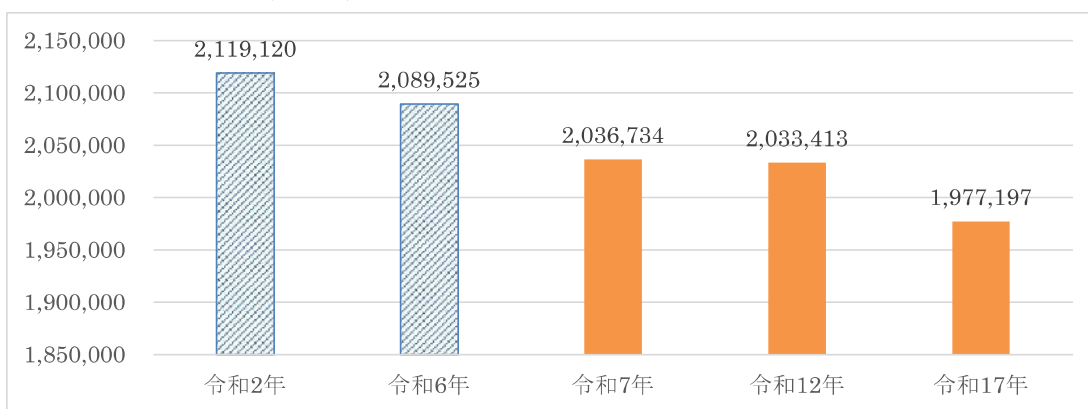
- 子供や家庭が抱える不安、悩み、負担感は様々であり、それぞれに丁寧に寄り添い支援していく必要があります。
- 個々の状況に応じて、児童福祉分野や子供・子育て分野の支援に加え、若者支援や福祉サービスなど、分野横断的・包括的な支援が求められます。

## 第2章 東京都の状況

### 1 人口等

#### (1) 東京都の児童人口の推計

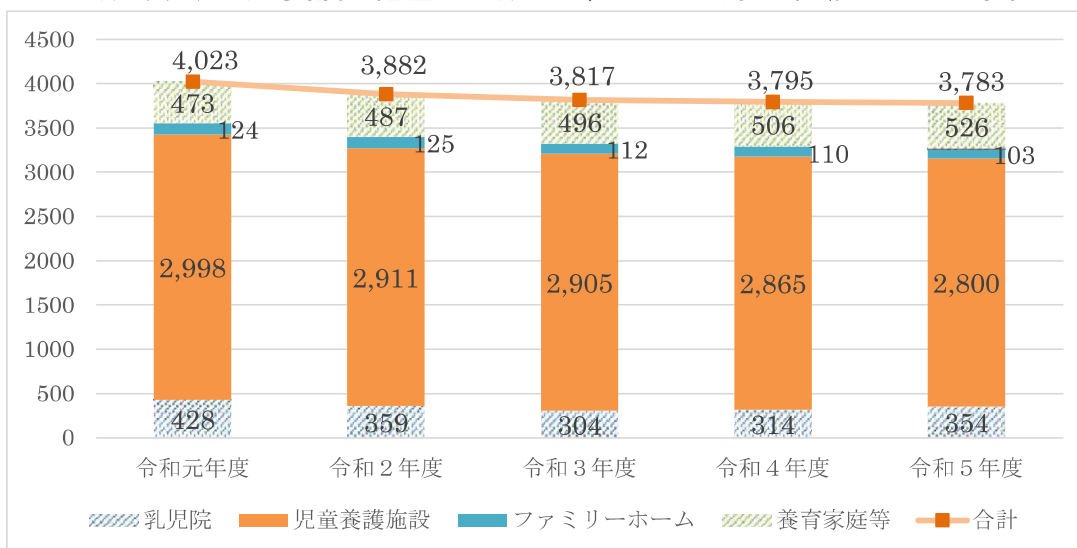
東京都における 0～19 歳までの人口は、令和 6 年 1 月時点で、日本人が 2,007,478 人、外国人が 82,047 人、合計 2,089,525 人であり、都総務局が令和 6 年 3 月に公表した「東京都世帯数の予測」では、令和 7 年（2025 年）は 2,036,734 人、令和 12 年（2030 年）は 2,033,413 人、令和 17 年（2035 年）は 1,977,197 人（各年 10 月 1 日時点）と予測されています。



資料：総務局「東京都世帯数の予測」

#### (2) 社会的養護のもとで育つ児童数の推移

ここ数年、社会的養護の措置児童数は 4,000 人前後で推移しています。

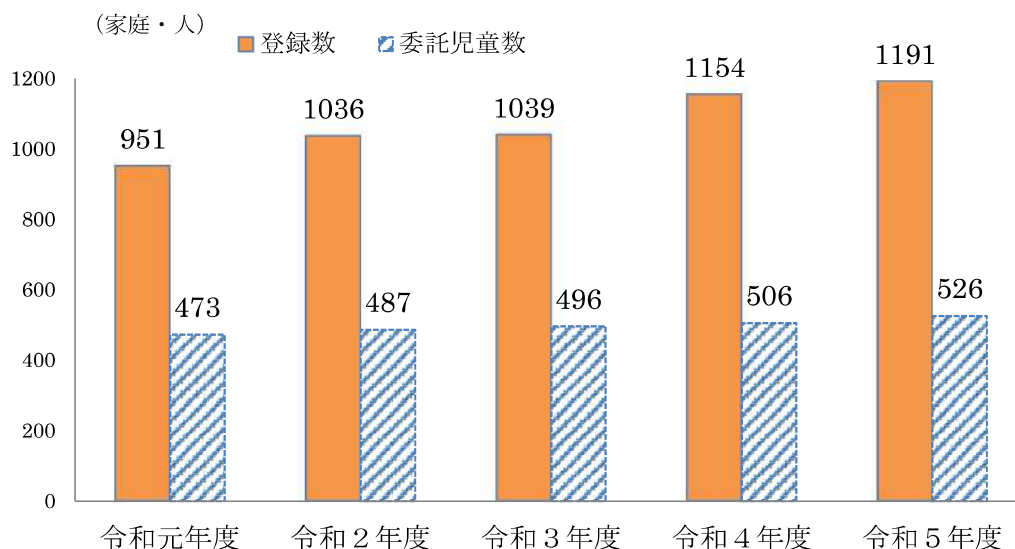


資料：福祉局

## 2 里親等の状況

### (1) 養育家庭の登録数及び委託児童数の推移

登録家庭数及び委託児童数は増加傾向ですが、伸びは緩やかになっています。



資料：福祉局

### (2) ファミリーホーム設置数及び委託児童数の推移

ファミリーホームは、令和5年度末現在、都内に30ホームあり、うち養育家庭移行型ファミリーホームが19ホーム、法人型ファミリーホームが11ホームとなっています。

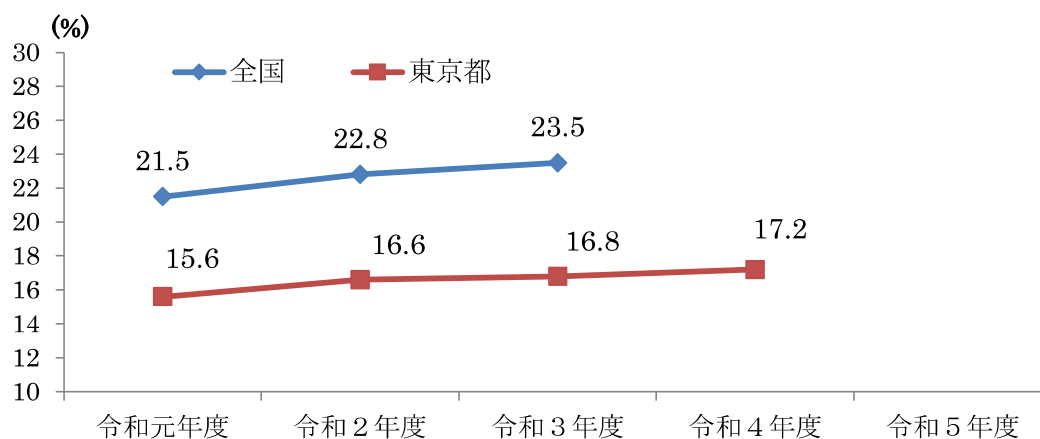
(単位：家庭、人)

| 区 分             | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 設置数             | 29     | 31    | 31    | 30    | 30    |
| 養育家庭移行型ファミリーホーム | 20     | 22    | 20    | 19    | 19    |
| 法人型ファミリーホーム     | 9      | 9     | 11    | 11    | 11    |
| 委託児童数           | 124    | 125   | 112   | 110   | 103   |

資料：福祉局

### (3) 里親等委託率の推移

里親等委託率は上昇傾向ですが、全国平均よりも低く推移しています。



※養育家庭等委託率＝養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数／乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数

※全国の数値は「社会的養護の現状について（厚生労働省）」による。

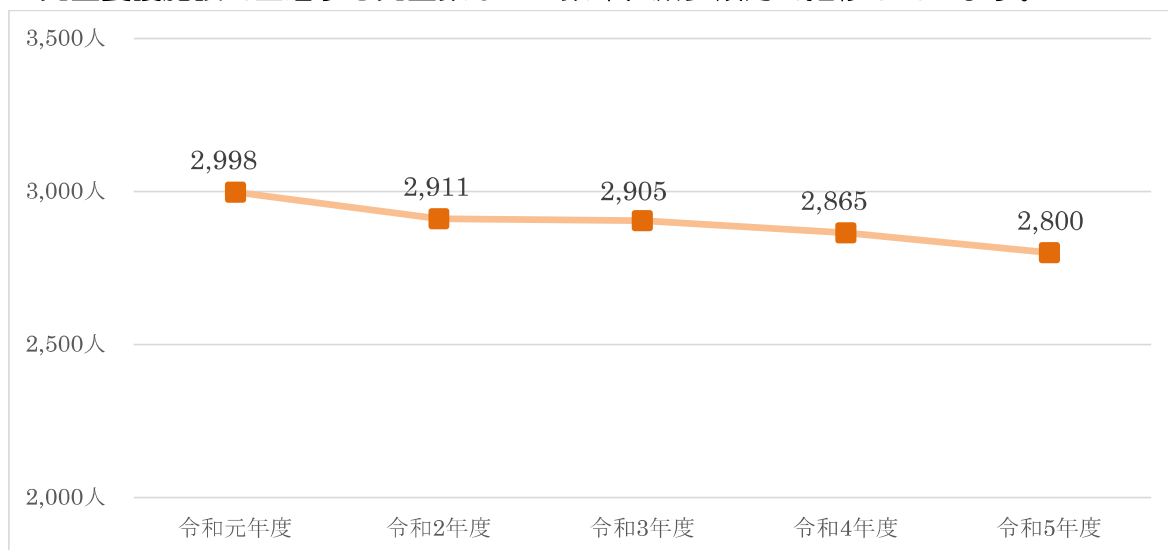
資料：福祉局



### 3 児童養護施設、乳児院の状況

#### (1) 児童養護施設の入所児童数の推移

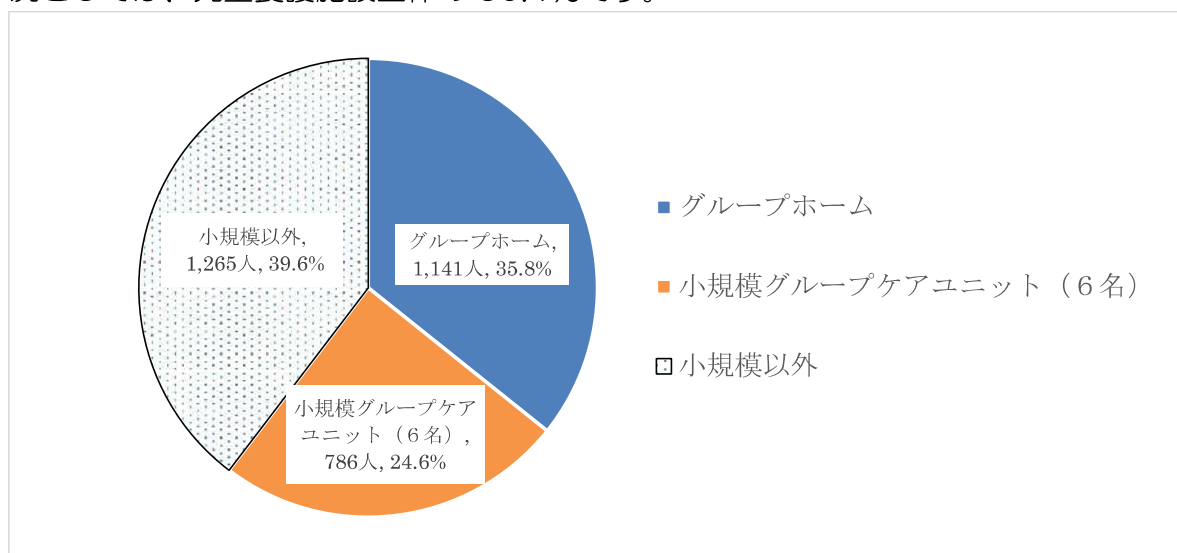
児童養護施設で生活する児童数はここ数年、減少傾向で推移しています。



資料：福祉局

#### (2) 児童養護施設の小規模化の状況

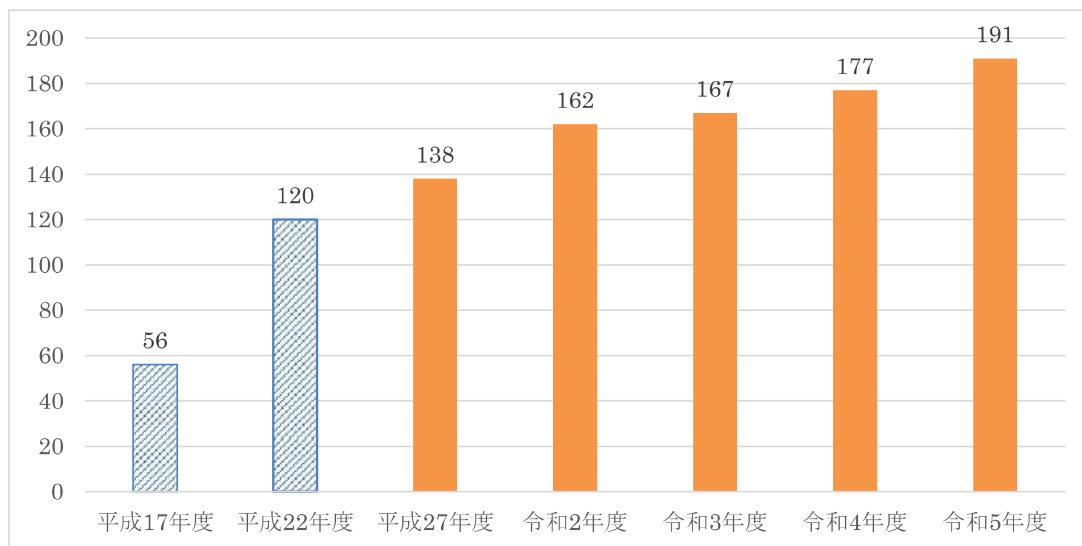
児童養護施設における小規模化の状況は、令和6年9月1日現在で、グループホームが1,141人と児童養護施設定員の35.8%となっています。本体施設で行っている6名以下のユニットケアとグループホームを合わせた小規模化の状況としては、児童養護施設全体の60.4%です。



資料：福祉局

### (3) グループホーム設置数の推移

平成 17 年度に、国から児童養護施設の小規模化に関する通知が発出されたこともあり、大幅に増加しましたが、近年、伸びは緩やかになっています。

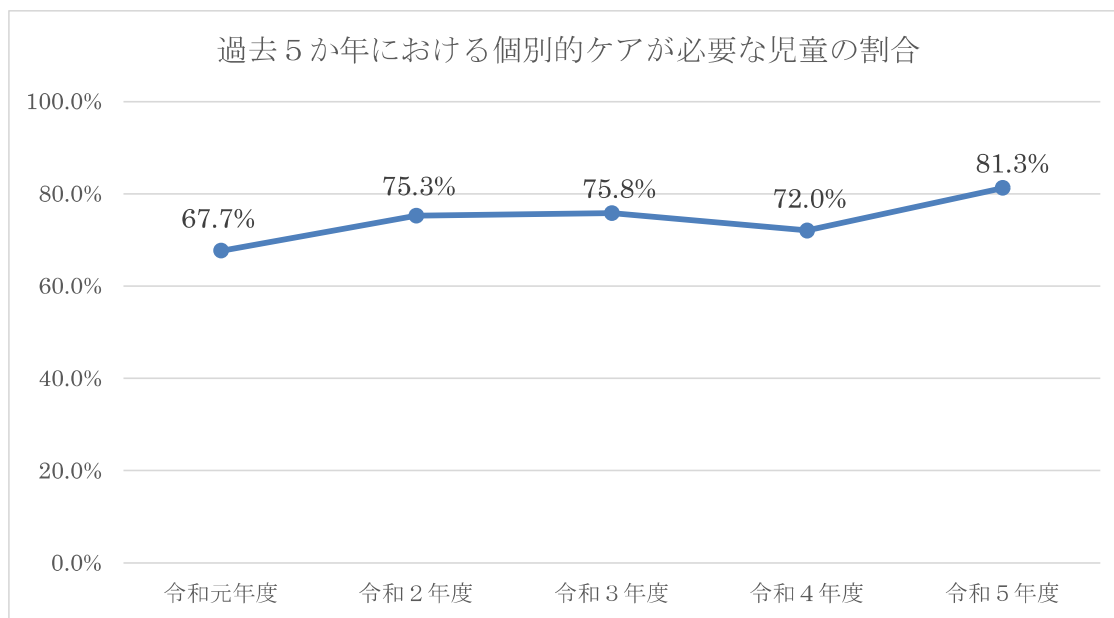


資料：福祉局

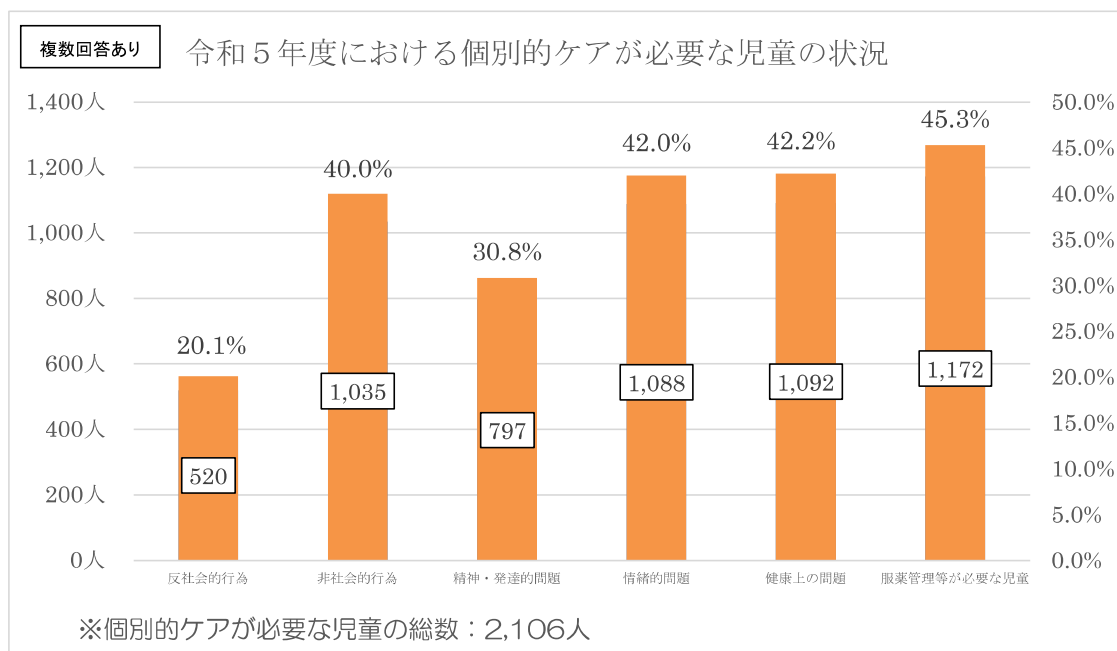
#### (4) 児童養護施設における個別的ケアが必要な児童の入所状況

個別的なケアが必要な児童の割合はここ数年、増加傾向で推移しています。

また、令和 5 年度における個別的ケアが必要な児童の状況では服薬管理等が必要な児童の割合が高くなっています。



資料：福祉局

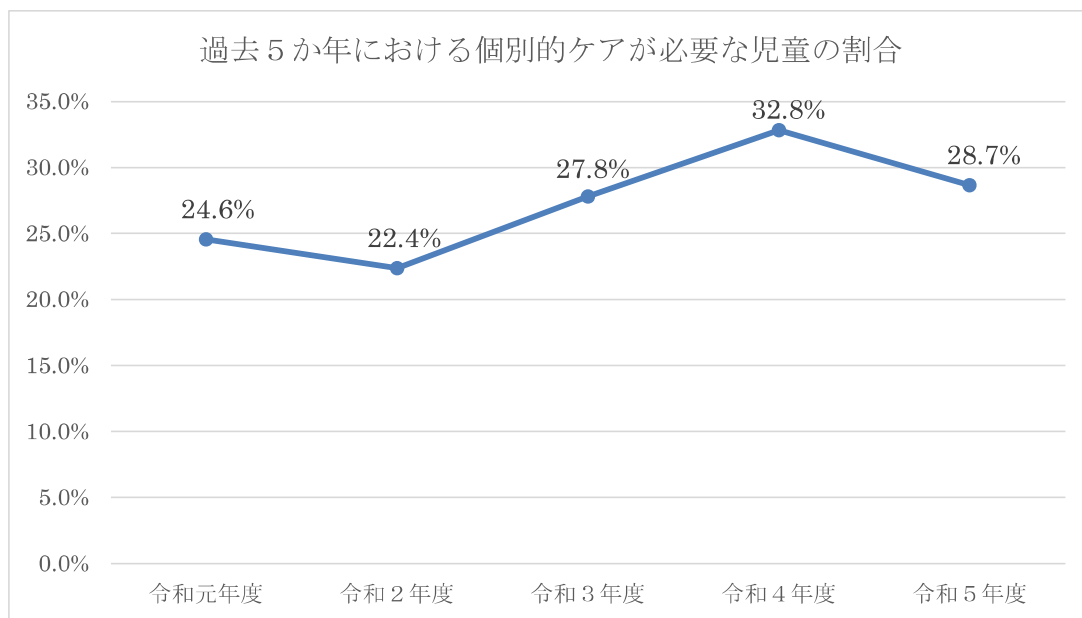


資料：福祉局

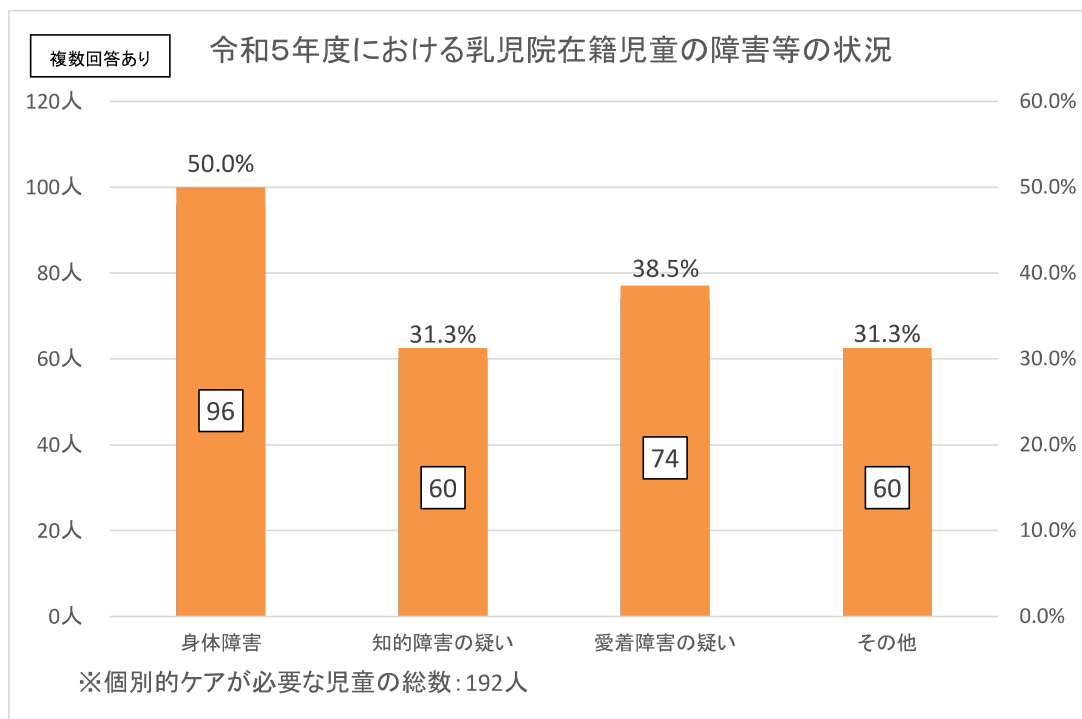
## （５）乳児院在籍児童の障害等の状況

個別的なケアが必要な児童の割合はここ数年、緩やかに増加しています。

また、令和５年度における障害等の状況では身体障害を抱えている児童の割合が高くなっています。



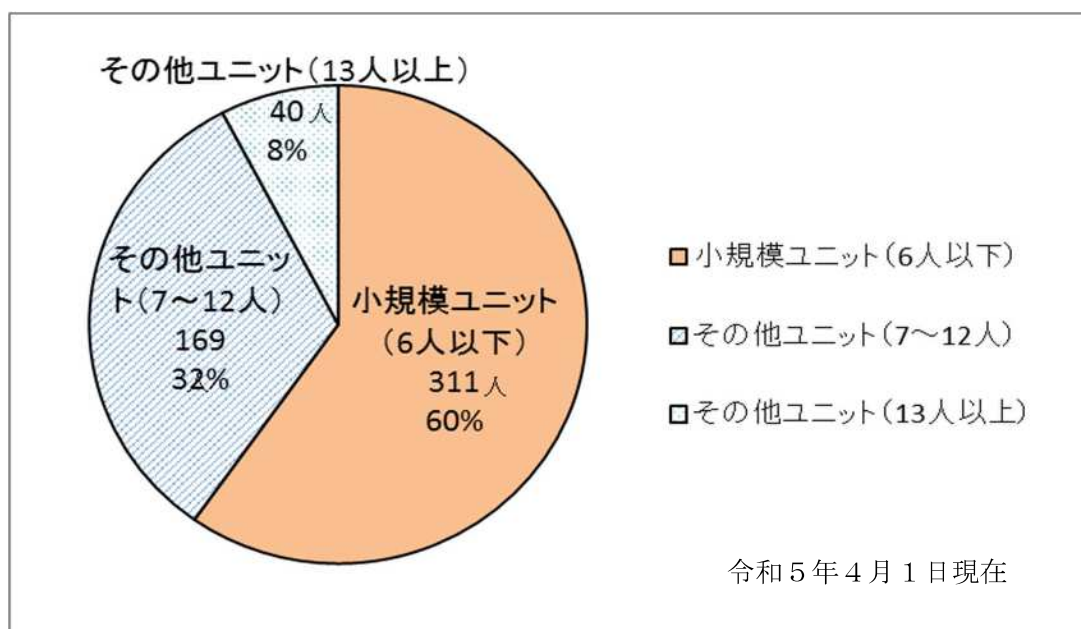
資料：福祉局



資料：福祉局

## (6) 乳児院の小規模化の状況

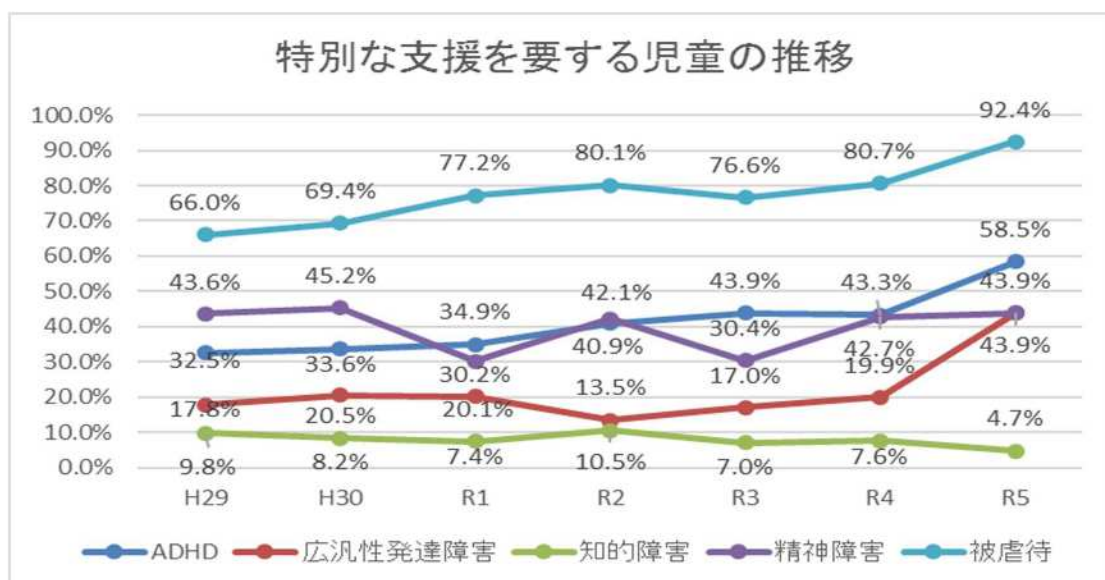
乳児院の中で4人から6人までの小規模で家庭的な運営を行うユニットは、全体の60%となっています。



資料：福祉局

## (7) 児童自立支援施設におけるケアニーズの高い児童の状況

児童自立支援施設では、被虐待経験を有する児童や、精神障害、発達障害等の課題を抱え、個別・専門的な対応が必要な児童が増加傾向にあります。



資料：福祉局

4 自立支援の状況

(1) 進路状況

令和5年3月に卒業した児童で、高等学校等進学率は、児童養護施設で97.4%、児童自立支援施設で89.3%、里親で100%となっています。また、大学等進学率は、児童養護施設で28.3%、自立援助ホームで26.1%、里親で42.9%となっています。

◎中学校卒業児童

|          | 令和 5 年3月中学校<br>卒業児童数 |          | 進学       |        |       |      |          |        | 就職  |      | その他  |      |
|----------|----------------------|----------|----------|--------|-------|------|----------|--------|-----|------|------|------|
|          |                      |          | 高校等      |        | 専修学校等 |      | 合計       |        |     |      |      |      |
| 児童養護施設   | 東京都                  | 189人     | 179人     | 94.7%  | 5人    | 2.6% | 184人     | 97.4%  | 0人  | 0.0% | 5人   | 2.6% |
|          | 全国                   | 2,079人   | 1,971人   | 94.8%  | 47人   | 2.3% | 2,018人   | 97.1%  | 30人 | 1.4% | 31人  | 1.5% |
| 児童自立支援施設 | 東京都                  | 28人      | 25人      | 89.3%  | 0人    | 0.0% | 25人      | 89.3%  | 2人  | 7.1% | 1人   | 3.6% |
|          | 全国                   | 368人     | 318人     | 86.4%  | 8人    | 2.2% | 326人     | 88.6%  | 11人 | 3.0% | 31人  | 8.4% |
| 里親       | 東京都                  | 21人      | 21人      | 100.0% | 0人    | 0.0% | 21人      | 100.0% | —   | —    | —    | —    |
| (参考)全中卒者 | 東京都                  | 107,133人 | 105,701人 | 98.7%  | 528人  | 0.5% | 106,229人 | 99.2%  | 94人 | 0.1% | 810人 | 0.7% |
|          | 全国                   | 1,103千人  | 1,089千人  | 98.7%  | 4千人   | 0.4% | 1,093人   | 99.1%  | 2千人 | 0.2% | 8千人  | 0.7% |

◎高等学校卒業児童

|          | 令和5年3月高等学校<br>卒業児童数 |          | 進学      |       |         |       |         |       | 就職     |       | その他    |       |       |
|----------|---------------------|----------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|
|          |                     |          | 大学等     | 専修学校等 |         | 合計    |         |       |        |       |        |       |       |
| 児童養護施設   | 東京都                 | 180人     | 在籍児童    | 24人   | 13.3%   | 14人   | 7.8%    | 38人   | 21.1%  | 16人   | 8.9%   | 8人    | 4.5%  |
|          |                     |          | 退所児童    | 27人   | 15.0%   | 36人   | 20.0%   | 63人   | 35.0%  | 49人   | 27.2%  | 6人    | 3.3%  |
|          |                     |          | 計       | 51人   | 28.3%   | 50人   | 27.8%   | 101人  | 56.1%  | 65人   | 36.1%  | 14人   | 7.8%  |
|          | 全国                  | 1,697人   | 在籍児童    | 117人  | 6.9%    | 89人   | 5.2%    | 206人  | 12.1%  | 116人  | 6.9%   | 75人   | 4.4%  |
|          |                     |          | 退所児童    | 237人  | 14.0%   | 216人  | 12.7%   | 453人  | 26.7%  | 759人  | 44.7%  | 88人   | 5.2%  |
| 計        |                     |          | 354人    | 20.9% | 305人    | 17.9% | 659人    | 38.8% | 875人   | 51.6% | 163人   | 9.6%  |       |
| 自立援助ホーム  | 東京都                 | 23人      | 在籍児童    | 5人    | 21.7%   | 5人    | 21.7%   | 10人   | 43.4%  | 3人    | 13.1%  | 2人    | 8.7%  |
|          |                     |          | 退所児童    | 1人    | 4.4%    | 0人    | 0.0%    | 1人    | 4.4%   | 5人    | 21.7%  | 2人    | 8.7%  |
|          |                     |          | 計       | 6人    | 26.1%   | 5人    | 21.7%   | 11人   | 47.8%  | 8人    | 34.8%  | 4人    | 17.4% |
|          | 全国                  | 243人     | 在籍児童    | 41人   | 16.9%   | 22人   | 9.1%    | 63人   | 26.0%  | 31人   | 12.8%  | 35人   | 14.4% |
|          |                     |          | 退所児童    | 21人   | 8.6%    | 7人    | 2.9%    | 28人   | 11.5%  | 48人   | 19.7%  | 38人   | 15.6% |
| 計        |                     |          | 62人     | 25.5% | 29人     | 12.0% | 91人     | 37.5% | 79人    | 32.5% | 73人    | 30.0% |       |
| 児童自立支援施設 | 全国                  | 11人      | 退所児童    | 1人    | 9.1%    | 2人    | 18.2%   | 3人    | 27.3%  | 6人    | 54.5%  | 2人    | 18.2% |
| 里親       | 東京都                 | 28人      | 委託児童    | 5人    | 17.9%   | 4人    | 14.3%   | 9人    | 32.2%  | 1人    | 3.5%   | 1人    | 3.5%  |
|          |                     |          | 委託解除児童  | 7人    | 25.0%   | 4人    | 14.3%   | 11人   | 39.3%  | 5人    | 17.9%  | 1人    | 3.5%  |
|          |                     |          | 計       | 12人   | 42.9%   | 8人    | 28.6%   | 20人   | 71.5%  | 6人    | 21.4%  | 2人    | 7.0%  |
|          | 全国                  | 383人     | 計       | 131人  | 34.2%   | 91人   | 23.8%   | 222人  | 58.0%  | 119人  | 31.0%  | 42人   | 11.0% |
| (参考)全高卒者 | 東京都                 | 103,282人 | 72,204人 | 69.9% | 15,683人 | 15.2% | 87,887人 | 85.1% | 6,232人 | 6.0%  | 9,163人 | 8.9%  |       |
|          | 全国                  | 1,065千人  | 607千人   | 57.0% | 215千人   | 20.2% | 822人    | 77.2% | 161千人  | 15.1% | 82千人   | 7.7%  |       |

※（児童養護施設・児童自立支援施設・里親）社会的養護現況調査（国）より

※（全中卒者、全高卒者）学校基本調査（国）より

(2) 進学した学校における在籍・卒業状況

児童養護施設等、社会的養護の下で育った方が、退所後に進学した学校等を卒業前に退学した割合は、14.0%となっています。

(単位：%)

|           |        |      |
|-----------|--------|------|
| 続けて在籍している | 中途退学した | 卒業した |
| 35.2      | 14.0   | 50.8 |

資料：「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」（令和4年1月）

(3) 離職状況

退所後に就いた最初の仕事を「すでに辞めている」と回答した方（126人）の約4割が、1年未満で辞めています。

(単位：%)

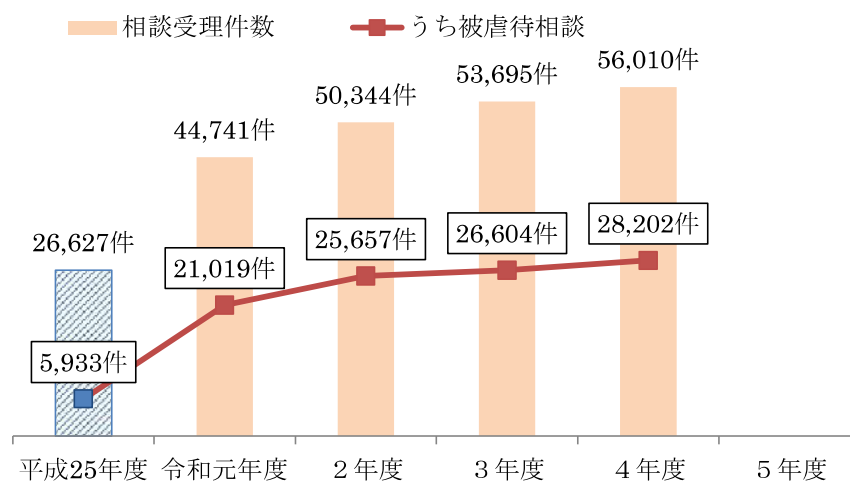
|        |          |        |      |
|--------|----------|--------|------|
| ～6か月未満 | 6か月～1年未満 | 1～3年未満 | 3年以上 |
| 31.8   | 11.1     | 45.2   | 11.9 |

資料：「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」（令和4年1月）

## 5 児童相談所等の運営状況

### (1) 児童相談所の相談受理状況

児童相談所が受理した相談件数は、一貫して増加しています。特に、被虐待相談は急増しており、10年前の4倍以上となっています。

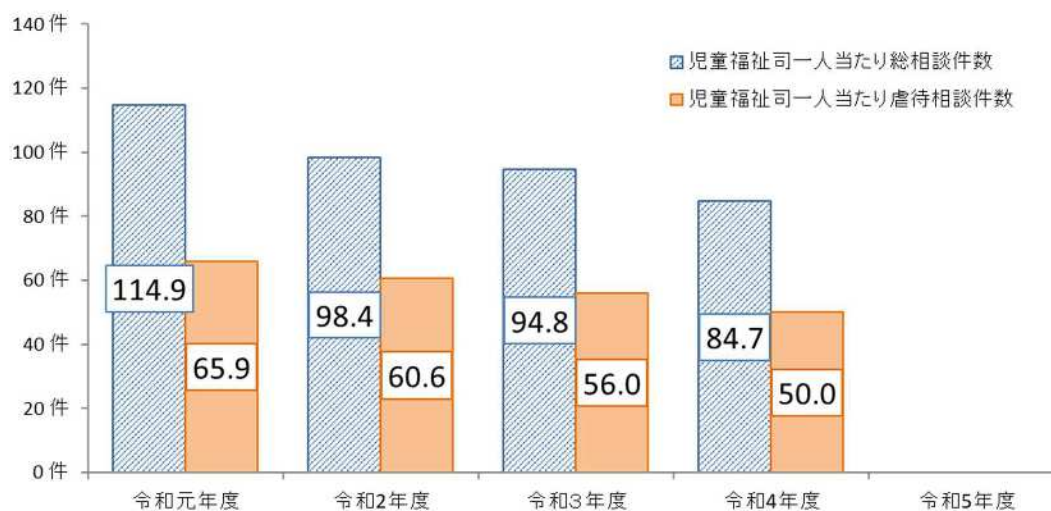


※上記の件数は特別区児童相談所分を含む

資料：福祉局

### (2) 児童福祉司一人当たり相談件数

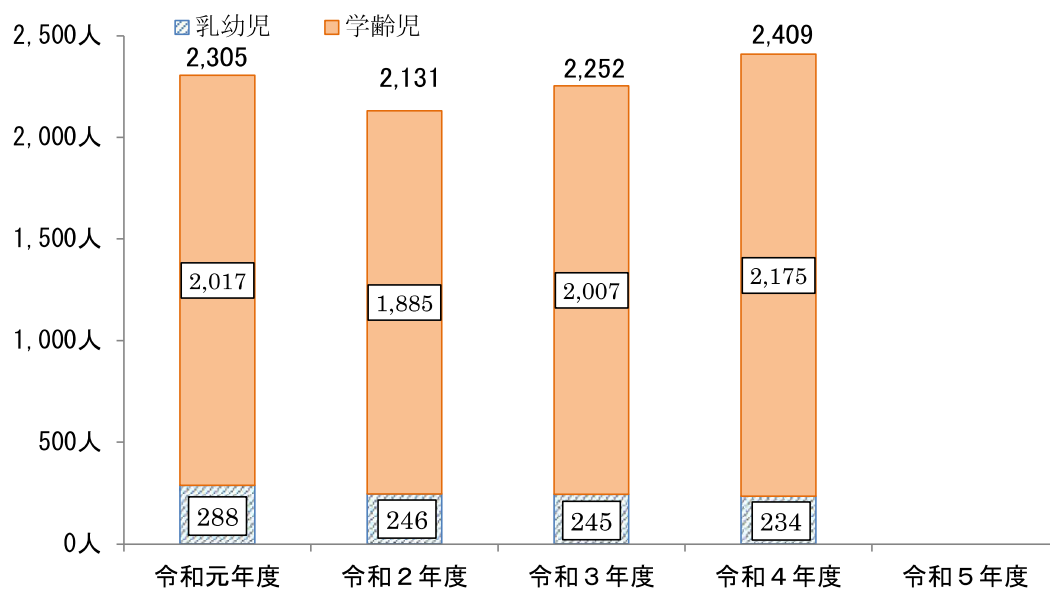
都児童相談所の児童福祉司1人当たりが受理する虐待相談は、年々減少しており、近年は一人50件となっています。



資料：福祉局

### (3) 一時保護所新規入所状況

都一時保護所入所件数は増加傾向にあり、特に学齢児の割合が大きくなっています。

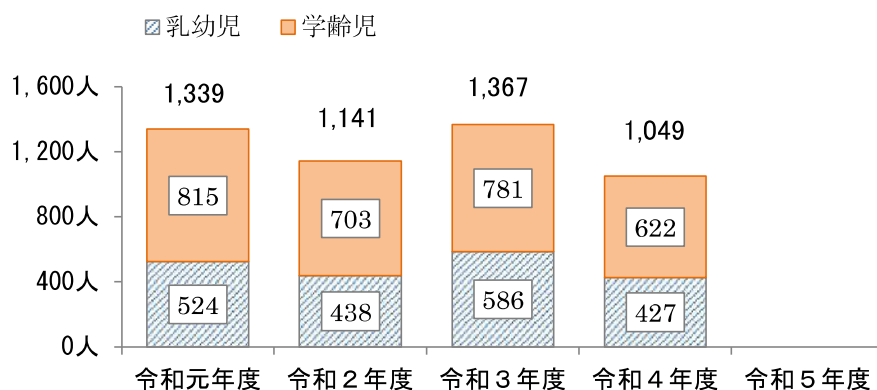


資料：福祉局



#### (4) 一時保護委託での新規保護人数

都一時保護委託件数は年間1,000件を超える水準で推移しています。



資料：福祉局

#### (5) 一時保護所入所率、平均保護日数

緊急での一時保護が必要なケースも多く、都一時保護所における年間平均入所率は100%超が常態化しています。

また、一人当たりの平均保護日数は、40日を超える状況です（全国平均32.7日：令和3年度）。

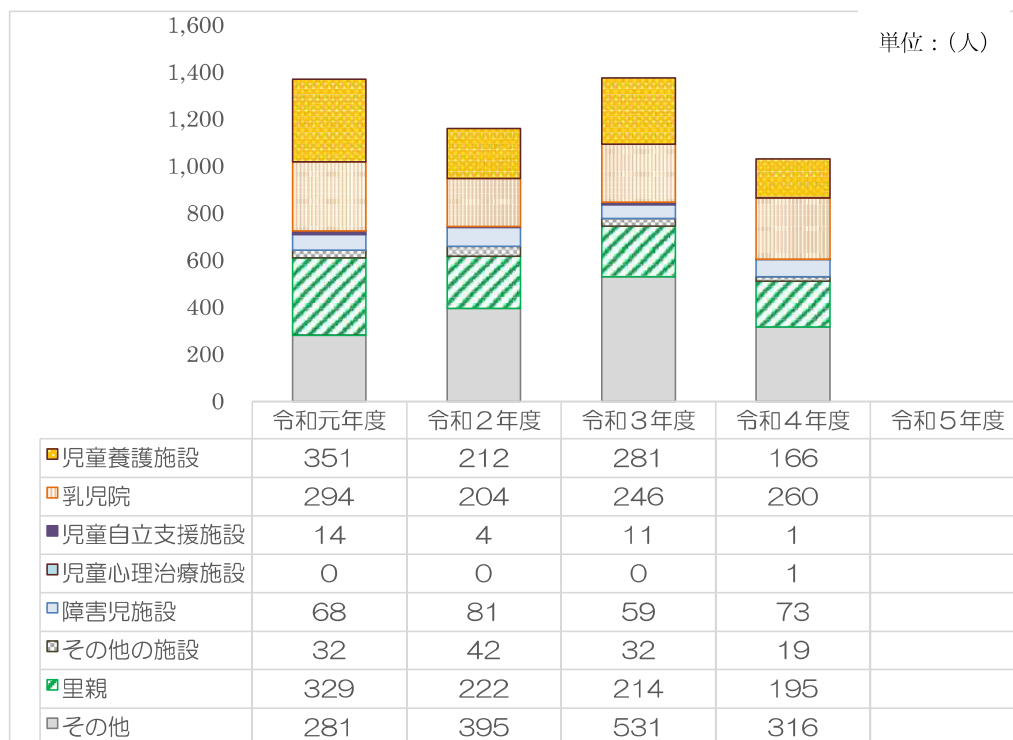
| 区 分             | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 入 所 定 員 A       | 237人   | 237人   | 250人   | 250人   | 250人  |
| 1日当たり平均入所数 B    | 269.2人 | 248.4人 | 286.1人 | 312人   | 人     |
| 平 均 入 所 率 B ÷ A | 113.6% | 104.9% | 114.5% | 124.8% | %     |
| 一人当たり平均保護日数     | 41.9日  | 42.6日  | 44.4日  | 47.2日  | 日     |

資料：福祉局

**(6)一時保護委託解除状況(特別区児童相談所分を含まない。)**

都児童相談所の一時保護委託解除状況においては、児童養護施設や乳児院、里親の割合が高くなっています。

※一時保護委託解除時、「対象の児童がどこの施設等に委託されていたか」の内訳を記載しております。



**※統計について**

(2)～(6)の統計数値については、特別区児童相談所分区を含まない数値としております。

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 令和2年度 | 世田谷区、江戸川区、荒川区（令和2年7月1日）         |
| 令和3年度 | 港区                              |
| 令和4年度 | 中野区、板橋区（令和4年7月1日）、豊島区（令和5年2月1日） |
| 令和5年度 | 葛飾区（令和5年10月1日）                  |

(1)～(6)の統計数値のうち、令和4度以前の数値は福祉行政報告例の訂正前の数値で記載をしております。

## 6 子育て短期支援事業(ショートステイ)の状況

### (1) ショートステイ事業を実施している自治体数

以下のとおり、ほぼすべての自治体においてショートステイ事業が実施されています。

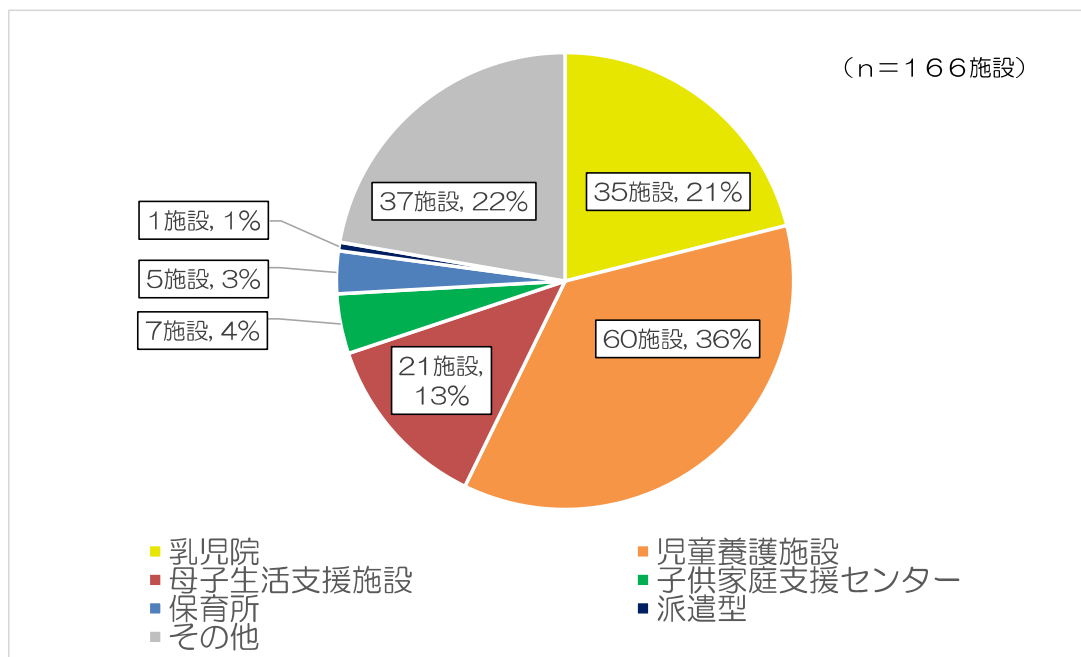
| 区  | 市  | 町村 | 合計 |
|----|----|----|----|
| 23 | 26 | 2  | 51 |

(令和6年4月1日現在)

資料：福祉局

### (2) 施設種別

施設種別は児童養護施設が最も多く(36%)、その他協力家庭等(22%)、乳児院(21%)が続いています。



(令和6年4月1日現在)

資料：福祉局

## 7 代替養育を必要とする児童数の推計

### <定義>

代替養育を必要とする児童数とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童であって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要な者の数を言います。

### <算定に当たっての基本的な考え方>

算定に当たっては、都と児相設置区それぞれが計画の策定主体として、代替養育が必要な児童数を算定することが求められますが、児童は広域に渡って入所措置されるなど、必ずしも一つの区で完結しないことから、整合を図りながら、全体の数値を算定することが必要となります。

児相設置区以外の都管轄分  
⇒ 都が算定

児相設置区8区分  
⇒ 各区が算定

上図のとおり、児相設置区は各区分の数値を算定、都は児相設置区以外の都管轄分の数値を算定し、合計した数値を都全体の代替養育が必要な児童数として扱います。

### <算定方法>

都と区の合計数を都全体の数値とするためには、都と区共通の方法で算定することが望ましいですが、一方で、児相設置以降の事例蓄積や区ごとの予防的支援の取組の違いなど、自治体間の違いも考慮する必要があります。

#### 【都区共通の算定方法】

上記を踏まえ、都及び児相設置区においては、共に以下の方法で算定することとします。

$$\begin{array}{l} \text{前年度末の措置児童数} + (\text{新規措置児童数} - \text{退所児童数}) \\ + \text{潜在需要} - \text{予防的支援での家庭維持見込数} \end{array}$$

なお、下線部については、各自治体の実情を踏まえ算定の有無、算定方法を判断することとします。

## ① 措置児童数の推計

### <推計方法>

#### ア 児童人口を推計

都政策企画局が令和6年8月に公表した『『未来の東京』戦略 附属資料 東京の将来人口』等をもとに、計画期間における児童人口（0歳～17歳）を推計（以下、児童人口推計）しています。

#### イ 児童相談所における養護相談対応件数(相談件数)を推計

児童人口に対する相談件数の割合（相談件数割合）の伸び率（直近実績の令和3年度から4年度の伸び率：1.041）を前年度の相談件数割合に乗じて、各年度の相談件数割合を推計しています。

次に、各年度の児童人口推計に相談件数割合を乗じ、相談件数を推計しました。

#### ウ 新たに代替養育が必要となる児童数(新規措置児童数)を推計

相談件数に対する新規措置児童数の割合（令和2年度から4年度の3か年平均：0.021）を相談件数に乗じて、各年度の新規措置児童数を推計しています。

#### エ 自立等により代替養育が不要となる児童数(退所児童数)を推計

前年度末の措置児童数に対する退所児童数の割合（令和3年度、4年度の2か年平均：0.198）を、前年度末の措置児童数に乗じて、当年度における退所児童数を推計しています。

<推計値 ①（都管轄分）>

|               | 令和 7 年度     | 令和 8 年度     | 令和 9 年度     | 令和 10 年度    | 令和 11 年度    |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 児童人口          | 1,352,420 人 | 1,344,290 人 | 1,336,160 人 | 1,328,030 人 | 1,319,900 人 |
| 相談件数          | 30,308 件    | 31,353 件    | 32,433 件    | 33,549 件    | 34,702 件    |
| 新規措置<br>児童数   | 629 人       | 651 人       | 674 人       | 697 人       | 721 人       |
| 退所児童数         | 573 人       | 584 人       | 597 人       | 612 人       | 629 人       |
| 年度末<br>措置児童数※ | 2,942 人     | 3,009 人     | 3,086 人     | 3,171 人     | 3,263 人     |

<推計値 ①（区児相分）>

|               | 令和 7 年度   | 令和 8 年度   | 令和 9 年度   | 令和 10 年度  | 令和 11 年度  |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 児童人口          | 490,989 人 | 485,693 人 | 479,920 人 | 473,965 人 | 467,673 人 |
| 相談件数          | 12,559 件  | 12,860 件  | 13,167 件  | 13,466 件  | 13,819 件  |
| 新規措置<br>児童数   | 206 人     | 210 人     | 213 人     | 214 人     | 217 人     |
| 退所児童数         | 203 人     | 206 人     | 204 人     | 206 人     | 209 人     |
| 年度末<br>措置児童数※ | 977 人     | 981 人     | 990 人     | 998 人     | 1,006 人   |

<推計値 ①（都全域（都管轄分＋区児相分））>

|               | 令和 7 年度     | 令和 8 年度     | 令和 9 年度     | 令和 10 年度    | 令和 11 年度    |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 児童人口          | 1,843,409 人 | 1,829,983 人 | 1,816,080 人 | 1,801,995 人 | 1,787,573 人 |
| 相談件数          | 42,867 件    | 44,213 件    | 45,600 件    | 47,015 件    | 48,521 件    |
| 新規措置<br>児童数   | 835 人       | 861 人       | 887 人       | 911 人       | 938 人       |
| 退所児童数         | 776 人       | 790 人       | 801 人       | 818 人       | 838 人       |
| 年度末<br>措置児童数※ | 3,919 人     | 3,990 人     | 4,076 人     | 4,169 人     | 4,269 人     |

※前年度末措置児童数＋新規措置児童数－退所児童数

## ② 潜在需要及び予防的支援での家庭維持見込数の推計

### <推計方法>

都管轄分においては、在宅指導中で施設等の利用が可能であったが、児童本人が希望しなかったことなどにより利用できなかった児童数を潜在需要として算定しました。

具体的には、当該児童の割合（施設 0.030、里親 0.069※）を、直近の相談件数に対する在宅指導中児童数の割合（0.098）から推計した各年度における在宅指導中児童数に乗じて推計しています。

※平成 30 年度及び令和元年度における児童相談所調査結果の 2 か年平均

なお、都管轄分の予防的支援での家庭維持見込数については、現時点では都全体での事例蓄積が十分でなく、予防効果の定量化が困難であることから、推計においては算定しないこととします。

一方、児相設置区においては、潜在需要及び予防的支援での家庭維持見込数について、各区の事例等に基づき、算定の有無、算定方法を決定の上、推計し反映しています。

### <推計値 ②（都管轄分）>

|       | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 潜在需要等 | 112 人   | 116 人   | 119 人   | 123 人    | 128 人    |

### <推計値 ②（区児相分）>

|       | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 潜在需要等 | 130 人   | 131 人   | 131 人   | 132 人    | 131 人    |

### <推計値 ②（都全域（都管轄分＋区児相分））>

|       | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 潜在需要等 | 242 人   | 247 人   | 250 人   | 255 人    | 259 人    |

### ③ 代替養育を必要とする児童数の推計結果

これまでの推計をもとに、目標年次ごとの代替養育を必要とする児童を推計した結果は、以下のとおりとなります。(①+②)

#### <推計値 ③（都管轄分）>

|               | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---------------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 代替養育を必要とする児童数 | 3,054 人 | 3,125 人 | 3,205 人 | 3,294 人  | 3,391 人  |

#### <推計値 ③（区児相分）>

|               | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---------------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 代替養育を必要とする児童数 | 1,107 人 | 1,112 人 | 1,121 人 | 1,130 人  | 1,137 人  |

#### <推計値 ③（都全域（都管轄分+区児相分））>

|               | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---------------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 代替養育を必要とする児童数 | 4,161 人 | 4,237 人 | 4,326 人 | 4,424 人  | 4,528 人  |
| （前計画比）        | △443 人  | △400 人  | △336 人  | △258 人   | △170 人   |

次に、措置児童の年齢別構成比率（令和 4 年度）を、各年度の代替養育を必要とする児童数に乗じて、各年齢区分別の児童数を算出しています。

#### （年齢区分別）

|         | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 3歳未満    | 358 人   | 365 人   | 372 人   | 381 人    | 390 人    |
| 3歳以上就学前 | 429 人   | 437 人   | 446 人   | 456 人    | 467 人    |
| 学童期以降   | 3,374 人 | 3,435 人 | 3,508 人 | 3,587 人  | 3,671 人  |
| 合計      | 4,161 人 | 4,237 人 | 4,326 人 | 4,424 人  | 4,528 人  |



## 8 里親等委託児童数及び里親等登録数の推計

### （里親等委託率の考え方）

- 市内では、ケアニーズの高い児童が増加しており、児童養護施設での支援が必要な児童等の入所が今後も見込まれます。
- また、前回計画最終年度における目標値 37.4%の達成に向け、着実に実績を伸ばしているところですが、令和5年度実績で 17.5%（目標値 18.7%）と、現状、目標値を若干下回っている状況です。
- ▶ 上記を踏まえ、各種施策をさらに強力に推進し、本計画においても前回計画の目標を維持し、確実な目標達成を目指していくこととします。

### （1）里親等委託児童数の年次・年齢区分別推計

6「代替養育を必要とする児童数の推計」の推計結果及び年次別の里親等への委託率（目標）を基に、里親等委託児童数を推計しています。

|         | 令和7年度           | 令和8年度             | 令和9年度             | 令和10年度            | 令和11年度            |
|---------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 3歳未満    | 77人<br>(21.5%)  | 105人<br>(28.8%)   | 134人<br>(36.0%)   | 165人<br>(43.3%)   | 197人<br>(50.5%)   |
| 3歳以上就学前 | 147人<br>(34.3%) | 167人<br>(38.2%)   | 189人<br>(42.4%)   | 212人<br>(46.5%)   | 236人<br>(50.5%)   |
| 学童期以降   | 721人<br>(22.2%) | 872人<br>(25.1%)   | 1,049人<br>(27.9%) | 1,167人<br>(30.8%) | 1,261人<br>(33.6%) |
| 合計      | 945人<br>(22.7%) | 1,144人<br>(27.0%) | 1,372人<br>(31.7%) | 1,544人<br>(34.9%) | 1,694人<br>(37.4%) |

## (2) 将来に向け必要な里親等登録数

里親等委託児童数の推計結果を基に、必要となる里親等登録数を推計します。令和 11 年度までに、稼働率を令和 5 年度末の 41.3% から 50.0% に引き上げることで、必要となる里親等登録家庭数は以下のとおりとなります。

|                 | 令和 7 年度  | 令和 8 年度  | 令和 9 年度  | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 委託児童数           | 945 人    | 1,144 人  | 1,372 人  | 1,544 人  | 1,694 人  |
| 稼働率             | 45.0%    | 47.0%    | 48.0%    | 49.0%    | 50.0%    |
| ファミリーホーム<br>定員数 | 192 人    | 198 人    | 204 人    | 210 人    | 216 人    |
| 里親等登録数          | 1,631 家庭 | 1,911 家庭 | 2,269 家庭 | 2,514 家庭 | 2,711 家庭 |

$$\text{稼働率} = \frac{\text{里親・FHへの委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{FHの定員数}}$$

(※平均受託児童数 1.17 人)

## 9 施設で養育が必要な児童数の推計

### (1) 施設で養育が必要な児童数

6「代替養育を必要とする児童数の推計」結果から、7「里親等への委託児童数の推計」結果を差し引き、「施設で養育が必要な児童数」を推計します。

|         | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 3歳未満    | 281人   | 260人   | 238人   | 216人   | 193人   |
| 3歳以上就学前 | 282人   | 270人   | 257人   | 244人   | 231人   |
| 学童期以降   | 2,653人 | 2,563人 | 2,459人 | 2,420人 | 2,410人 |
| 合計      | 3,216人 | 3,093人 | 2,954人 | 2,880人 | 2,834人 |

※6(3) 代替養育を必要とする児童数の推計結果－7(1) 年次・年齢区分別推計

### (2) 必要な施設定員数

「施設で養育が必要な児童数」を基に、施設養育として必要な定員数を推計します。

3歳未満は、乳児院の入所率（約70%）の定員規模で推計（必要数の約140%）し、3歳以上就学前と学童期以降は、児童養護施設の入所率（約90%）の定員規模で推計（必要数の約110%）しています。

|         | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 3歳未満    | 401人   | 371人   | 340人   | 309人   | 276人   |
| 3歳以上就学前 | 313人   | 300人   | 286人   | 271人   | 257人   |
| 学童期以降   | 2,948人 | 2,848人 | 2,732人 | 2,689人 | 2,678人 |
| 合計      | 3,662人 | 3,519人 | 3,358人 | 3,269人 | 3,211人 |

なお、代替養育を必要とする児童は、令和11年度まで毎年増加する見込みであるとともに、施設では一定数、一時保護児童も受け入れています。特に、都の一時保護所は乳児には対応していないため、一時保護における乳児院の役割は重要です。

引き続き里親等への委託を推進していきますが、十分な里親等登録数を確保するまでは、保護が必要な児童の行き場がなくなることはないよう、施設養育の定員数も十分に確保しておく必要があります。

## 10 子供へのアンケート・ヒアリング調査

- 当事者である子供の権利に関しては、令和4年改正児童福祉法において子供の権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として位置付けられるとともに、里親等委託、施設入所等の措置、一時保護の決定、解除、更新等の際に、意見聴取等を行うこととされました。
- こうした情勢の変化も踏まえ、計画の策定に当たっては、里親や児童養護施設等に在籍している子供の意見を反映するため、アンケート調査及びヒアリングによる意見聴取を行いました。
- 本調査等により得られた貴重な意見を基に、都としては、子供の最善の利益確保に向けて、子供自身や周囲の大人に対する子供の権利に関する啓発や子供の意見表明を支援する取組などを充実していきます。
- また、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、きめ細かなケースマネジメントを行うことができるよう児童相談所の体制強化を図るとともに、施設での養育が必要な子供ができる限り良好な家庭的環境で過ごせるよう、施設の小規模化・地域分散化を進めるなど環境整備に取り組んでいきます。

### 調査概要

- (1) 調査対象：都内の児童養護施設・自立援助ホーム・里親・ファミリーホームに措置または委託されている児童（小学校高学年から高等学校3年生まで）
- (2) 調査方法：対象となる子供に対して事前アンケートを実施しています。より深く子供の意見を引き出すため、アンケートで聞いた内容をベースに、複数名のワークショップ型を基本としてヒアリングを実施しました。
- (3) 実施時期：令和6年8月から11月
- (4) 回答者数：24名（内訳は下記のとおり）

#### 【施設等種別内訳】

| 施設等         | 回答者数 |
|-------------|------|
| 児童養護施設      | 10名  |
| 自立援助ホーム     | 5名   |
| 里親・ファミリーホーム | 4名   |
| 合計          | 24名  |

【属性別内訳】

| 属性           | 回答者数 |
|--------------|------|
| 小学生          | 5名   |
| 中学生          | 3名   |
| 高校生          | 12名  |
| フリースクールに通う学生 | 3名   |
| その他          | 1名   |
| 合計           | 24名  |

(5) アンケート・ヒアリングの実施内容

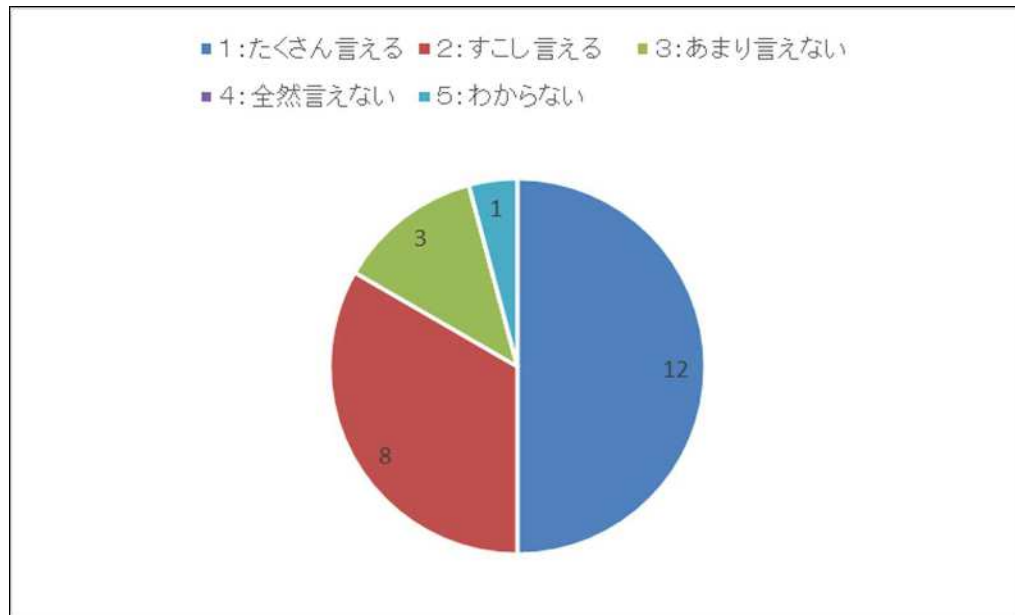
普段の生活や学校、友人との間での困りごとや本人の希望について、選択式及び自由記述式の設問でアンケート調査をしています。

また、子供の考えを引き出しやすいよう、アンケート調査実施後、特に自由記述式の設問への回答内容をもとにヒアリングを実施しました。

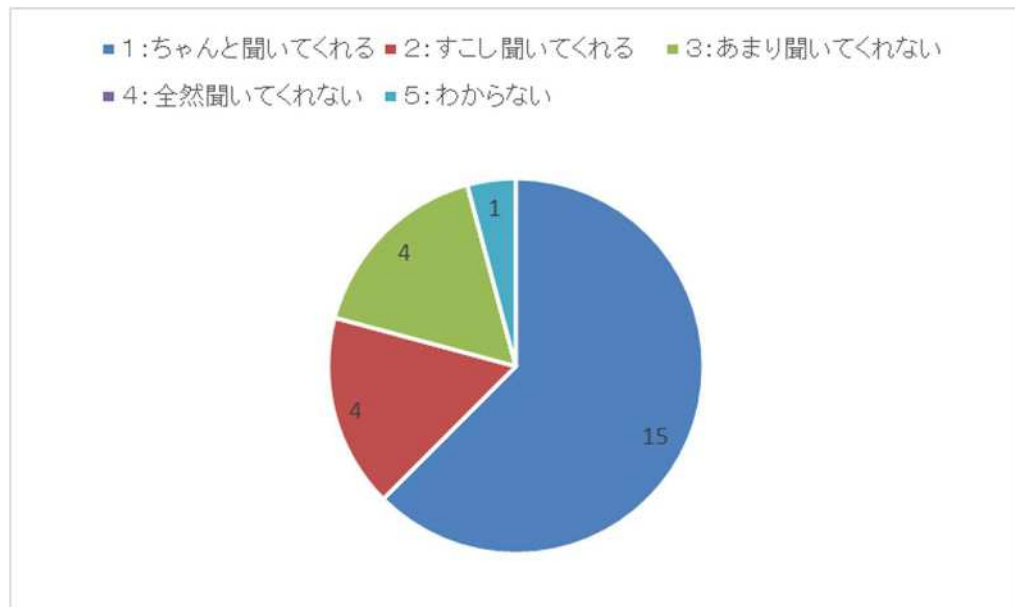
なお、ヒアリング実施時には都児童福祉審議会専門部会委員にもご参加いただきました。

**主なアンケート調査結果（児童養護施設、自立援助ホーム、里親 N=24）**

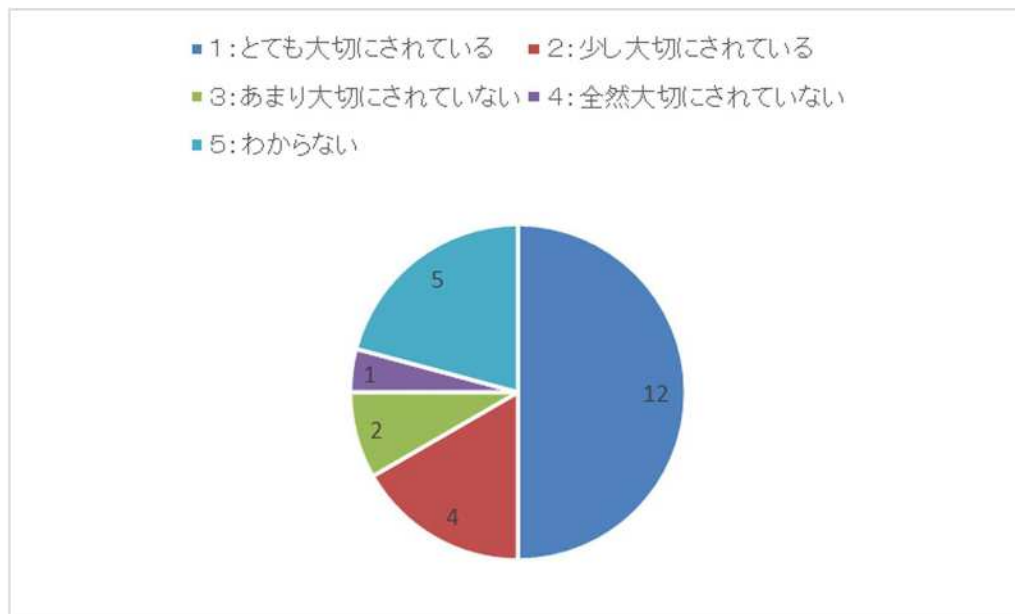
（１）周りの人にどのくらい自分の気持ちや意見を言えているか。



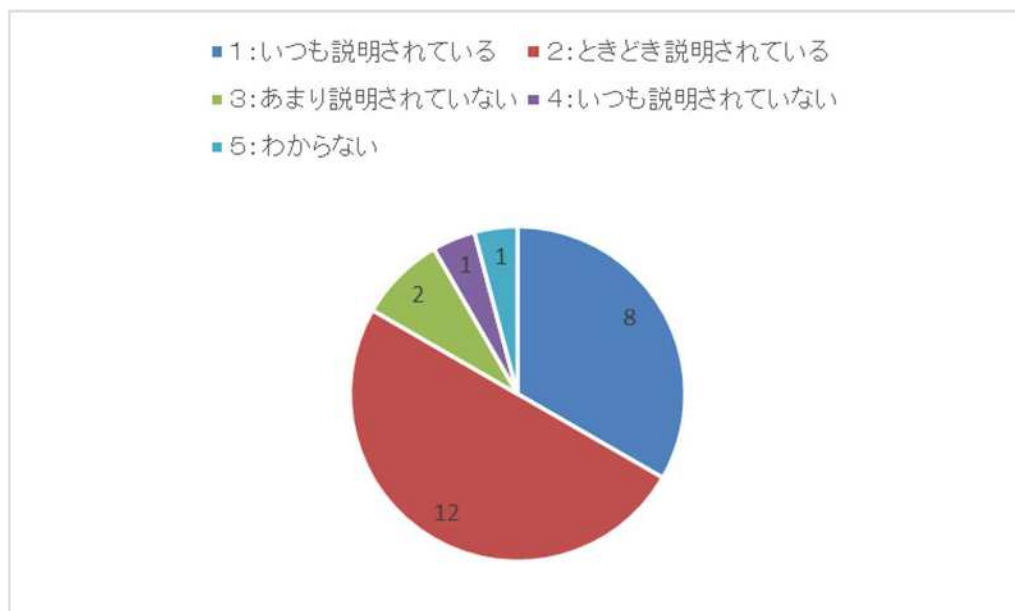
（２）周りの人に気持ちや意見を言ったとき、周りの人は話を聞いてくれるか。



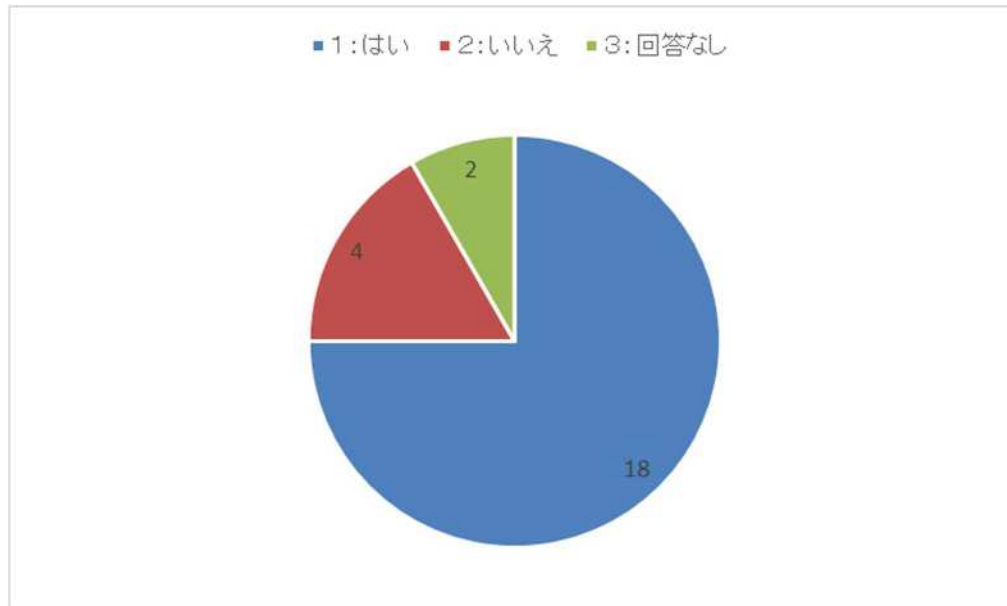
(3) あなたの気持ちや意見が、周りの人に大切にされていると感じているか。



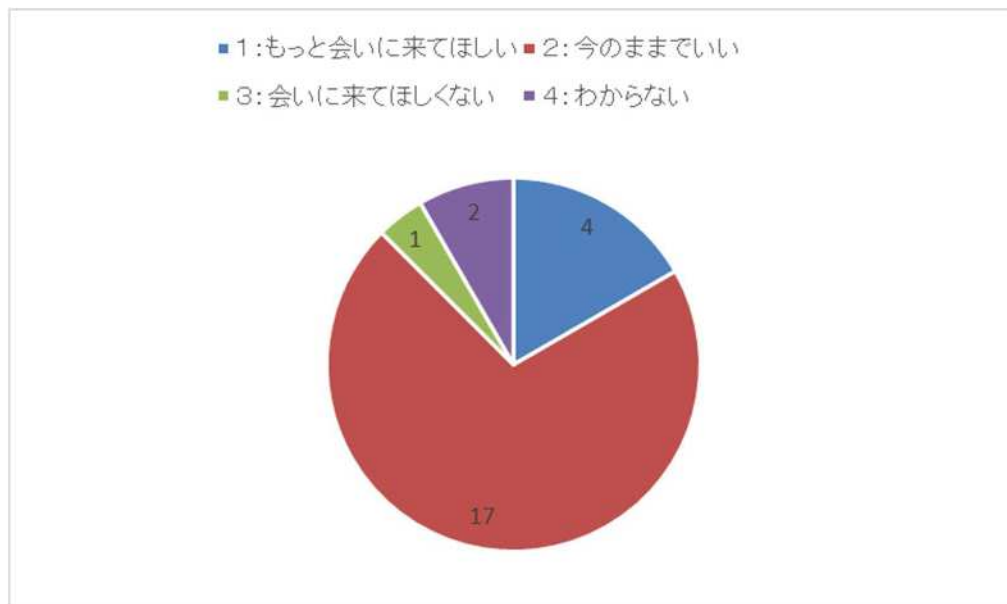
(4) 気持ちや意見を伝えたとき、気持ち等について、どのように大人が考えたり、どのように大人が対応するか説明されているか。



(5) 児童相談所の職員に伝えたいことを伝えることができるか。

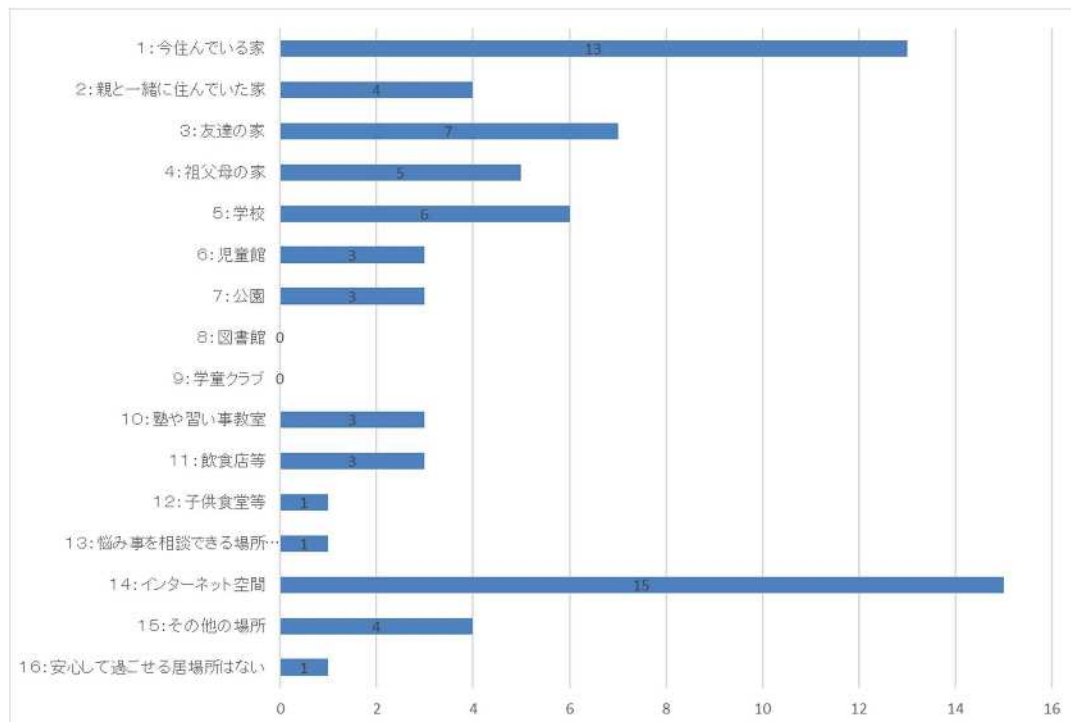


(6) 児童相談所の職員にもっと会いに来てもらいたいのか。





(7) 安心して過ごせる居場所があるか。(複数回答を含みます。)



(8) その他

- ① 普段の生活で困ったことや嫌だったことはあるか。  
児童養護施設と自立援助ホームへのアンケート結果では、「我慢することが多い」、「決まりやルールが多い」といった回答が多く、里子へのアンケート結果では、「困ったことや嫌だったことはない」の回答が最も多い結果となりました。
- ② 施設職員、里親にどのようなことをしてほしいか。  
児童養護施設と自立援助ホームへのアンケート結果では、「一緒に遊んでほしい」、「話をしっかりきいてほしい」、「困っていることがなくなるように一緒に考えてほしい」といった回答が多く、里子へのアンケート結果でも、「話をしっかりきいてほしい」、「困っていることがなくなるように一緒に考えてほしい」の回答が多い結果となりました。

### 主な子供の意見（アンケート自由記述及びヒアリング）

※よく似た意見の統合や、誤字脱字の修正等の編集をしています。

| トピック           | 主な子供の意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職員等とのコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> <li>・週1回くらいは雑談できる時間が欲しい</li> <li>・一緒に話す時間がもっとほしい</li> <li>・日々のコミュニケーションに関する相談がしたい</li> <li>・第3者の聞き取り機会が欲しい</li> <li>・困っているときには意見をだしてくれたりして受けとめてもらっている</li> <li>・気持ちや意見は言える</li> </ul>                                                                                                                         |
| 施設等でのルール       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォンを持たせてほしい</li> <li>・就寝時間を遅くしてほしい</li> <li>・友達の家泊まりたい</li> <li>・生き物を飼えるようにしてほしい</li> <li>・身だしなみを整える程度のメイクは認めてもらいたい</li> <li>・職員がルールを決める際にもっと意見を聞いてほしい</li> <li>・アルバイト代を自由に使えるようにしてほしい</li> <li>・見られるテレビ番組を増やしてほしい</li> <li>・共有スペースで電子機器を使えるようにしてほしい</li> <li>・レシートをもらわなくても買い物できるようにしてほしい</li> </ul> |
| 施設等の設備や環境の充実   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンドやバスケットコートが欲しい</li> <li>・庭にプールが欲しい</li> <li>・ゲーム機が欲しい</li> <li>・洗濯機やエアコン等の設備が古すぎるので、新しくしてほしい</li> <li>・インターネット環境がない</li> </ul>                                                                                                                                                                       |
| その他            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・祖父母の家など、以前いた場所が安心できる</li> <li>・大人数が得意ではなく、少人数が良い</li> <li>・過去に在籍した施設の人と連絡をとりたい</li> <li>・区市町村職員が何度も話を聞いてくれ、「諦めるな」といってくれた</li> <li>・習い事をしたい</li> <li>・バイクや車に乗りたい</li> </ul>                                                                                                                               |

## 11 子供へのアンケート・ヒアリング調査（一時保護所）

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所は一時保護等の際に、児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等を行うこととされました。  
具体的には、一時保護の決定、解除、更新等の際に、児童の意見を聴取しており、一時保護所の運営の中においても、その意見を尊重することが求められています。
- 都の一時保護所では、毎年度外部評価を受審し、その中で児童へのアンケート（利用者調査）を実施しており、一時保護所運営の質を向上させる取組を行っています。  
一時保護児童への利用者調査においては、一時保護所の生活環境や、支援内容に関する意見を聴取し、それを基に改善策を講じています。
- さらに、法改正に伴い、意見表明等支援員の導入が進められており、令和6年度より一部の保護所において試行実施しています。  
意見表明等支援員は、児童が自分の意見を表明しやすい環境を整える役割を担っており、これにより児童の意見がより一層尊重されるようになっています。
- 今回、社会的養育推進計画の策定にあたり、こうした日頃の活動から聴取した児童の意見のほか、一時保護中の児童や、一時保護所を退所した児童からもアンケート調査及びヒアリングにより意見聴取を行いました。  
児童の声を施策に生かし、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するためのより良い社会的養育環境の実現を目指しています。

### 調査概要

- （1）調査対象：都の一時保護所に入所中及び退所後の児童（就学前の児童から高等学校3年生まで）
- （2）調査方法：都の児童相談所（11か所）に対し、一時保護所に入所中の児童（未就学の児童含む）、及び退所後の児童に対し、児童福祉司などがアンケート内容に沿った調査及びヒアリングにより意見聴取を行いました。
- （3）実施時期：令和6年7月から8月
- （4）回答者数：86名（内訳は下記のとおり）

### 【種別内訳】

| 施設等      | 回答者数 |
|----------|------|
| 一時保護所入所中 | 51名  |
| 一時保護所退所後 | 35名  |
| 合計       | 86名  |

【属性別内訳】

| 属性  | 回答者数 |
|-----|------|
| 就学前 | 8名   |
| 小学生 | 36名  |
| 中学生 | 24名  |
| 高校生 | 18名  |
| 合計  | 86名  |

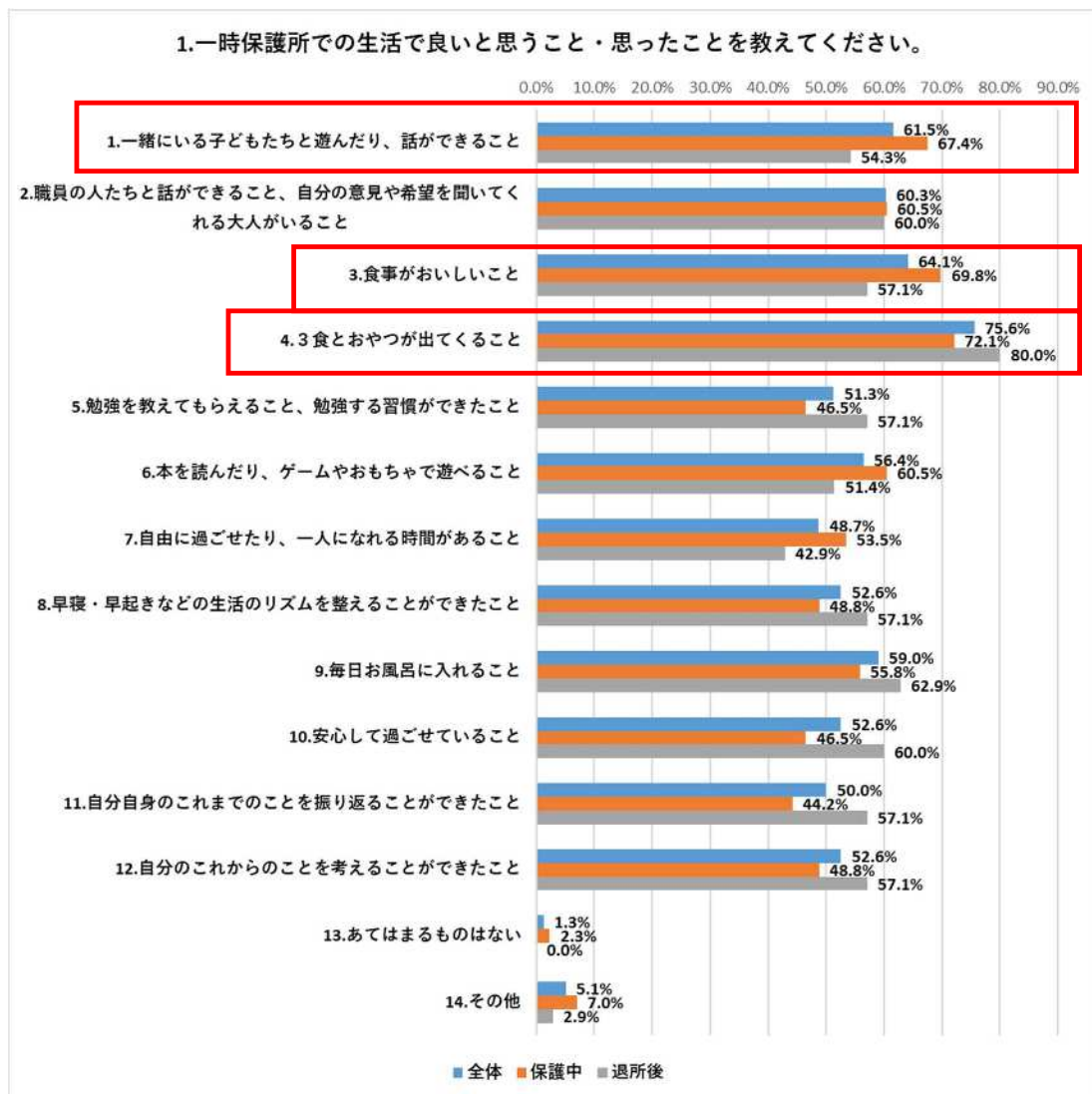
(5) 聞き取り調査の実施内容

一時保護所での生活について、良いと思うことや嫌だと思うこと、権利擁護などについて対象児童の状況に応じて、児童福祉司等が隣でサポートしながら又は口頭による聞き取りにより調査を実施しています。

## 主なアンケート調査結果（全体 N=78、保護中 N=43、退所後 N=35）

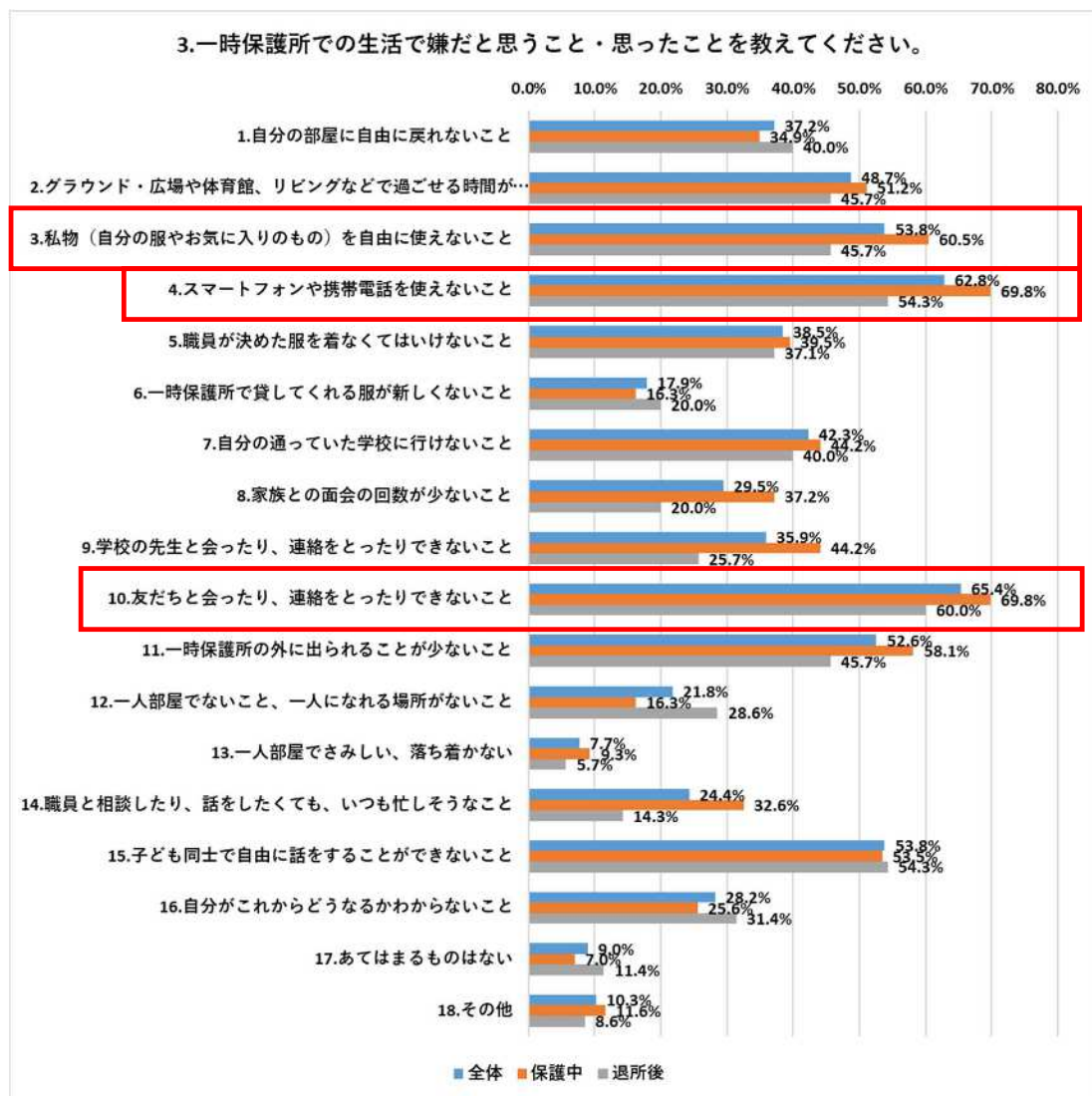
（１）一時保護所での生活で良いと思うこと・思ったこと。

一時保護所の生活について、概ね良いと感じていることが分かる。特に食事に関する事柄に満足度が高い。次いで入浴や児童同士での遊び・会話、職員との会話・相談が可能であることが高い。



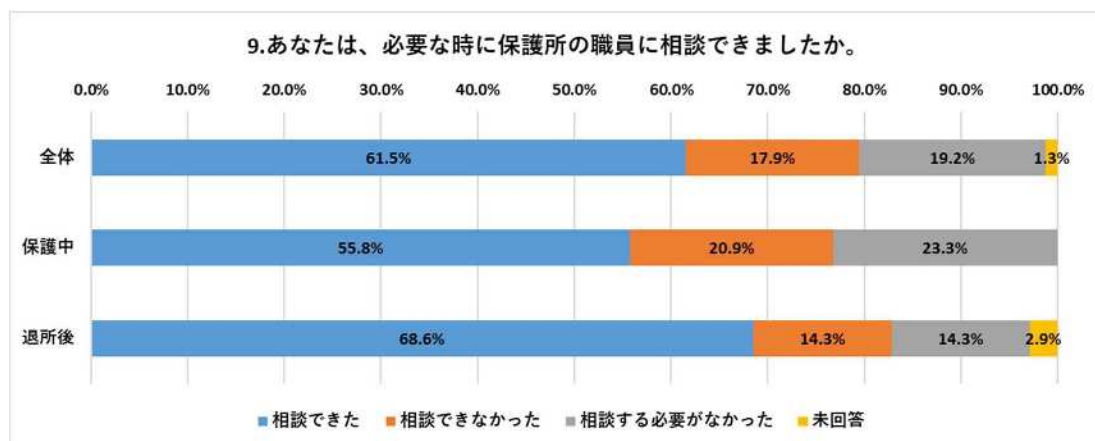
(2) 一時保護所での生活で嫌だと思うこと・思ったこと。

友人と会えない・連絡できない、スマートフォンや携帯電話が使えないことが6割以上と不満が高い結果となっている。通学できないことが4割以上、先生と会えないことなどが3割以上となっており、学校関連の不満も感じていることが分かる。



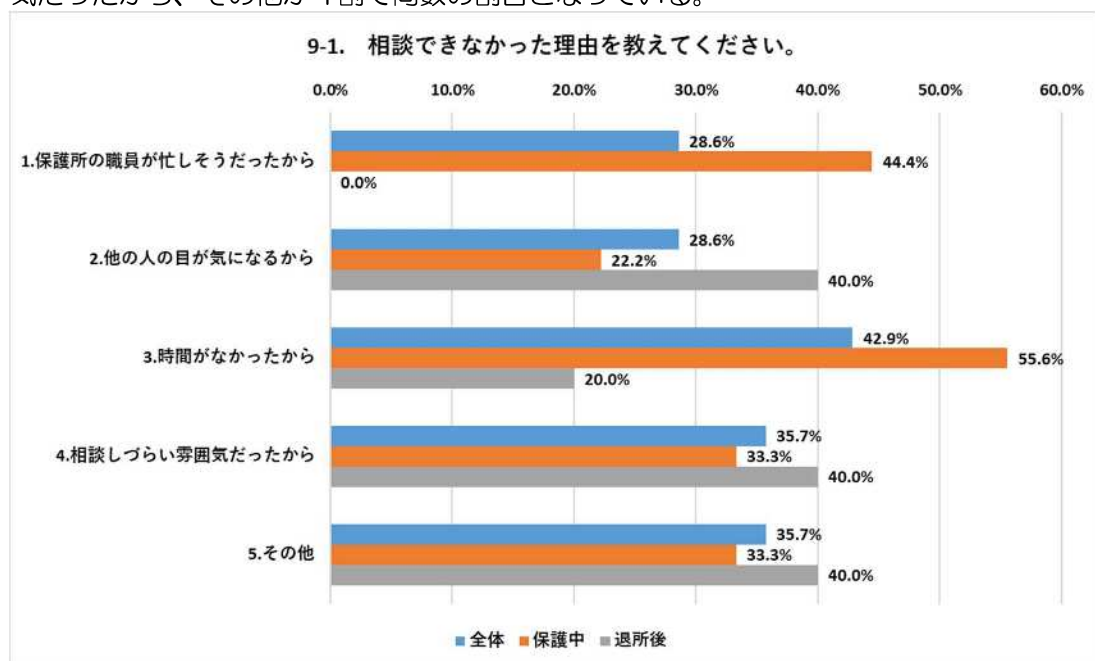
(3) あなたは、必要な時に保護所の職員に相談できましたか。

相談できた割合は全体では6割を超えている。相談できたと回答したのは保護中よりも退所後の児童の方が約13%高い割合となった。



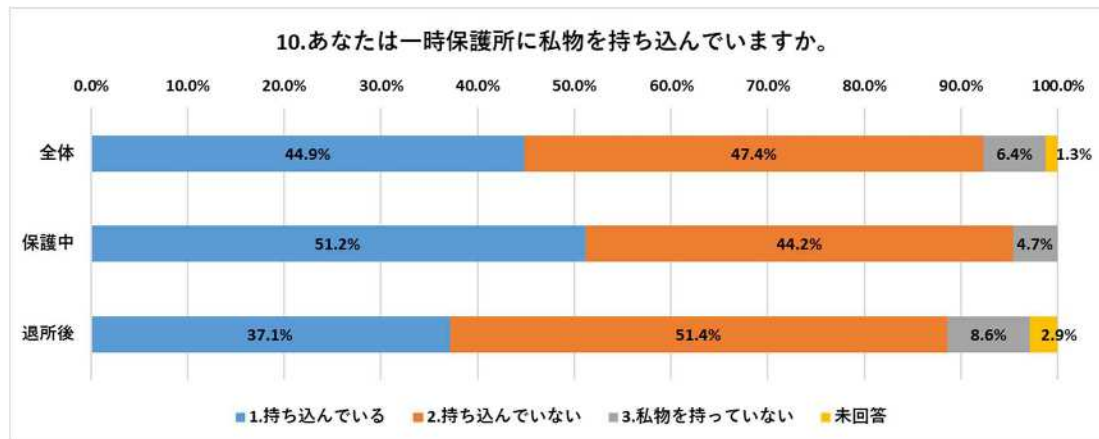
(4) 相談できなかった理由を教えてください。

保護中の児童では、時間がなかったからが最も割合が高く、の次に職員が忙しそうだったからとなっている。退所後の児童では、他の人の目が気になるから、相談しづらい雰囲気だったから、その他が4割で同数の割合となっている。



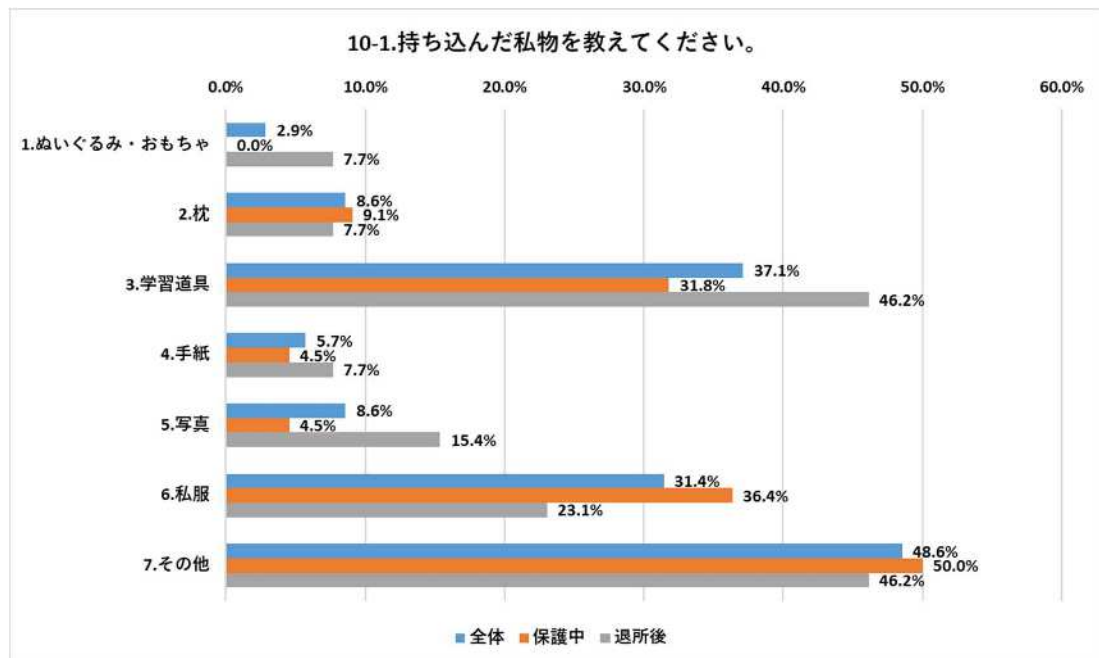
(5) あなたは一時保護所に私物を持ち込んでいますか。

私物の持ち込みに関しては、全体では半々ぐらいの割合となっているが、保護中は持ち込んでいるが、退所後は持ち込んでいない、が高い割合となっている。



(6) 持ち込んだ私物を教えてください。

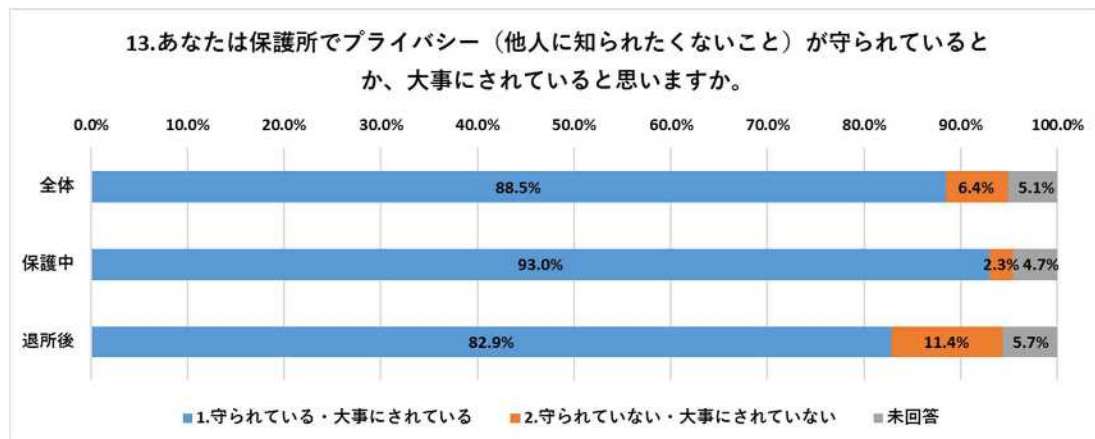
全体でみると学習道具が約 4 割と最も高く、次いで私服が 3 割強であった。





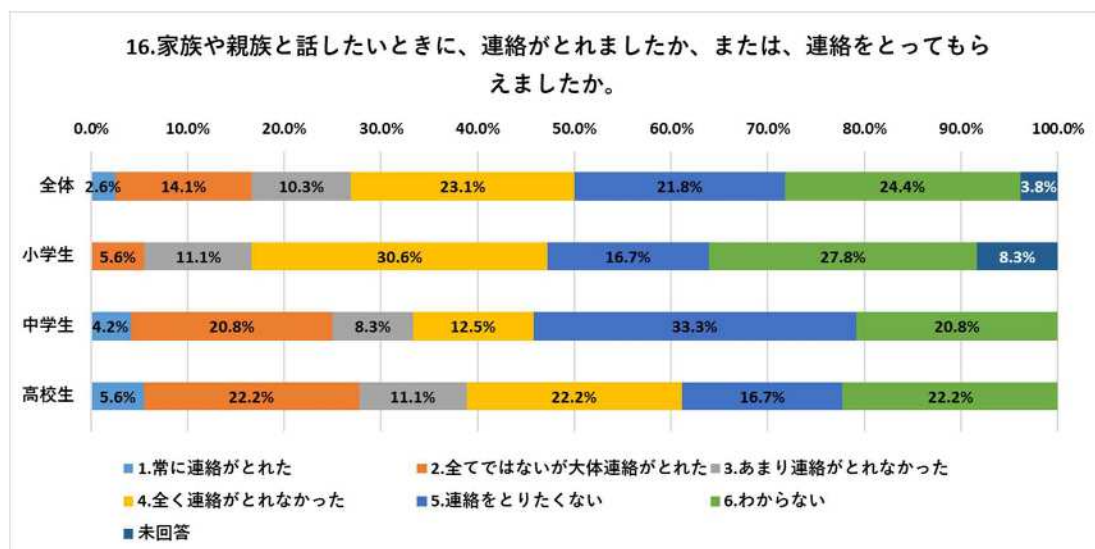
(7) あなたは保護所でプライバシー（他人に知られたくないこと）が守られているとか、大事にされていると思いますか。

プライバシーが守られていると回答した児童は全体では約9割と高い割合であったが、退所後の児童で約1割は守られていない・大事にされていないという回答であった。



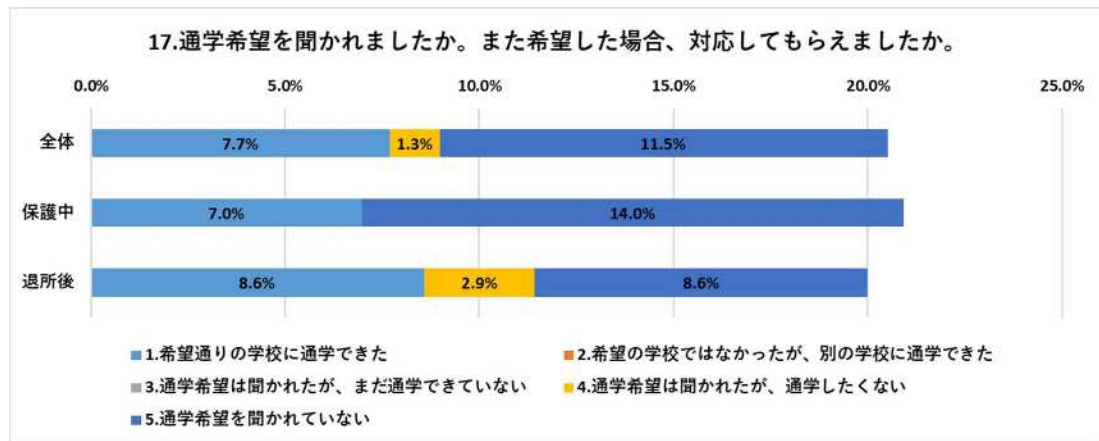
(8) 家族や親族と話したいときに、連絡がとれましたか、または、連絡をとってもらえましたか。

連絡がとれた割合は学年が上がるにつれて高くなるものの、常に連絡がとれた、全てではないが大体連絡がとれた、の割合を合わせても、3割に満たない割合であった。



(8) 通学希望を聞かれましたか。また希望した場合、対応してもらえましたか。

本質問については、全体（78名）のうち約2割（16名）の回答しか得られなかった。その中では、半数弱の児童が希望通り学校に通学できたものの、半数強の児童は通学希望を聞かれていない、という結果であった。



# 就学前の児童の意見（ヒアリング）

| 調査項目                                                 | 主な子供の意見                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一時保護所での生活で「よかった」「楽しい」と思うこと                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びが楽しい。おもちゃで遊べる。（9 件）</li> <li>・食事がおいしい。おやつがでる。（4 件）</li> <li>・先生が優しい。（3 件）</li> <li>・テレビが視聴できる。（2 件）</li> <li>・買い物楽しい。（2 件）</li> <li>・学習が楽しい。（1 件）</li> <li>・入浴。（1 件）</li> <li>・運動。（1 件）</li> <li>・安心。（1 件）</li> </ul> |
| 一時保護所の生活で「嫌だ」「変えてほしい」「もっとこうしたい」「もっとこういうことがしたい」と思うこと。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・嫌なことはない。（7 件）</li> <li>・特定の食べ物がほしい。（2 件）</li> <li>・叱られるのが嫌。（2 件）</li> <li>・他児におもちゃをとられてしまう。（2 件）</li> <li>・外出したい。（2 件）</li> <li>・家の話をすることが嫌。（1 件）</li> <li>・マスクが嫌。（1 件）</li> <li>・うるさいことが嫌。（1 件）</li> </ul>             |

### 第3章 東京都における具体的取組

#### 1 「当事者である子供の権利擁護の取組の充実」

(目指す方向性)

- 子供の権利の更なる啓発
- 意見表明等支援員の導入促進
- 子供の権利を守るための仕組みの適切な運用
- 被措置児童等虐待へのより速やかな対応

#### 現状・これまでの取組

##### (1) 子供の意見表明等支援

###### ①子供や周りの大人に対する権利の啓発

- 守られるべき権利や困ったときの相談方法を子供に周知するため、小学生以上の措置児童には子供の権利ノートを、幼児・障害児の措置児童には権利の説明動画や意見表明を補助するカードを、一時保護児童にはリーフレットをそれぞれ活用して、啓発を実施しています。
- 子供の権利については、一時保護や措置の際に児童福祉司から、日々の生活の中で里親や職員から子供に説明するほか、児童養護施設に入所する小学生以上の措置児童を対象として、都職員による子供の権利ノートの説明訪問を定期的に実施しています。
- 子供の周りにいる大人が権利擁護の重要性を理解し実践できるよう、児童相談所職員、里親、施設職員等を対象に、子供の権利擁護の意義やポイント等を解説するハンドブックを作成し、配付しています。
- ハンドブックの内容等を踏まえた「被措置児童等の権利擁護に関する説明会」を開催し、子供の権利擁護の重要性、権利の説明動画や意見表明を補助するカードを活用した子供への権利の説明及び意見表明等支援の実践、都が新たに開始した児童福祉審議会への申立てや意見表明等支援事業などの取組等について解説しています。
- 一時保護所や施設では、意見表明権の保障として第三者委員や意見箱を活用し、子供の年齢や発達状況に応じた意見聴取を実施しています。
- 児童養護施設における第三者委員や意見箱の活用例をまとめた事例集を作成して児童相談所、一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム

に配付し、運用の底上げを図ります。

## ②意見表明等支援事業の実施

- 令和6年4月施行の改正児童福祉法に、子供の意見表明等を支援する体制の整備に努めることが規定されました。
- 都は、改正児童福祉法を踏まえた意見表明等支援の新たな仕組みとして東京都児童福祉審議会が取りまとめた「児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み（子供アドボケイト）の在り方について」を踏まえ、令和5年度に、措置決定、里子の生活、児童福祉審議会への申立ての場面への意見表明等支援員の具体的な導入方法を検討しました。
- 令和6年9月から、一部の一時保護所入所中及び里親委託中の子供を対象として、意見表明等支援員による訪問・面談をモデル的に開始しています。
- モデル実施にあたっては、児童相談所等の関係機関からの独立性を確保するため、民間の事業者に委託して意見表明等支援員を養成するほか、意見表明等支援の経験が豊富な者等によるスーパーバイズの体制を確保しています。
- 子供、職員にアンケートを実施し、意見表明等支援員との面談、意見の伝達、伝達した意見へのフィードバック等について検証し、意見表明等支援員の導入先拡大を検討していきます。

## ③子供の権利を守るための仕組み

- 子供の権利に関する専門的な相談と権利侵害に具体的に対応するため、子供から虐待、いじめ、体罰等の悩みや訴えを受け付ける「子供の権利擁護専門相談事業」を平成16年度から実施しています。
- フリーダイヤルで直接子供から相談を受けるほか、一時保護児童は相談用紙で、措置児童は相談はがきでも受け付けています。
- 深刻な相談の場合は、弁護士や学識経験者で構成する子供の権利擁護専門員が調査を行い、中立的な第三者の立場から、必要な助言や調整活動を実施しています。
- 措置内容に関する相談については、子供の権利擁護専門員による調整活動を経てもなお納得できない場合に、子供本人が児童福祉審議会に申し立てることができる制度を、令和6年度から開始しています。

## （２）被措置児童等虐待への対応

- 里親や施設職員を対象とした研修会等の機会をとらえて、「子供の権利擁護」や「被措置児童等虐待の防止」をテーマとした講義を実施しています。
- 施設等における被措置児童等虐待事案については、子供本人からの届出や周りの者からの通告を受け、児童福祉法の規定に基づいて子供の安全確保、事実関係の調査、施設等への指導等を実施しています。

### 課題と取組の方向性

#### (1) 子供の意見表明等支援

##### <課題1>子供の権利に関する更なる啓発

- 子供の権利ノートは、直近の改訂から10年以上が経過しているため、この間の児童福祉法の改正内容を反映する必要があります。
- 一時保護児童に配付しているリーフレットは、子供に権利があることの説明や相談すべき困りごとの例示に留まっていることから、子供の権利に関する具体的な記載が必要です。
- 児童養護施設の入所児童を対象とした子供の権利ノートの説明訪問を実施していますが、子供の権利ノート、権利の説明動画、意見表明を補助するカード等は、委託家庭や入所施設により活用状況に差があるほか、すべての子供が意見表明の相手方となる児童福祉司、里親、施設職員等以外の第三者から定期的に説明を受けることも重要です。
- 子供の周りにいる大人が権利擁護の重要性を理解し実践するとともに、子供に権利の説明を十分にできるよう、里親や施設職員等に対して継続的に啓発を実施していくことが必要です。

#### (取組1-1) 子供の権利ノート等の改訂

- 子供の権利ノートを見直し、意見表明権の保障や児童福祉審議会への申立て制度など、改正児童福祉法を踏まえた内容に改訂します。
- 子供の権利ノートの改訂内容をもとに、一時保護児童に配付するリーフレットの見直しを検討します。

#### (取組1-2) 子供に対する権利の啓発の更なる推進

- 子供が意見表明の相手方以外の第三者から権利の説明を受ける機会を確保するため、子供の権利ノートの説明訪問の対象を拡大します。
- 権利の説明動画や意見表明を補助するカードを活用した、幼児・障害児への説明訪問を実施します。

**（取組１－３）里親や施設職員等に対する子供の権利の啓発の更なる推進**

- 年齢、発達状況、障害特性など子供に応じた意見表明等支援の方法、子供の権利ノート、権利の説明動画、意見表明を補助するカードの効果的な活用方法等を習得できるよう、被措置児童等の権利擁護に関する説明会をより実践的な内容に見直します。
- 児童相談所職員、里親やファミリーホームの職員、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、障害児施設、母子生活支援施設等の入所施設の職員など、子供の周りにいる大人が幅広く説明会に参加できるよう開催方法の見直しを検討します。

**<課題２>意見表明等支援員の導入先拡大**

- モデル実施の結果を踏まえ、効果的な意見表明等支援の方法や十分な担い手の確保等、導入先の拡大に向けた検討が必要です。
- 子供が意見表明をできているか、意見表明を支援するための制度を知っているか、支援に満足しているか等、意見表明等支援の実施方法や支援内容を継続的に検証することが必要です。
- 児童相談所設置区においても意見表明等支援を実施していますが、取組状況がそれぞれ異なるため、希望するすべての子供が意見表明等支援を受けられる体制を整えることが必要です。

**（取組２－１）意見表明等支援員の導入先の拡大**

- モデル実施の結果を踏まえ、保護や措置の状況に応じた効果的な訪問、面談の方法や都内全域で実施するために必要な担い手の確保等について検討します。

**（取組２－２）意見表明等支援事業を検証する仕組みの構築**

- 子供へのアンケート調査を通じて、子供の権利の理解度、意見表明や支援体制の満足度等を把握し、子供の希望に応じた効果的な意見表明等支援の実施について検証します。

**（取組２－３）児童相談所設置区と連携した意見表明等支援の実施**

- 児童相談所設置区と成果や課題を共有し、広域で円滑に意見表明等支援を実施できるよう連携します。

### ＜課題３＞子供の権利を守るための仕組みの適切な運用

- 児童福祉審議会に子供本人が申し立てることができる制度は、児童相談所設置区においても運用しており、それぞれ相談窓口や申立て方法等が異なるため、子供に分かりやすく周知するとともに、他自治体の子供から相談を受けた場合に、適切に該当自治体につなぐことができるよう連携していく必要があります。

#### （取組３）子供本人申立て制度のより分かりやすい周知

- 児童福祉審議会への子供本人申立て制度について、児童相談所設置区の取組状況等も踏まえ、周知内容の見直しを検討します。
- 子供の権利擁護専門相談事業は、児童相談所設置区を含めた都内のすべての子供を相談対象としていることも踏まえ、引き続き権利侵害事案に対する丁寧な相談、助言、調整活動を実施していきます。

### （２）被措置児童等虐待への対応

#### ＜課題４＞被措置児童等虐待へのより速やかな対応

- 被措置児童等虐待の事案を引き続き適切に把握するとともに、被害児童の権利擁護等のため、より速やかに調査を実施する必要があります。

#### （取組４）被措置児童等虐待の過去事例の整理・分析を調査等に活用

- 被措置児童等虐待事案に迅速に対応するため、過去事例を整理・分析し、調査や事実認定の効率化に活用していきます。



評価指標

| 取組             | 指標名                                                                                                                                | 現状                                                                                                                                                                                | 目標値                                                                                                                   |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組１－３          | 社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子供自身に対する子供の権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被措置児童等の権利擁護に関する説明会（全１０回、参加者１５１名）</li> <li>・子供の権利ノート説明訪問（１３か所、参加者４１３名）</li> </ul>                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被措置児童等の権利擁護に関する説明会（全希望者が参加）</li> <li>・子供の権利ノート説明訪問（全対象施設等を３年ごとに訪問）</li> </ul> |
| 取組２－１<br>取組２－２ | 意見表明等支援事業を利用可能な子供の人数及び事業を利用した子供の人数、第三者への事業委託状況（子供と利益相反のない独立性を担保しているか）                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用可能な子供の人数（１１２名）</li> <li>・利用した子供の人数（１１０名）</li> <li>・第三者への委託は実施済み</li> <li>※意見表明等支援員のモデル導入における実績</li> <li>※利用した人数は、面談した児童の延べ人数</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用可能な子供の割合（１００％）</li> <li>・引き続き適切な団体へ委託</li> </ul>                            |
| 共通             | 措置児童等を対象とした子供の                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                   | ・希望する全                                                                                                                |

|                         |                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                      |                                                                                                  |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         | 権利擁護に関する取組に係る子供本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知度（９７％）</li> <li>・利用度（９８％）</li> <li>・満足度（９７％）</li> </ul> ※意見表明等支援員のモデル導入における調査による<br>※利用度は、面談した児童の延べ人数を基に積算 | ての子供が利用できるよう周知徹底                                                                                 |
| 取組１－１                   | 措置児童等を対象とした子供の権利に関する理解度（子供の気持ちや意見についてどのように大人が考えたり、対応するか説明されているか）                                                                                  | ８３％<br>※一部の措置児童を対象とした調査による                                                                                                                           | ・子供が権利について知る機会を適切に確保                                                                             |
| 取組１－１<br>取組２－１<br>取組２－２ | 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子供の割合（周りの人に気持ちや意見を言えているか、児童相談所の人に伝えたいことを伝えられているか）及び意見表明に係る満足度（周りの人は話を聴いてくれるか、気持ちや意見が大切にされていると感じるか、児童相談所の人にもっと会いに来てもらいたいかな） | 意見表明ができる子供の割合（８３％）、満足度（７５％）<br>※一部の措置児童を対象とした調査による                                                                                                   | ・希望する全ての子供が意見表明をできるよう支援                                                                          |
| 取組３                     | 児童福祉審議会における子供の権利擁護に関する専門部会又はその他の子供の権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対して子供から意見の申立てがあった件数                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉審議会子供権利擁護部会の設置</li> <li>・児童福祉審議会への子供からの申立て件数（０件）</li> </ul>                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き適切に相談、審議体制を運用</li> <li>・引き続き子供からの相談に適切に対応</li> </ul> |
| 共通                      | 社会的養護施策策定の際の検討                                                                                                                                    | ・児童福祉審                                                                                                                                               | 引き続き実施                                                                                           |

|  |                                                                    |                                       |  |
|--|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--|
|  | 委員会への当事者である子供（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無 | 議会専門部会等における社会的養護経験者の委員任用及び子供へのアンケート実施 |  |
|--|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--|

## 2 「 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築 」

(目指す方向性)

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実
- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障に基づくケースマネジメントの徹底
- 移行期の連携体制の構築

### 現状・これまでの取組

#### 1 困難を抱える妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実

- 児童福祉法・母子保健法の改正により、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援を実施することも家庭センターの設置が各区市町村へ努力義務化されました。都は、こども家庭センター体制強化事業の実施により、こども家庭センターの設置を促進しています。
- とうきょうママパパ応援事業を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する区市町村への支援を強化しています。
- 妊娠・出産・子育ての不安に対応する相談支援、研修等を実施しています。
- 虐待の未然予防や特定妊婦等に対するサポートを関係機関と連携して実施する区市町村を支援しています。

#### 2 児童相談所のケースマネジメント体制の充実強化

児童相談所は、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に基づき、里親等への委託又は児童福祉施設等への措置を必要とする場合においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意見又は意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から、代替養育先を検討する必要があります。

【児童相談所運営指針より抜粋】

#### ＜ケースマネジメントの徹底＞

- 所内の定期的なケースの進行管理会議で、子供の状況を確認しながら、援助方針の見直しを検討しています。
- 施設入所児童等の家庭復帰に向けては、児童とその保護者に対して、家族合同でのグループ心理療法や、親のグループカウンセリング、家族カウンセリングなど、家族再統合のための様々な援助を行っています。
- 各児童相談所に設置している里親委託等推進委員会に乳児院や児童養護施設の職員等の参加を求め、入所児童の生活状況等を踏まえ、きめ細かに委託の可否を検討しています。

#### ＜里親委託、家庭復帰促進に向けた児童相談所の体制＞

- 里親養育支援児童福祉司（常勤）及び養育家庭専門員（会計年度任用職員）が、地域の養育家庭への支援等を担当しています。
- 家庭復帰担当司（常勤）及び家庭復帰支援員（会計年度任用職員）が、措置中児童の家庭復帰に向けた取組を担当しています。

### 3 移行期の連携体制の構築

- 支援を要する児童への切れ目のない支援に向けて、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議や実務者会議等において、関係機関同士で役割分担を明確にした上で、連携しながらケースに対応しています。
- 関係機関向け研修教材・研修プログラムを作成し区市町村へ提供しています。

#### **課題と取組の方向性**

##### ＜課題 1＞妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実が必要

- 母子保健部門と児童福祉部門が連携しながら、サポートが必要な妊婦や子育て家庭を把握し、適切な支援につなげる体制整備を促進するため、区市町村への支援を一層充実することが必要です。
- 子育て家庭等に対し、妊娠期から伴走型の寄り添い支援を実施するほか、母子保健サービスや家庭支援事業など必要な支援を提供することで、虐待等に至る前の予防的支援を充実することが必要です。
- 要支援家庭に対し、親子を分離することなく、在宅での生活を継続できるよう、親の養育支援を支える取組が必要です。

- 特に支援が必要な妊産婦等への取組の充実が重要なため、地域で関係機関が連携しながら妊産婦等をサポートする新たな仕組みや、特定妊婦等が安心して生活できる環境整備が必要です。

（取組１－１）こども家庭センターの体制強化

- こども家庭センターにおいて、妊産婦の悩みやニーズを適切に把握し、寄り添い支援を行うことで虐待の未然防止へ積極的に取り組む区市町村に対し、支援効果を測る仕組みを構築・提供し、体制整備を促進します。

（取組１－２）地域での切れ目のない支援体制の充実

- 面談等の伴走型相談支援や母子等への産後ケア、妊婦や子育て家庭への家事育児サポーター派遣など、産後うつや乳幼児の虐待予防に資する取組を行う区市町村への支援を充実します。
- 子育て世帯訪問支援事業や子育て短期支援事業等、家庭支援事業に取り組む区市町村の人材確保や実施促進に向けた支援を充実します。
- 母子生活支援施設などの地域の資源を活用した母子一体型ショートステイの立ち上げ支援や、ショートステイの協力家庭の拡大を推進します。

（取組１－３）特に支援が必要な妊産婦への支援の充実

- 妊産婦のメンタルヘルス対策を推進するため、地域の関係機関が連携するためのネットワーク体制を構築します。
- 民間事業者と連携し、特定妊婦等への支援を充実します。

## ＜課題 2＞児童相談所のケースマネジメントの徹底に向けた体制強化

- 区市町村の子供家庭支援センターには、心理職員が配置されており、心理的側面から子供や保護者への専門的な支援を行うことが期待されるものの、多くの心理職がケースワークを担っており、専門職としての専門性を十分に発揮できていない実態もみられます。
- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、児童や保護者に対して、きめ細かなケースマネジメントを行うため、児童相談所の体制を一層強化する必要があります。
- 虐待により、一時保護や入所措置等を行った子供が家庭に復帰し、地域で安心して暮らせるための援助には関係機関の理解や在宅支援サービスが不可欠ですが、調整に時間を要する場合があります。また、里親委託については、子供に家庭養育を保証するために、実親の理解や委託後のきめ細かなフォロー等が必要です。

### （取組 2－1）子供家庭支援センターにおける親子支援の充実

- 子供家庭支援センターの心理職が児童相談所と連携し、専門的な支援が行えるよう専門性向上に向けた取組を検討します。

### （取組 2－2）児童相談所の体制の一層の強化

- 児童相談所における専門職の計画的な増員と、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障を徹底するマネジメント体制を強化します。

### （取組 2－3）進行管理の徹底とフォスタリング機関との連携強化

- まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援します。保護者による養育が困難な児童については、親族による養育や里親等への委託に向けて支援を行います。
- 里親等への委託を推進するため、各児童相談所における里親等委託率や課題を定期的に共有し、進捗状況の確認を徹底します。
- フォスタリング機関と連携した里親へのきめ細かな支援体制を充実強化します。
- 里親家庭については、里親自らが研修講師やファシリテーターとなれる講師養成を行い、社会的養育に関する演習方式の研修を実施するなど、里親自らが社会的養育の担い手であることの理解を深めていきます。

### ＜課題３＞切れ目のない支援に向けた連携体制の構築

- 児童相談所が一時保護や入所措置等を行った子供が家庭に復帰する際など、中心となる支援者が変わる移行期においても、支援が途切れることなく関係機関同士で連携しながら支援の連続性を保証する仕組みを構築する必要があります。

#### （取組３）移行期の連携体制の構築

- 社会的養育にかかわる支援者や措置機関等が相互の理解を深めつつ途切れずに支援していくための、きめ細やかな情報共有体制や取組を検討します。
- 子供が自分の措置記録や社会的養育の記録を知ることができるように、国における児童記録票の保存期間等に関する検討の動向を注視しながら、都として保存年限や開示方法の課題等の整理を進めていきます。

### 評価指標

| 取組    | 指標名                                 | 現状                     | 目標値     |
|-------|-------------------------------------|------------------------|---------|
| 取組１－１ | こども家庭センター体制強化事業実施自治体数（都独自）          | １４自治体                  | 全自治体    |
| 取組１－１ | こども家庭センター設置に向けた区市町村研修受講自治体数（都独自）    | ３２自治体                  | 全自治体    |
| 取組１－２ | 産後ケア事業の利用率（都独自）                     | ２３．１％<br>（令和４年度）       | 増やす     |
| 取組１－２ | 都道府県と市区町村との人材交流の実施状況                | 研修派遣を受け入れている           | 増やす     |
| 取組１－２ | こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況           | ３４自治体                  | 増やす     |
| 取組１－２ | 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策     | 区市町村調査集計中（令和７年１月完了見込み） | 整備を促進する |
| 取組１－２ | 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率 | 区市町村調査集計中（令和７年１月完了見込み） | 増やす     |



|       |                                     |                            |                       |
|-------|-------------------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 取組１－２ | 市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム | １０４か所                      | 増やす                   |
| 取組１－３ | 特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数     | 研修 １１ 回、<br>受講者<br>9,045 名 | 研修の着実な<br>実施          |
| 取組１－３ | 助産施設の設置数                            | 38 施設                      | 助産施設を引<br>き続き確保す<br>る |

### 3 「 家庭と同様の環境における養育の推進 」

#### （目指す方向性）

- 里親制度の普及と登録家庭数の拡大、社会的養護を必要とする児童の里親等への委託の促進
- 里親の養育を支えるための、里親に対する支援の充実
- 特別養子縁組に関する取組の推進

#### 現状・これまでの取組

##### 1 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進

- 里親制度の認知度の向上を図るため、ウェブサイトの運営等の広域的な広報や、フォスタリング機関による地域でのイベント参加や住民向け広報の実施、里親体験発表会の開催、学校や医療機関への出前講座等の取組を実施しています。
- フォスタリング機関に区市町村連携コーディネーターを配置し、区市町村と連携した里親の新規開拓及び普及啓発等に関する取組を実施しています。
- 都における、代替養育を必要とする児童全体に占める里親、ファミリーホームへの委託率（里親等委託率）は、17.5%（令和5年度末）となっています。養育家庭の登録数及び里親等委託率は増加傾向にありますが、計画の目標値からは若干下回っている状況にあります。
- 養子縁組里親は、登録家庭数に対して養子縁組の候補となる児童が少ないことなどから、マッチングに至らない家庭が多く存在しています。マッチングを待っている養子縁組里親は、研修により一定の知識・スキルを習得しており、また養子縁組にはこだわらず、児童を長期的に養育することを希望する家庭もあることから、養子縁組里親に対して養育家庭としての委託ができるよう、養親縁組里親と養育家庭の両方に里親として登録をする、二重登録の運用を開始しました。

##### 2 里親に対する支援

- 里親のリクルートや里親に対する研修、委託中の養育への支援並びに里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うフォスタリング機関事業を、令和2年度から開始しました。令和6年度中には、東京都の所管する全域において、フォスタリング機関を導入する予定です。

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法において、里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う「里親支援センター」が、「児童福祉施設」として位置づけられました。
- 里親が抱える課題への対応力向上を目的とした里親フォローアップ研修や、未委託家庭を対象とした里親スキルアップ研修等の研修機会の提供、未委託家庭に対する家庭訪問の実施など、里親のスキルアップに向けた取組を実施しています。
- 児童の処遇等に関して、チーム養育の中で調整ができないケースについて、児童の利益を守り、権利擁護を図る観点から、第三者の立場で意見を聴取し、調整を行う里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット）を、令和3年度から実施しています。
- 一方で、ケアニーズの高い児童の増加、児童の特性への対応の困難さなどから、委託が不調となるケースが存在しています。

### 3 特別養子縁組に関する取組の推進

- 民法等の改正により、令和2年度から、特別養子縁組の養子候補者の上限年齢が6歳未満から15歳未満に引き上げられるとともに、特別養子縁組成立の審判について、二段階手続が導入されました。
- 家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、特別養子縁組が最善と判断した場合に、できるだけ早期に委託に結びつけることを目的とした、新生児委託推進事業を実施しています。
- 養子縁組成立後の里親を対象とした、児童の生い立ちの整理のための、個別支援プログラム事業を、令和4年度から実施しています。

## 課題と取組の方向性

### <課題1> 里親の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進

- 乳幼児や高齢児等、様々なニーズに適うマッチングが可能となるよう、多様な里親の登録が必要です。
- 里親登録数の拡大には、里親制度の社会的な理解の促進や、認知度の更なる向上が必要です。

- 施設に措置をされている児童の中には、里親への委託が望ましい児童もいることから、パーマネンシー保障の考えのもと、児童の成長や背景に合わせた、措置先の検討を行うことが必要です。
- 実親の同意取得が困難であることを理由に委託に至らないケースが存在することから、実親に対し里親制度への理解を促すための取組が必要です。

（取組１－１）効果的なリクルート方法の検討

- 里親委託児童は年齢や委託期間等、様々なニーズがあることを周知するとともに、多様な里親の登録に繋がる効果的なリクルート方法を検討します。

（取組１－２）里親制度の普及啓発

- 民間企業に対する説明会の実施等、対象を明確にした効果的な広報を実施します。

（取組１－３）里親のリクルートに係る区市町村との連携強化

- フォスタリング機関事業の都内全域での実施により、区市町村と連携をした地域に根差したリクルート活動の強化に取り組めます。

（取組１－４）里親委託促進に向けた取組

- 児童相談所における専門職の計画的な増員と、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障を徹底するマネジメント体制を強化します。
- 各児童相談所における里親等委託率や課題を定期的に共有し、進捗状況の確認を徹底します。
- 実親の里親制度への理解を促し、委託を促進するため、実親への説明や委託中の交流を支援する仕組みを検討します。
- 更新期間や研修体系など、里親登録のあり方を見直します。

## ＜課題２＞里親に対する支援

- ケアニーズが高く対応が困難な児童への対応等、里親家庭の抱える養育の不安や悩み等に対して、里親の養育力向上に資する取組の実施とともに、気軽に相談ができる体制の構築など、里親に寄り添った支援が必要です。
- 里親の子育てを支えるために、地域や企業の理解を促進し、育てやすく働きやすい環境の醸成が必要です。
- 不調を未然に防ぐため、マッチングからの丁寧なアセスメントの実施や、里親の負担に対する支援、里親自身の養育力の向上が必要です。

### （取組２－１）包括的、一貫した里親支援体制の構築

- フォスタリング機関事業の着実な実施と実績の評価、それを踏まえた里親支援センターへの移行に向けた検討を実施します。
- レスパイト機能の強化や、ショートステイなどの地域事業の活用による、予防的視点の支援を強化します。

### （取組２－２）理解の醸成と、里親を支える体制の強化

- 関係機関の連携により里親を支援する体制（チーム養育）の強化を図ります。
- 民間企業に対する説明会の実施等、対象を明確にした効果的な広報を実施します。（再掲）

### （取組２－３）里親の養育力向上に資する取り組みの強化

- ケアニーズの高い児童の養育に資する研修や、養育家庭の経験に合わせた支援の実施等により、里親の養育力向上に向けた取組を強化します。

### ＜課題３＞特別養子縁組に関する取組の推進

- 養子縁組里親の登録数は増加傾向にありますが、養子縁組候補となる児童が少なく、マッチングに至らない家庭が多く存在します。
- 児童の心身の成長や発達にとって、特定の大人との愛着形成が重要であり、実親の養育が望めない場合にはなるべく早期の委託が望ましいものの、アセスメントやマッチング・交流に時間を要することがあります。
- 養子縁組成立後の養子、養親、実親への支援について十分なノウハウが蓄積されていない状況があります。

#### （取組３－１）特別養子縁組委託候補児童の検討

- 実親による養育が望めず、他に養育できる親族等がない児童については、特別養子縁組を検討します。
- 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について、積極的に検討します。

#### （取組３－２）早期の委託に向けた支援体制の強化

- 乳児院や民間あっせん機関等の関係機関との連携を強化し、養親希望者と養子候補者となる児童の交流、マッチングが円滑に行われる体制を整備します。
- 特に、新生児が養子候補者となった場合については、できる限り新生児のうちに養子縁組里親への委託を進められるよう、体制を強化します。

#### （取組３－３）縁組成立後の支援の検討

- 養子縁組里親に対して縁組成立後も継続した支援を行い、児童の家庭を取り巻く個々の状況に応じた児童の生い立ちの整理のための個別支援プログラムを実施します。
- 養子の出自を知る権利を保障し、出自を知る権利に関する支援を望む者への支援方針等の検討を行います。

評価指標

| 取組    | 指標名                                | 現状                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 目標値                                                                                                          |
|-------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共通    | 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率 | <p>【里親等委託率】</p> <p>3歳未満 14.5%</p> <p>3歳～就学前 24.0%</p> <p>学童以降 16.9%</p> <p>【登録率】 42.5%</p> <p>【稼働率】 41.3%</p>                                                                                                                                                                               | <p>【里親等委託率】</p> <p>3歳未満 50.5%</p> <p>3～就学前 50.5%</p> <p>学童以降 33.6%</p> <p>【登録率】 74.8%</p> <p>【稼働率】 50.0%</p> |
| 共通    | 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数     | <p>養育里親 801</p> <p>専門里親 19</p> <p>養子縁組 448</p>                                                                                                                                                                                                                                              | <p>養育里親 1,690</p> <p>専門里親 40</p> <p>養子縁組 945</p>                                                             |
| 共通    | ファミリーホーム数                          | 30                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 36                                                                                                           |
| 共通    | 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数        | 年 6 回                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 年 6 回で継続                                                                                                     |
| 共通    | 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの委託里親数、委託こども数  | <p>【養育里親】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託里親数 383</li> <li>・委託こども数 447</li> </ul> <p>【専門里親】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託里親数 5</li> <li>・委託こども数 5</li> </ul> <p>【養子縁組里親】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託里親数 49</li> <li>・委託こども数 51</li> </ul> | 増やす                                                                                                          |
| 共通    | 新規ホーム数、委託こども数                      | <p>新規 2ホーム</p> <p>委託こども数 120</p>                                                                                                                                                                                                                                                            | 増やす                                                                                                          |
| 共通    | 里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年度末現在）         | <p>令和5年度末現在</p> <p>里親登録数 1,191</p> <p>委託里親数 453</p>                                                                                                                                                                                                                                         | 増やす                                                                                                          |
| 取組2-1 | 里親支援センターの設置数                       | —                                                                                                                                                                                                                                                                                           | フォスタリング機関の実施状況を評価の上で検討                                                                                       |

|       |                                                                 |                                               |                           |
|-------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------|
| 取組２－１ | 民間フォスタリング機関の設置数                                                 | ８児相                                           | 都内全域                      |
| 取組２－１ | 児童相談所における里親等支援体制の整備                                             | フォスタリング機関事業の実施８か所                             | 都内全域                      |
| 取組２－２ | 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数                           | ９６回 延べ１,０１４人<br>（東京都実施分のみ）                    | 増やす                       |
| 取組３－１ | 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数                                            | 令和５年度 ３６件                                     | 必要に応じた対応の着実な実施            |
| 取組３－２ | 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数                                         | 令和５年度 ０件<br>（東京都所管分のみ）                        | —                         |
| 取組３－１ | 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数 | 令和５年度申立件数２件<br>（東京都所管分のみ）                     | 申立の積極的な検討と、必要に応じた対応の着実な実施 |
| 取組３－２ | 里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養成縁組等の相談支援体制の整備      | フォスタリング機関<br>Ｒ６.４ 現在８か所<br>民間あっせん機関<br>都内５ 機関 | 連携強化                      |



#### 4 「施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」

##### （目指す方向性）

- 施設における家庭的な環境での養育をさらに進めるため、引き続き、小規模化・地域分散化を推進します。
- 施設が地域の子育て家庭や里親子の支援を行うなどの多機能化を推進します。
- 障害児入所施設に入所している児童が、できる限り良好な家庭的環境の下で支援が受けられる体制の整備に向けて努めます。

##### 現状・これまでの取組

- 1 施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境（グループホーム等）での養育を推進
  - 児童養護施設において、令和6年3月1日時点で、グループホームは191か所、施設の定員に占める定員6名以下のユニットケアは、約6割を占めており、小規模化、地域分散化が進んでいます。
  - 乳児院においても、家庭的な養育環境を目指しており、ユニットの小規模化を進めています。定員6名以下の小規模ユニットの割合は、令和6年3月1日時点で約6割となっています。
  - 週末や夏休みなどの期間に、一定の要件を満たし登録をされた「フレンドホーム」との交流を行うことにより、児童養護施設や乳児院で暮らす児童が家庭生活を体験する場を提供しています。
- 2 施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等）
  - 児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設において、ショートステイやトワイライトステイ等の地域の子育て家庭への支援を実施しています。
  - 児童養護施設及び乳児院では、フォスターリング機関事業の受託や里親支援専門相談員<sup>1</sup>、里親交流支援員<sup>2</sup>の配置等により、里親子に対する支援を行っています。
  - 児童養護施設や乳児院において、一時保護委託児童を受け入れる専用ユニットを設置し、一時保護委託の受入れを行っています。

<sup>1</sup> 里親支援専門相談員：児童相談所等と連携して、里親委託の推進及び里親支援の充実に図ることを目的に配置される

<sup>2</sup> 里親交流支援員：愛着関係移行の援助等きめ細かい里親子の交流支援を実施し、児童の里親委託に向けた支援を行うことを目的に配置される

### 3 障害児入所施設における支援

#### (1) 国の動向

- 国の策定要領<sup>3</sup>において、「障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活していることを踏まえ、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うことが必要」と新たに明記されました。
- また、令和6年度から、運営基準<sup>4</sup>に「指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。」ことが新たに明記されました。
- さらに、障害福祉サービス等報酬改定において、より家庭的な環境による支援を促進する観点から、小規模グループケア加算<sup>5</sup>も、より小規模なケアへの評価へ見直しが行われました。

#### (2) 都の取り組み

- 福祉型障害児入所施設は、令和6年4月1日現在、都内8施設、都外9施設であり、そのうち、小規模グループケア加算を算定している施設は、都内1施設、都外3施設で、児童数は108名となっています。
- 現在は、障害児入所施設から建替えや改修の相談があった際に、ユニット化についても助言を実施しています。

---

<sup>3</sup> 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（令和6年3月12日付こ支家第125号子ども家庭庁支援局長通知）

<sup>4</sup> 第20条第2項（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準・平成24年厚生労働省令第16号）

<sup>5</sup> 施設のユニット化など、定員10名までの小規模グループでケア（設備・人員配置の条件有）を実施した場合の評価（例：定員4～6名の場合、320単位/日を加算）

### 課題と取組の方向性

#### <課題1>施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境(グループホーム等)での養育

- 国は、「できる限り良好な家庭的環境」の確保に取組み、概ね5年程度を目標に小規模化かつ地域分散化することを求めています。
- 児童養護施設における、小規模グループケア(定員6名)は、令和元年10月31日以前に、7～8名で指定されていた施設においては国の経過措置が認められていましたが、経過措置は令和6年度末で終了することとなっています。しかし、都内の現状では、一時保護所のひっ迫状況等から定員を即時に減少させることは困難となっています。
- 地域分散化により、グループホームが増えたことに伴い、若手職員がグループホームに配置され、運営の中心となることも増えており、若手職員の育成、フォロー体制の構築が課題となっています。
- これまで、本体施設はスケールメリットを活かしてケアニーズの高い児童を受け入れてきました。一方で、グループホームの増設に伴い、本体施設の定員を減少させてきたこと、本体施設の各ユニットの小規模グループケア化を進めたことに伴い、本体施設においても複数職員による勤務ローテーションを組むことが困難になっています。
- 都立児童養護施設においては、その公的な役割を果たす中でケアニーズが高い児童の割合が増加しており、現行の職員配置及び1ユニット定員(8名)では児童の特性に応じた支援が困難になってきています。
- 乳児院においては、特に職員配置の少ない夜間を中心に、授乳や呼吸確認などの業務や、緊急を要する乳児の一時保護委託の受入を行う必要があることから、小規模での養育を引き続き実施するためには、職員の増配置とともに、職員一人ひとりが高いスキルを習得することが必要です。

**（取組１）小規模化及び地域分散化の促進**

- 施設における家庭的な環境での養育をさらに進めるため、引き続き、小規模化・地域分散化に対応するグループホームの設置を支援します。
- 小規模化や地域分散化を進めるにあたっては、代替養育の必要な児童の見込数を踏まえ、保護が必要な児童の行き場がなくなることがないように、必要な定員数を確保します。
- グループホームに勤務する職員が孤立することのないよう、グループホームの特性を踏まえた、職員の負担軽減のための体制構築を引き続き支援していきます。
- 児童養護施設の本体施設の小規模化に伴い、職員体制の充実に向けた支援を実施していきます。
- 都立児童養護施設においても、将来の代替養育を必要とする児童数を踏まえながら、引き続き小規模化・地域分散化の整備を計画的・段階的に進めていくとともに、職員の体制強化や定員の見直しを図っていきます。

**<課題２>施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等）**

- 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設には、入所機能のみならず、在宅子育て家庭や里親子のニーズを踏まえた機能や役割の強化が期待されています。
- 一時保護所の入所のひっ迫状況から、児童養護施設や乳児院における一時保護委託の需要が高まっており、受入れ体制の強化が必要です。

**（取組２－１）施設の多機能化の取組の推進**

- 乳幼児期における家庭養育推進のため、乳児院における里親等委託推進に向けた体制の強化をしていきます。
- 乳幼児を持つ家庭の支えとしても、重要な役割を担っている乳児院では、里親交流支援員の配置を継続するとともに、特別養子縁組推進員を配置し、今後、地域や里親家庭のニーズを捉えた取組を展開していきます。
- 地域の子育て支援の場として、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設のさらなる活用を検討していきます。

**（取組２－２） 一時保護委託の受入れ促進**

- 引き続き、乳児院や児童養護施設における一時保護委託の受入れを実施していきます。
- 乳児院で進めている一時保護委託の体制構築に向けた支援について、児童養護施設においても実施していきます。
- 乳児院における三才以上の一時保護委託の受入促進に向けた支援を継続するとともに、児童養護施設においても、一時保護委託の体制構築に向けた支援を実施していきます。

**<課題３> 障害児入所施設のユニット化**

- 障害児入所施設のユニット化にあたっては、居室、居間、食堂、入所している障害児が相互に交流できる場所などが必要となるため、施設の建て替えや改修等のハード面の整備が必要です。
- また、小規模グループケア加算を算定するためには、ハード面の整備のほか、ソフト面の対応も必要です。

**（取組３） 障害児入所施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備**

- 引き続き、障害児入所施設に対し、運営費や施設整備費補助等を行うとともに、ユニット化への助言や財政支援の適切な周知を行い、できる限り良好な家庭的環境の整備に向けて努めていきます。

**評価指標**

| 取組    | 指標名                                 | 現状                            | 目標値      |
|-------|-------------------------------------|-------------------------------|----------|
| 取組１－１ | グループホームの定員数                         | 1,106 名<br>(令和６年３月１日)         | 増やす      |
| 取組１－１ | 児童養護施設定員に占める定員６名以下のユニットの割合          | 60.4%<br>(令和６年９月１日)           | 上げる      |
| 取組１－１ | 乳児院定員に占める定員６名以下のユニットの割合             | 59.8%<br>(令和６年４月１日)           | 上げる      |
| 取組１－２ | 一時保護専用施設の整備施設数<br>(一時保護委託専用ユニット)    | 乳児院<br>４箇所<br>児童養護施設<br>１箇所   | 増やす      |
| 取組１－２ | 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数 | フォスターリング機関<br>６施設<br>(都全域９施設) | 全児相ごとに設置 |
| 取組１－２ | 区市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）        | 区市町村調査集計中<br>(令和７年１月完了見込み)    | 増やす      |

## 5 「 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実 」

(目指す方向性)

- 施設におけるケアニーズが高い児童への専門的な支援体制の更なる充実を図ります。
- 児童相談所における児童、施設等関係機関への支援の更なる充実を図ります。

### 現状・これまでの取組

#### 1 施設における専門的なケア

##### <児童養護施設>

- 児童養護施設において、情緒面・行動面で重い課題を抱える児童や、医療が必要な児童などケアニーズが高い児童が増加しています。
- 都は、民間児童養護施設において、児童への専門的ケアを充実するため、精神科医と心理職員を配置する専門機能強化型児童養護施設に対する支援を行っています。
- 東京都石神井学園において、平成 27 年度から虐待等による重篤な症状を持つ児童に対して、生活支援・医療・教育を一体的に提供する連携型専門ケア機能モデル事業を実施しています。

##### <児童自立支援施設>

- 児童自立支援施設は、主に、非行を主訴とする児童が入所する施設であり、日課や学習など枠組みのある規則正しい生活の中で、児童に心身ともに安定した安心できる生活環境を提供することにより、児童が生活習慣を身に着け、将来、社会で自立した生活ができるよう支援してきました。しかし近年は、虐待によるトラウマ症状やアタッチメントの問題、神経発達症による様々な特性を抱えているためにケアニーズが高く、個別的・専門的な支援を必要とする児童が増加しています。

##### <児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）>

- 自立援助ホームは、従来は児童養護施設など他の児童福祉施設を経由してから入居が一般的でしたが、近年は、家庭から入居する児童が増加しています。

##### <乳児院>

- 児童への専門的ケアを充実するため、精神科医や心理職などの専門職員を配置する支援を実施しています。

- 常時医療及び看護が必要な病虚弱児等の養育の向上を図るため、看護師を増配置して受入体制を整備する事業を実施しています。

## 2 児童相談所における専門的なケア

### ＜ケアニーズが高い児童への専門的な支援＞

- 児相相談センターにおいて、問題行動が見られる在宅指導児童や施設入所児童等に対する治療指導、措置中に不応を起こした児童への一時保護による緊急宿泊治療を実施しています。
- 虐待が発生した家族には、保護者が適切な養育行動を身に付けられるよう支援するとともに、親子の愛着関係を修復する治療的・教育的援助を実施しています。
- 加えて、心理治療的なケアや入院等を必要とする児童を適切に医療につなげる取り組みも実施しています。

### ＜児童養護施設等の関係機関への支援＞

- 児童養護施設等においては、虐待によるトラウマや、愛着障害等の課題をもつ児童が問題行動を起こし、施設から一時保護所に生活の場を移すなど施設不調に至るケースが増加しています。
- 児童相談センターでは、児童養護施設、子供家庭支援センター等を対象とした研修、事例検討会等を定期的に行い、各施設における援助者の技術向上を支援しています。
- 子供家庭支援センターにおいても、心理職の配置が進んでいるが、多くの心理職がケースワークを担っており、十分に専門職としての専門性を発揮できていない実態も見られます。



## 課題と取組の方向性

### ＜課題１＞ケアニーズの高い児童の受け皿の確保

- 施設で養育が必要な児童を確実に受け入れられるよう、年々、増加しているケアニーズの高い児童の受け入れ体制の確保が必要です。
- 都立児童養護施設においては、情緒面・行動面の問題を抱える中高生などケアニーズが高い児童を確実に受け入れるという公的な役割（セーフティネット）が求められます。また、都立児童養護施設の児童居室は個室化が完了しておらず、ケアニーズが高い児童やプライバシーへの配慮を要する中高生の増加への対応が必要です。
- 都立児童養護施設の公的な役割（セーフティネット）を踏まえ、連携型専門ケア機能モデル事業の充実が必要です。
- 児童自立支援施設の入所児童の多くは、近年、虐待によるトラウマ症状やアタッチメントの問題、神経発達症による様々な特性を抱えているなどケアニーズが高く、規則正しい枠組みのある生活に馴染みにくくなっています。しかしながら、児童への心理ケアやケアワーカー等への心理教育を十分に行えるような心理職の職員体制になっていません。また、心理職の専門性を発揮するためのスーパーバイズ体制が不十分です。さらには、児童の特性変化を踏まえた寮運営と施設環境の整備が求められております。
- 乳児院でもケアニーズの高い児童が増加しており、心身の発達とともに行動面に問題が現れる児童も存在します。現行の体制では、児童への対応が困難な状況にあり、受け入れ体制の確保が必要です。

**（取組１－１）児童養護施設における支援体制の強化**

- 施設で養育が必要な児童を確実に受け入れられるよう定員数を確保するとともに、ケアニーズの高い児童を受け入れるための専門機能強化型児童養護施設の体制強化を検討し、全ての児童養護施設が「専門機能強化型児童養護施設」の指定要件を備えるよう、施設に働きかけていきます。
- 本体施設を少人数（将来的には４人まで）の生活単位で運営することについて、代替養育のニーズや職員配置など施設運営における課題を踏まえながら、対応を検討していきます。
- 都立児童養護施設は、引き続き公的な役割（セーフティネット）を担うため、それぞれの地理的な条件等を活かしながら、職員の配置増などにより支援体制の強化を検討します。また、老朽化した施設の改築・改修等に併せて、居室の個室化やクールダウンスペースの設置など、ケアニーズの高い児童や中高生へのケアを充実するための環境を整備します。
- 連携型専門ケア機能事業において、ケアニーズが高く施設ケアの必要な一時保護児童や里親委託ケースの受入れを検討するとともに、これまでの支援のノウハウを都内の児童養護施設や学校等に還元していきます。

**（取組１－２）児童自立支援施設における支援体制の強化**

- 寮の児童定員の見直しにより、児童の個別的・専門的な支援をきめ細かく行うとともに、児童の安定した環境を確保するための個室化を進めていきます。また、ケアニーズの高い児童への個別的ケアの充実を図るため、寮職員の増員を図っていきます。将来的な増員も見据え、若手職員の育成や寮における支援のマネジメント体制を含めた職員体制を強化していきます。
- 特別な支援を必要とする児童への対応を行うため、心理職の増員及び心理担当部署の設置を図るとともに、心理ケアの専門性を向上させるためにスーパーバイズ体制を構築します。
- 医療機関とのネットワーク構築及び施設コンサルを進める児童相談センターとの連携強化を進め、心理的・治療的なケア等が必要な児童を円滑に医療につなげていきます。

**（取組１－３）自立援助ホームにおける支援体制の強化**

- 児童養護施設と同様に課題を抱える児童が増えていることから、個別ケアや心理担当など専門的な支援体制の強化を検討していきます。

**（取組１－４）乳児院における支援体制の強化**

- 虐待や疾病・障害等を理由に入所する児童やその保護者等に対して、医師や心理士などの専門的な知識や技術を有する者による、一人一人の状態に応じたケアを引き続き実施していきます。  
また、措置した児童の家庭復帰、里親や児童養護施設等への措置変更を見据え、児童のアセスメントや関係機関との調整を推進します。
- 看護師の増配置による病虚弱児等の受け入れ体制の整備を継続するとともに、重篤な児童を受け入れる場合は、さらに看護師を増配置することにより、受け入れ体制の強化を引き続き実施していきます。

**<課題２>児童相談所における児童、施設等関係機関への支援の充実**

- 児童相談センターにおける治療指導機能の更なる充実に加え、心理治療的なケアや入院等が必要な児童を円滑に医療につなげる体制づくりが必要です。
- 児童相談センターによる、児童養護施設や子供家庭支援センター等の関係機関への更なる支援が必要です。

**（取組２－１）ケアニーズが高い児童への専門的な支援の充実**

- 児童相談センターにおける緊急宿泊治療の枠を拡大します。
- 心理治療的なケアや入院等が必要な児童が円滑に医療につながるよう児童精神科病床を有する医療機関とのネットワークを構築します。

**（取組２－２）児童養護施設等の関係機関への支援の充実**

- 児童相談センターによる児童養護施設等へのコンサルティングを実施し、施設のケアニーズが高い児童への対応力を強化します。
- 子供家庭支援センターの心理職が児童相談所と連携し、専門的な支援が行えるよう都のガイドラインを策定する等、専門性向上に向けた取組を検討します。

|             |
|-------------|
| <b>評価指標</b> |
|-------------|

| 取組       | 指標名                 | 現状                        | 目標値 |
|----------|---------------------|---------------------------|-----|
| 取組 1 - 1 | 専門機能強化型児童養護施設の実施施設数 | 40 施設<br>(令和 6 年 6 月 1 日) | 全施設 |
| 取組 1 - 2 | 乳児院の家庭養育推進事業        | 9 施設<br>(令和 6 年 6 月 1 日)  | 全施設 |
| 取組 1 - 3 | 乳児院の医療体制整備事業        | 2 施設<br>(令和 6 年 6 月 1 日)  | 継続  |

## 6 「 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援 」

（目指す方向性）

- 施設等で生活する児童の退所後の生活や進学、就労に向けた自立支援を推進します。
- 社会的養護経験者の実情を把握し、その自立のために必要な援助を促進します。

### 現状・これまでの取組

#### 1 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援

- 都は、児童養護施設及び自立援助ホームに、自立支援担当職員（自立支援コーディネーター、ジョブ・トレーナー）を配置し、入所中から退所後の児童の自立に向けた支援を実施してきました。
- 高等学校に在学中の児童の生活にかかる経費の実態を踏まえ、独自に学習支援に係る経費を支援しています。
- 児童自立支援施設では、入所中に構築した職員と児童との間の信頼関係を活かして、退所後の生活の安定や自立を支援しています。
- 社会的養護経験者等を対象に、就労や生活の悩みなどを相談でき、同じ悩みを抱える者同士が集える場所として、ふらっとホーム（社会的養護自立支援拠点事業）を都内3か所で実施しています。
- 改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（児童養護施設の退所児童等に生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する事業）年齢制限の撤廃及び実施場所の拡充、社会的養護経験者等の実状把握及びその自立のために必要な援助を行うことが都道府県に対し義務化されました。
- 都は施設退所（措置解除）時の支援や、退所後（措置解除後）の生活・就労に関する課題、退所者のニーズを把握し、施策に活用することを目的として、「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」を令和2年度に実施しています。この結果から、社会的養護経験者等に対するアフターケアの充実の必要性が高いことがわかります。  
施設退所に関する主な調査結果は以下のとおりです。

|                      |         |           |       |
|----------------------|---------|-----------|-------|
| 退所の際に、<br>退所を希望していたか | 希望をしていた | 希望していなかった | その他   |
|                      | 70.3%   | 18.6%     | 11.2% |

|                |       |        |               |       |
|----------------|-------|--------|---------------|-------|
| 退所に向けたサポ<br>ート | よかった  | まあよかった | どちらともいえ<br>ない | その他   |
|                | 51.8% | 18.2%  | 11.0%         | 19.0% |

|                           |       |       |                    |
|---------------------------|-------|-------|--------------------|
| 施設等退所者の相談支援機<br>関の認知・利用状況 | ある    | ない    | 相談支援機関があることを知らなかった |
|                           | 13.4% | 61.6% | 25.0%              |

### 課題と取組の方向性

#### <課題 1> 社会的養護経験者等に対するアフターケアの充実

- 社会的養護経験者等がどのような支援を必要としているかなど、その実  
状やニーズを把握することが必要です。
- 児童養護施設等において、入所中から退所後も継続して、自立を支援するた  
めの取組の強化が必要です。
- 児童自立支援施設には、アフターケアを担う専任職員「自立支援担当職員」が  
配置されておらず、退所者等からの希望が場合に、出身寮の職員が中心となって、  
入所児童への支援の合間に可能な範囲で対応している状況です。このため、退所  
後も関係機関と連携したアフターケアが十分実施できる体制となっていないこと  
が課題となっています。

#### （取組 1－1）社会的養護経験者等の実態把握と関係機関の連携強化

- 社会的養護経験者や関係機関が構成員となる社会的養護自立支援協議会を設  
置し、関係機関の連携を強化していきます。
- 社会的養護経験者等の実態と支援ニーズを把握するための実態調査を実施し  
ます。

**(取組 1－2) 施設等における支援体制の強化**

- 引き続き、児童養護施設や自立援助ホームに入所中の児童の退所後の生活や進学、就労に向けた自立支援を推進するため、自立支援担当職員の配置と専門性の確保を支援します。
- 児童養護施設等が措置解除後も退所者等とつながり、必要な支援を行うための交流会等の取組を支援します。
- 児童自立支援施設において、入所時から退所後まで一貫したアフターケアを計画的かつ継続的に実施できるよう体制を強化していきます。各児童自立支援施設にアフターケア業務を専属で担う「自立支援担当職員」の配置を図っていきます。
- 社会的養護自立支援協議会での検討等を踏まえ、ニーズに応じた児童自立生活援助事業の実施を検討します。
- 社会的養護自立支援拠点事業の機能を拡充します。
- 家庭復帰や里親委託により乳児院を退所した後は、児童及び保護者へのアフターケアが自立支援と捉えられます。乳児院退所後は、地域の子ども家庭支援センターや関係者会議・要保護対策協議会等での対応方針等を共有し、地域で自立できる体制の確保について検討します。

**評価指標**

| 取組  | 指標名                 | 現状                                                       | 目標値            |
|-----|---------------------|----------------------------------------------------------|----------------|
| 1-2 | 児童自立生活援助事業の実施箇所数    | I 型 <sup>1</sup> ：18 箇所<br>II 型・III 型：0 箇所<br>(令和6年4月時点) | 増やす            |
| 1-2 | 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数 | 3 箇所(都所管)<br>(令和6年4月時点)                                  | 実態調査を踏まえ協議会で検討 |

2

<sup>1</sup> I 型：自立援助ホーム II 型：母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 III 型：ファミリーホーム、里親



## 7 「 児童相談体制の強化 」

### （目指す方向性）

- 1 都児童相談所の体制強化
  - 都児童相談所の人員体制・専門性を強化します
  - 都児童相談所の管轄区域の見直し、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の強化をします
- 2 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組
  - 区立児童相談所を含む東京全体の児童相談業務の総合調整機能を強化します
  - 都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携を強化します

### 現状・これまでの取組

#### 1 都児童相談所の体制強化

##### （1）都児童相談所の人員体制・専門性の強化

- 都の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、重篤な虐待ケースや精神疾患がある保護者への対応など、対応が困難なケースも増加しています。
- 経験年数2年以下の職員が、児童福祉司・児童心理司ともに5割弱となっており、経験が浅い職員が増加しています。
- 児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童福祉司や児童心理司を増員するほか、困難ケースへの対応にあたり、職員に助言・指導等を行う専門課長を配置しています。
- 人材確保のための専任チームを設け、大学や養成機関への訪問を行うほか、人材育成のためのトレーニングセンターを設置し、実践的な研修を実施しています。

##### （2）都児童相談所の管轄区域の見直し、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の強化

- 令和3年7月に公布された児童相談所設置の基準を定める政令（管轄人口おおむね50万人以下）等を踏まえ、管轄区域の見直しや新設による区域再編に向けた対応を実施しています。
- 児童相談に係る都と区市町村の相互連携の強化を図るため、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点（サテライトオフィス）を設置しています。

## 2 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組

### (1) 区立児童相談所を含む東京全体の児童相談業務の総合調整機能の強化

- 都においては、令和6年10月現在、11か所の都立児童相談所、9か所の区立児童相談所、85か所（61区市町村）の子供家庭支援センターが設置されています。
- 東京では、トー横問題等、単一の自治体では解決できない広域的、専門的な課題が顕在化しています。
- これを踏まえ、都は、令和6年度、区立児童相談所を含む東京全体の総合調整機能を担当する「総合連携担当」を都児童相談センターに設置しました。

### (2) 都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携の強化

#### ① 都児童相談所サテライトオフィスによる連携

- 令和2年7月に練馬区子供家庭支援センター内（※1）、令和3年12月に台東区子ども家庭支援センター内（※2）、令和4年4月に渋谷区子供家庭支援センター内、令和6年11月に墨田区子育て支援総合センター内に、都の児童相談所の連携拠点（サテライトオフィス）を設置しました。
  - ※1 令和6年6月の都立練馬児童相談所の開設により発展的に終了
  - ※2 台東区・中央区との共同設置

- 都の児童相談所職員が、定期的及び必要時に連携拠点（サテライトオフィス）で業務を行うとともに、必要な児童虐待事案等について、連携拠点を活用し、情報共有、合同調査等を実施しています。

#### ② 子供家庭支援センター分室による連携

- 令和5年7月に新宿区子供家庭支援センターの分室を都の児童相談センター内に、令和6年10月に足立区こども家庭相談課の分室を都の足立児相内に設置しました。
- 子供家庭支援センター職員が、常時、分室で業務を行うとともに、児童虐待相談等について情報共有、虐待通告時の調査や面接等を合同で実施しています。

#### ③ 都児童相談所・子供家庭支援センターの一体型拠点による連携

- 令和6年6月、東京都練馬児童相談所を練馬区子供家庭支援センターと同一の施設内に設置しました。
- 虐待通告に対する初期対応機関の振り分けの実施、日常的な合同ケース会議の開催、合同家庭訪問・面接、合同研修などにより、児童相談所と子供家庭支援セ

ンターが緊密に連携しています。

## 課題と取組の方向性

### 1 都児童相談所の体制強化

#### <課題 1> 都児童相談所の人員体制・専門性の強化

- 児童福祉司の配置基準は、平成 28 年の政令改正により、人口おおむね4万人から7万人までに対して1人とされていたものが、平成 31 年4月以降は、人口4万人に対して1人が標準とされ、さらに、令和4年度に、人口3万人に1人の配置に引き上げられたため、現状、職員定数が配置基準に足りていません。
- 児童福祉司、児童心理司の増員を進める中で、経験年数の浅い職員の割合が増加しており、一層効果的な人材育成を図っていく必要があります。

#### （取組 1－1）人員体制の強化

- 児童福祉司には高い専門性が求められるため、必要な人材確保はもとより、人材育成をしていくことが重要であり、引続き、国の配置基準等を踏まえ、計画的に増員します。
- 計画的な人員確保を進めるために、多様なリクルート活動など、採用選考における取組を実施していきます。
- 職員確保及び定着支援に向けて、児童相談所職員住宅としての民間賃貸住宅借り上げなど、インセンティブとなる取組の拡充を進めていきます。

#### （取組 1－2）実践的な研修の充実

- 都トレーニングセンターにおけるロールプレイング形式の演習型研修を充実します。

#### （取組 1－3）サポート体制の充実

- 新たに採用した職員が環境の変化やギャップに対応できるよう、採用前から採用後にかけての職員へのサポート体制を充実します。

＜課題２＞都児童相談所の管轄区域の見直し、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の強化

- 虐待に関する相談件数は年々増加しており、相談体制を強化し、迅速な対応につなげていくため、多摩地域及び区部における都児童相談所の整備を進めていくことが必要です。
- 引き続き、区市町村との連携を通じた、きめ細かな相談支援体制を確立するため、サテライトオフィスの設置を推進することが必要となります。

（取組２－１）都児童相談所の新設によるきめ細かな相談支援体制の確立

- 国の政令基準（管轄人口おおむね 50 万人以下）等を踏まえ、区部及び多摩地域における都児童相談所の新設を進め、地域に根差したきめ細かな相談支援体制を確立します。

今後の新設予定

町田児童相談所（仮称）（Ｒ７年度）、大田区に設置する新たな児童相談所（Ｒ８年度）、多摩中部児童相談所（仮称）（Ｒ１１年度）、西多摩児童相談所（仮称）（Ｒ１３年度）、また、目黒区に設置する新たな児童相談所の設置に向けた検討（Ｒ１３年度までを目途に）

（取組２－２）サテライトオフィスの設置促進

- 都児童相談所のサテライトオフィスの設置を促進し、都と区市町村の連携を一層強化します。

今後の新設予定等

検討中                      目黒区こども家庭センター内サテライトオフィスの設置

## 2 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組

### <課題3> 区立児童相談所を含む東京全体の児童相談業務の総合調整機能の強化

- 児相設置自治体間や、児童相談所と子供家庭支援センター間の調整において、相談援助業務のルール解釈や認識の違いにより、手続が円滑に進まない事例が発生しています。
- 一時保護児童の入所先施設が見つからず、一時保護長期化の一因となるとともに、児童福祉司個人による入所打診等が繰り返されるなど、職員の負担も増大しています。
- 児童相談所では、困難な法的対応やケアニーズの高い児童への支援等、大都市特有の困難ケースに直面しています。また、子供家庭支援センターにおいても法的対応など様々なケースに対応しています。
- 児童相談所、子供家庭支援センターともに、経験豊富な職員の確保・育成に苦慮しています。

#### （取組3）東京全体の児童相談業務の総合調整機能の発揮に向けた取組

- 都児童相談センターの体制を強化し、東京全体の児童相談業務の総合調整機能の発揮に向け、以下の取組を推進します。

##### 【相談援助業務の標準化】

- ・児童相談所の業務に係る既存のルールの解釈等を確認・検証し、東京の実情を踏まえた都区共通の新たなガイドライン等の策定を検討します。
- ・児童相談所と子供家庭支援センター間の連絡調整に係るルールを検証し、必要な見直しを実施します。
- ・児童養護施設の入所調整の効率化に向けた都区共通の仕組みづくりを検討します。

##### 【個別ケースに係る専門的支援】

- ・都内全体での専門性向上のために、困難ケースや好事例等、対応事例を全自治体で共有するための仕組みを構築します。
- ・区立児童相談所や子供家庭支援センターにおける個別の困難事例について、専門相談を受け付ける窓口の設置を検討します。

##### 【人材育成の共同推進】

- ・都児童相談所、区立児童相談所、子供家庭支援センターにおける合同研修と人事交流の取組を進め、専門性の向上と「顔の見える関係」を構築します。

＜課題４＞都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携の強化

- 都と区市町村できめ細かな相談支援体制を早期に確立することが必要です。

（取組４）都児童相談所と子供家庭支援センターとの連携拠点の充実

- 都児童相談所のサテライトオフィス、区の子供家庭支援センターの分室、１区１児相体制による児童相談所・子供家庭支援センターの一体型拠点など、都児相と子供家庭支援センターとの連携拠点の充実を図っていきます。

評価指標

| 取組           | 指標名                             | 現状                                                                                                                                                      | 目標値                          |
|--------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| （１）<br>取組１－１ | ○第三者評価を実施している児童相談所数             | ６か所                                                                                                                                                     | 全児童相談所                       |
| （１）<br>取組１－１ | ○児童福祉司、児童心理司の配置数                | 定数は、児童福祉司５０７名、児童心理司２５１名となっており、国の政令基準を満たしていない（令和６年４月１日時点）                                                                                                | 国の政令基準の達成・維持                 |
| （１）<br>取組１－１ | ○市町村支援児童福祉司の配置数                 | <b>２名（定数）</b><br>（令和６年４月１日時点）                                                                                                                           | 国の政令基準の達成・維持                 |
| （１）<br>取組１－１ | ○児童福祉司スーパーバイザーの配置数              | <b>６６名（課長代理の定数）</b><br>（令和６年４月１日時点）                                                                                                                     | 必要に応じて体制を強化                  |
| （１）<br>取組１－１ | ○医師の定数（常勤・非常勤の内訳含む）             | 常勤７人、非常勤２１人<br>（令和６年４月１日時点）                                                                                                                             | 必要人員を確保                      |
| （１）<br>取組１－１ | ○保健師の定数（常勤・非常勤の内訳含む）            | 非常勤１２人<br>（令和６年４月１日時点）                                                                                                                                  | 必要人員を確保                      |
| （１）<br>取組１－１ | ○弁護士の定数（常勤・非常勤の内訳含む）            | 非常勤１２人<br>（令和６年４月１日時点）                                                                                                                                  | 必要人員を確保                      |
| （１）<br>取組２－１ | ○児童相談所の管轄人口（１００万人を超えている場合は、推移も） | <b>児童相談センター：１２９万人、江東児相：８２万人、品川児相：１４２万人、杉並児相：９１万人、北児相３６万人、足立児相６９万人、練馬児相７４万人、八王子児相：１１８万人、立川児相：７５万人、小平児相：１１６万人、多摩児相：８２万人</b> （住民基本台帳による世帯と人口<br>R6.1.1 現在） | 人口規模などを考慮し、児童相談所の管轄区域の見直しを実施 |

|              |                                     |               |                 |
|--------------|-------------------------------------|---------------|-----------------|
| (2)<br>取組2-1 | ○中核市・特別区における児童相談所の設置状況              | 9区(令和6年10月時点) | —               |
| (2)<br>取組2-1 | 中核市・特別区における児童相談所の今後の設置見込(検討中のものを含む) | —             | 令和8年度末までに3区設置予定 |

## 8 「一時保護児童への支援体制の強化」

(目指す方向性)

(1) 一時保護需要に応える環境整備の推進

- 一時保護需要を充足する体制を構築します

(2) 個別的支援が必要な児童をケアするための人員体制

- 適切なケアに必要な人員体制を強化します

(3) 児童の権利を守るための取組の充実

- 一時保護所における児童の権利保護を推進します

### 現状・これまでの取組

(1) 一時保護需要に応える環境整備の推進

- ① 一時保護需要を充足する体制の構築

- 都内8か所の一時保護所において、空き状況や地域性等を考慮し調整を図りながら、都全域の児童の受入れを実施しています。また、児童の状況や、虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、里親、児童福祉施設、医療機関等に一時保護委託も実施しています。

乳幼児に関しては、都内の乳児院で受け入れており、きめ細かなアセスメントや支援を行っている。

(2) 個別的支援が必要な児童をケアするための人員体制

- ① 適切なケアに必要な人員体制

- 都一時保護所については、一時保護を必要とする児童が毎年2,100人を超えて高止まりの状況となっています。

- 「トー横キッズ」の一時的な受入れなど、大都市特有の課題が顕在化しています。

- これまで、都は、児童の安全と安心を保障し、高い入所率や児童の頻繁な入退所等に対応するため、国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」よりも手厚く人員を配置しています。

(3) 児童の権利を守るための取組の充実

- ① 一時保護所における児童の権利保護

ア 子供の権利擁護

- 児童の権利を守り、一時保護所の生活の質を向上するため、外部評価を受審し



ているほか、第三者委員による保護児童の意見を聴く取組も実施しています。

- さらに、令和6年度、意見表明支援員による一時保護児童の意見表明の支援を試行開始しています。

#### イ 子供の学習・通学

- 一時保護所に、教員免許を有する学習指導員を配置しているほか、家庭教師の派遣、タブレットによる習熟度に応じた個別学習の充実などを実施しています。
- 必要に応じて、在籍校とも連携を図りながら、学校行事等への参加を支援しています。
- 高校生など、通学可能な児童は、単独通学を実施しています。

#### ウ 家庭的環境づくり

- 都ではユニット環境にある一時保護所は1か所あり、居室が個室となっている保護所は2か所あります。

### 課題と取組の方向性

#### (1) 一時保護需要に応える環境整備の推進

##### <課題1> 高まる保護需要への的確な対応

- 虐待の相談件数は過去5年間で1.6倍に、また、警察による身柄通告数は年間1,300件を超えて推移しており、一時保護所では入所定員数を超過して受入れを行っている状況となっています。
- 受入児童の権利擁護の観点から、その置かれている環境その他の事情を勘案しながら、地域での生活の保障や、在籍校への通学に配慮した一時保護体制の整備が必要です。
- また、複雑かつ困難ケースが増加する中、施設への入所調整や里親とのマッチングに時間がかかるなど、一時保護所に長期に滞留する児童が増加しています。
- 乳児院においては、職員配置の少ない夜間・早朝などにも緊急を要する乳児の一時保護委託の受入れを行っています。

（取組１－１）都児童相談所の一時保護需要を踏まえた体制の整備

- 将来的な一時保護需要を踏まえ、必要な定員を充足するよう、新たな一時保護所の整備を実施し、入所定員数を拡充します。
- 併せて、児童養護施設や乳児院、里親、民間一時保護施設等も活用するとともに、区児童相談所とも連携を図りながら、都内全体の一時保護需要に対応します。
- さらに、一時保護所の定員超過を解消するため、児童養護施設において、一時保護委託の体制構築に向けた支援を実施します。

（参考）東京都一時保護所の需要推計

単位：人

|                              | R6           | R7           | R8           | R9           | R10          | R11          | ～ | R15          |
|------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---|--------------|
| ①需要推計総数                      | 488          | 534          | 580          | 624          | 668          | 663          |   | 648          |
| ②入所定員<br>上段：都区合計<br>下段：都 児 相 | 431<br>(250) | 441<br>(250) | 523<br>(296) | 523<br>(296) | 547<br>(320) | 577<br>(350) | ～ | 641<br>(414) |
| ③差（不足分）<br>（①－②）             | (▲57)        | (▲93)        | (▲57)        | (▲101)       | (▲121)       | (▲86)        |   | (▲7)         |

※②入所定員は現時点の想定案のため変動可能性あり

（取組１－２）「１児童相談所１保護所」の整備の検討

- 子供の地域との繋がり の保障、相談部門と保護部門の連携強化の観点から「１児童相談所１保護所」を基軸に整備を実施します。

（取組１－３）施設等への入所調整の仕組みの構築

- 一時保護所や施設入所にかかる調整期間の短縮化を図るため、施設等への入所調整の仕組みを構築します。

（２）個別的支援が必要な児童により手厚いケアを行うための人員体制の強化

＜課題２＞ケアニーズの高い児童への支援体制の強化

- ケアニーズが高く個別支援が必要な児童が増加しており、受け入れる児童の状況は一層多様化・複雑化し、適切な対応にはさらなる体制の強化が必要です。
- これまで一時保護所独自の職員配置基準はなく、児童養護施設の設備運営基準を準用しており、都は、保護所の特性を踏まえた手厚い独自基準を定めるよう、国に要望していました。令和６年４月、内閣府令により、初めての一時保護所の独自基準となる「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が施行されました

が、都市部の特性を十分に反映しておらず、人員配置の基準が十分ではない状況です。

（取組２－１）権利擁護、個別ケアの観点から国基準を上回る手厚い職員配置を検討

- 児童の権利擁護や必要な個別ケアを確保する観点から、国調査研究等において示されてきた配置基準の考え方を踏まえ、「幼児２人に対し職員は１人、学齢児３人に対し職員１人を常時配置」する方向性で検討します。

幼児（２歳～３歳未満）：職員 ⇒ ２：１（常時配置）  
 幼児（３歳以上）、学齢児：職員 ⇒ ３：１（常時配置）

※ 常時配置とは、昼間、児童３人に対して常に職員１人（３歳未満の幼児の場合は児童２人に対して常に職員１人）を配置するという、児童の個別ケアに着目した新たな考え方になります。

（取組２－２）夜間帯、身柄付通告対応に係る適切な職員配置の検討

- 夜間帯においても、国の一時保護施設の設備及び運営に関する基準で示されている２人以上を配置するとともに、開庁時間以外の時間における通告に係る対応を行う職員を、別途、配置する方向性で検討します。

（取組２－３）心理的ケアが必要な児童に対する専門的支援の強化

- 虐待などによる心の傷つき、発達障害や愛着形成上の課題、PTSD等を抱える児童も多いことから、一時保護所における心理職の数は、児童おおむね１０人につき１人以上を配置します。

（取組２－４）手厚い人員配置に向けた人材確保の充実

- また、手厚い人員配置を実現するために、採用・リクルートの強化を図るなど、人材確保の充実を検討します。

（参考）東京都一時保護所での職員増員計画

単位：人

|            | R6  | R7  | R8          | R9  | R10         | R11         | R12以降<br>R18まで                               | 合計   |
|------------|-----|-----|-------------|-----|-------------|-------------|----------------------------------------------|------|
| 新設         |     |     | 大田児童<br>相談所 |     | 練馬児童<br>相談所 | 町田児童<br>相談所 | 西多摩児童相談所<br>目黒区に設置する<br>新たな児童相談所<br>八王子児童相談所 |      |
| 保護所<br>職員数 | 169 | 177 | 192         | 218 | 247         | 277         | 497                                          |      |
| 増員数        |     | +8  | +15         | +26 | +29         | +30         | +220                                         | +328 |

### （３）児童の権利を守るための取組の充実

#### <課題３>児童の権利擁護に係る環境整備

- 国の一時保護ガイドラインでは、「外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。」とされる一方、運用で、私物や通信機器の持ち込み等、一部限定している状況です。
- 通学支援に関しては、虐待等の児童の状況や通学距離等から、一部の保護所のみで対応しています。通学が可能な場合にも、職員体制が手薄であるため、十分な支援体制の確保が困難な状況です。
- 家庭的な環境を確保する観点でのユニット化や、プライバシーへの配慮や、児童が安心して一人になれる場所を確保する観点での居室の個室化が必要です。

#### （取組３－１）一時保護所における児童の権利擁護の推進

##### 【児童の視点に立った権利擁護の推進】

- 一時保護所内の児童の権利制限やルールの見直し等については、子供の声を聴きながら引き続き検討します。
- 児童への入所後の生活等の説明について、分かりやすい説明の仕組みやツールの活用を実施します。

#### （取組３－２）児童の置かれている環境に応じた教育・学習支援の強化

##### 【学習や通学への支援強化】

- 学習環境を一層充実するため、在籍校と緊密な連携を図るとともに、引き続き創意工夫した学習を展開します。
- 児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援を実施します。
- 通学が可能な場合、在籍校の近くの施設や里親への委託を一層促進します。
- 一時保護所からの通学を可能とするため、必要な職員体制の確保や送迎のための仕組みを構築します。

(取組 3-3) ユニット化・居室の個室化に向けた施設整備

【家庭的な環境を実現するための施設整備】

- 新設する一時保護所について、原則 6 人以下のユニット化及び個室化を実現します。
- 既存一時保護所についても、ユニット化・居室の個室化への手法を検討します。

評価指標

| 取組            | 指標名                 | 現状                    | 目標値                              |
|---------------|---------------------|-----------------------|----------------------------------|
| (1)<br>取組 1-1 | 一時保護施設の定員数          | 250 人（民間委託含まない）       | 令和 11 年度<br>350 人（見込み・民間委託は含まない） |
| (3)<br>取組 3-1 | 第三者評価を実施している一時保護施設数 | 全 11 か所（民間委託の 3 か所含む） | 全児童相談所で実施                        |

## 9 「 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着 」

### （目指す方向性）

- 都児童相談所における計画的な専門人材の確保・育成・定着
- 都と区市町村の共同による人材育成の推進
- 妊産婦のニーズに沿った切れ目のない支援を実施するための人材育成の推進
- 児童養護施設等における専門的ケアが必要な児童に対応する職員の確保・育成及び定着の推進

### 現状・これまでの取組

#### ① 児童相談所の専門人材の確保・育成・定着

- リクルートチームによる大学・養成校等への出前講座を実施しています。実習生の受入れ、広報動画により児童相談所の魅力をPRしています。
- 多様な採用選考を実施しています。（経験者選考でロールプレイングを導入しています。また、令和6年度採用選考から経験者1級職の採用も導入しています。）
- 民間賃貸の職員住宅を確保し若手職員が働きやすい環境を整備しています。
- 都トレーニングセンターにおいて、経験の浅い職員を中心にロールプレイング形式の演習型研修を実施しています。

#### ② 子供家庭支援センターへの支援

- 子供家庭支援センターの虐待対策ワーカーや心理職などの職種ごとの研修を実施しています。
- 勤続満3年以上の経験豊富な虐待対策ワーカー（主任虐待対策ワーカー）を配置する場合の財政支援を実施しています。

#### ③ こども家庭センターへの支援

- 児童福祉法・母子保健法の改正により、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援を実施することも家庭センターの設置が各区市町村の努力義務となりました。  
都では令和6年度から、こども家庭センターに関わる職員への研修を開始しています。

#### ④ 児童養護施設等における人材支援

- 児童養護施設職員の人材確保を図るため、実習生に対して丁寧な指導ができる

よう担当職員を配置し、その代替職員確保のための支援を行っています。

- 児童指導員等を目指す者や実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる取組を支援しています。
- 職員の確保・育成・定着を支援するため、児童養護施設等が職員用の宿舍を借り上げた場合に借り上げ経費の一部を支援しています。
- 児童養護施設等の専門職種職員やユニットリーダー等の育成を図るための研修を実施するとともに、施設職員が研修参加しやすくなるよう代替職員の確保に向けた取組を支援しています。

### 課題と取組の方向性

#### ＜課題 1＞ 児童相談所の専門人材の計画的な確保・育成・定着が必要

- 都児童相談所の児童福祉司・児童心理司について政令基準に基づく配置を目指すとともに、新たな保護所の増設や手厚い職員配置に向け、計画的な専門人材確保のための強化策が必要です。
- 経験の浅い児童福祉司が増加している中、法的対応など高度な専門性が求められる判断の難しいケースが増加しています。
- 実践力の高い専門職を育成するため、保護者との面接スキルの習得などが急務です。
- 困難ケースに対する若手職員への助言・指導を行うスーパーバイザー・基幹的職員の育成・増員が必要です。

#### （取組 1－1）都児童相談所における計画的な専門人材の確保・育成・定着

- 都児童相談センターにおいて、児童福祉の人材施策を総合的に実施する体制を強化し、専門人材の確保・育成・定着に向けた取組を一層推進します。
- 職員確保及び定着支援に向けて、児童相談所職員住宅としての民間賃貸住宅借り上げなど、インセンティブとなる取組の拡充を進めていきます。
- 計画的な人員確保を進めるために、多様なリクルート活動など、採用選考における取組を実施していきます。
- 都トレーニングセンターにおけるロールプレイング形式の演習型研修の充実をします。

- 基幹的職員を育成しＯＪＴ体制を強化するなど、チームマネジメント体制を強化します。
- 新たに採用した職員が環境の変化やギャップに対応できるよう、採用前から採用後にかけての職員へのサポート体制を充実します。
- 職員の専門性向上に向けた資格取得を支援し、職員のキャリアアップを図ります。
- ジョブローテーションにより多様な職場を経験させキャリアアップを図ることにより、児童分野の優秀な専門人材を育成します。

＜課題２＞都と区市町村の共同による人材育成の推進が必要

- 子供家庭支援センターにおける虐待の困難事例への対応や予防的取組が進む中、経験豊富な職員の育成や専門職の確保・育成が課題となっています。
- 相談業務に係るスキルやノウハウの蓄積や継承が困難です。

（取組２）都と区市町村の共同による人材育成の推進

- 都と区市町村の合同研修や人事交流等について新たに企画実施することにより、専門性の向上と顔の見える関係を構築します。
- 都トレーニングセンターと特別区職員研修所の相互研修を実施します。
- 都と区市町村のケース対応の事例を収集し、共有できる仕組みを構築します。

＜課題３＞妊産婦のニーズに沿った切れ目のない支援を実施するための人材育成

- こども家庭センター設置に向け、児童福祉部門と母子保健部門の緊密な連携が必要です。また、妊娠期からニーズに沿って予防的な支援を実施する職員の育成が急務です。

（取組３）妊産婦のニーズに沿った切れ目のない支援を実施する人材育成の推進

- 組織間の相互理解と連携体制構築を目的とした、子供家庭支援センターと母子保健部門の合同研修を実施します。
- 妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない丁寧な寄り添い支援を行う支援者を育成するため、スキルアップ研修を実施します。
- 両部門の連携の核となる人材のマネジメント力を強化するため、統括支援員実務研修を実施します。



＜課題４＞ 児童養護施設等職員の資質及び専門性の向上

- 児童養護施設等で働く人材の確保に向けた更なる取組が必要です。
- 児童養護施設等では、ケアニーズの高い児童の養育を担うことから、専門性の高いケアを行う職員の人材育成が必要です。
- 児童養護施設の小規模化や地域分散化が進んできたことに伴い、少人数の職員で児童を養育する体制となっているため、職員の孤立化を防ぐとともに、メンタルヘルス対策が課題となっています。

（取組４）施設職員の人材確保・育成に向けた取組

- 社会的養護関係施設の新規採用職員確保のインセンティブとなる取組や働き続けられる支援制度を実施していきます。
- 職員の専門性向上に向けた認定資格の取得支援や資格取得者を施設等に配置する際の加算（手当）に対する支援を実施します。
- 専門機能強化型児童養護施設において、心理担当職員が職員のメンタルヘルス対応の役割も担えるように引き続き支援します。

## 第4章 計画の進捗評価と見直し

○ 本計画は、東京都児童福祉審議会専門部会における議論を経て、東京都全体の社会的養育の充実に向け、都において取りまとめたものです。

○ 本計画においては、計画の進捗状況を評価するため、計画の記載事項ごとに取組や指標を設定しています。計画の達成状況を評価するため、各取組や指標の現状把握に必要な調査を毎年度実施していきます。

計画期間中、この取組・指標等を活用して、「東京都児童福祉審議会」において、計画の達成状況の進捗を管理し、次期以降の計画につなげていきます。

○ 社会的養育の推進に向けて、本計画では、妊娠期からの支援などの予防的な取組や、社会的養護からの自立のための支援など、幅広い観点で取組を示しています。

計画の達成に向けては、児童福祉分野に加えて、若者支援、生活福祉、障害者支援など、関係する他分野と連携し横断的に取り組み、必要な支援を提供していきます。

○ 令和2年度以降、特別区における児童相談所の設置が進んでいます。令和6年度4月1日時点で8つの区（世田谷、荒川、江戸川、港、中野、板橋、豊島、葛飾）が児童相談所を開設し、今後も新たな開設が予定されています。

一方、都においても、国の政令により、児童相談所の所管区域の人口が「基本としておおむね50万人以下」とされたことから、基準に合わせた所管区域の見直しや新たな都児童相談所の設置を進めており、都の社会的養育を取り巻く環境は変化を続けています。

○ 計画の推進に向け、進捗評価の結果や状況の変化を踏まえながら、必要に応じて、体制や取組の抜本的な見直しを行い、社会的養育の推進に努めていきます。

特に、児童自立支援施設については「心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議」における議論において、本施設に求められる役割や今後の方向性に向けた検討の必要性が示されたため、引き続き体制のあり方を検討していきます。

さらに、計画全体についても、計画期間の中間年である令和9年度を目安として検討を行い、必要な場合には、計画の見直しを行い、取組を一層推進していくこととします。